

令和4年第5回太子町議会定例会（第500回町議会）会議録（第2日）

令和4年8月30日

午前10時開議

議 事 日 程

- 1 一般質問
- 2 請願第7号 大津茂川左岸堤防線外除草工事（その2）の積算間違いを指摘した後の太子町の対応と考え方の公表を求め、問題点を確認し改善を求めるための請願

本日の会議に付した事件

- 1 一般質問
- 2 請願第7号 大津茂川左岸堤防線外除草工事（その2）の積算間違いを指摘した後の太子町の対応と考え方の公表を求め、問題点を確認し改善を求めるための請願

会議に出席した議員

2番	出原賢治	3番	森田哲夫
4番	吉田正之	5番	長谷川正信
6番	玉田正典	7番	上山隆弘
8番	中藪清志	10番	首藤佳隆
11番	清原良典	12番	井村淳子
13番	藤澤元之介	14番	中島貞次

会議に欠席した議員

1番	松浦崇志	9番	堀卓史
----	------	----	-----

会議に出席した事務局職員

局長	森文彰	書記	蛭井のり子
書記	清水美紀		

説明のため出席した者の職氏名

町長	服部千秋	副町長	杉原勝由
教育長職務代理者	福田秀樹	総務部長	森田好紀
生活福祉部長	嶋津一弥	経済建設部長	松谷真利
教育次長	栗岡正則	財政課長	佐々木信人

（開議 午前10時00分）

○議長（中島貞次） 皆さんおはようございます。

令和4年第5回太子町議会定例会2日目におそろいで御出席いただきありがとうございます。
なお、本日は松浦崇志議員並びに堀卓史議員におかれましては体調不良のため欠席されます。
ただいまの出席議員は12名です。定足数に達していますので、ただいまから令和4年第5回太子町議会定例会2日目を再開します。

これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配りましたとおりです。

これから日程に入ります。

~~~~~

日程第1 一般質問

○議長（中島貞次） 日程第1、一般質問を行います。

質問をされます議員諸君に申し上げます。

質問は一問一答方式で行います。質問、答弁が終わるまで一般質問席でお願いします。

なお、念のため申し添えますが、質問、答弁は簡潔明快にお願いします。さらに、今期定例会では時間制により質問を行うこととなっておりますのでよろしくお願いします。

それでは、順番に発言を許します。

まず、森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 それでは、皆さんおはようございます。

議席番号3番森田哲夫、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

まず1番、地球温暖化対策における脱炭素社会実現を目指した取り組みについて。

地球温暖化対策の推進に関する法律に基づく政府の地球温暖化対策計画では、2050年カーボンニュートラル宣言及び温室効果ガスを2030年度までに2013年度から46%削減し、さらに50%の高みに向けて挑戦を続けていくとしています。兵庫県における地球温暖化対策計画では、国よりも早く2020年9月に2050年に二酸化炭素排出実質ゼロ、いわゆるゼロカーボンを目指すと表明しております。その実現のため、2030年までに2013年度から48%削減するとしております。COP26グラスゴー気候合意、これは2021年11月13日に採択でございますが、それによりますと産業革命からの平均気温上昇を1.5度に抑える努力を追求するとし、温室効果ガスの排出量を2050年までにゼロにするということも世界140か国の共通目標として合意いたしております。地球の平均気温が1度上昇することで熱波や豪雨の発生確率は2.8倍になり、1.5度上昇すると4.1倍に、さらに2度では6倍になると推察されております。このような状況下では河川の氾濫や崖崩れ、感染症の新たな発生が危惧され、これらに対応する対策も喫緊の課題となっております。

そこで、以下により問います。

(1)太子町における温室効果ガス排出量の削減、いわゆる緩和策について。

①温室効果ガス排出削減計画と今後の方針について。

②再生可能エネルギーの導入拡大について。

③地域循環共生圏の創生について。例えば小水力発電、ため池のソーラー、バイオガス等でございます。

④暮らしの中での省エネ対策や資源循環について。Cool Choice、温室効果ガス排出の少ないライフスタイルへの転換について、家庭、事業所、公共施設での対策はどのようにしていくのか。

⑤豊かな森づくりなど、森林等の保全と創造について。森林等の整備とカーボンニュートラルな資源としての木材利用促進等についてお尋ねします。

⑥地球温暖化対策に資する人材育成とグリーンイノベーションの支援について。

⑦学校における環境教育について。

次に、(2)に移ります。気候変動の影響に備える適応策についてお聞きします。

①自然災害対策について。

②防災体制について。

③健康対策について。熱中症とか感染症対策等。

④農作物の被害について。

(3)ゼロカーボンシティ宣言についてお尋ねします。

①近隣市町での状況について。

②太子町ゼロカーボンシティ宣言、2050年までに二酸化炭素排出量を実質ゼロにすることについてのお考えをお聞きします。

③ゼロカーボンシティに向けた産官学民の具体的な取り組みについてお願いいたします。

以上です。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 私からは(1)の①から④、それと⑥、(2)の③、それから(3)の①から③、これについて答弁させていただきます。

まず、(1)の①温室効果ガス排出削減計画と今後の方針についてでございます。

議員御指摘のとおり、地球温暖化対策は喫緊の課題であり、世界各国で取り組みが進められております。我が国や兵庫県におきましてもそれぞれ「地球温暖化対策計画」を策定し、数値目標を持って温室効果ガスの削減に取り組まれていることは御承知のとおりであります。本町におきましては、「地球温暖化対策の推進に関する法律」第21条第1項の規定に基づく「太子町公共施設地球温暖化防止実行計画」、これを定めております。この計画では、本町が実施する全ての事務及び事業を対象としまして温室効果ガスの削減を図ることとしており、2026年度、令和8年度になりますが、温室効果ガス排出量を2013年度比で33%削減することとしております。一方、地球温暖化対策の重要性を鑑みますと、本町の事務事業だけでなく、広く住民や事業者と連携して事業を進める必要があると考えます。現在取り組んでいる資源ごみの分別回収や食品ロス削減等の啓発、広報活動を進めるとともに先進自治体の施策も参考にしつつ、新規事業の創出についても研究を進めてまいります。

なお、「地球温暖化対策の推進に関する法律」では、先ほど申し上げました第21条第1項の規定に基づく地方公共団体実行計画とともに、第3項におきまして自治体の区域全体に係る施策を定める「地方公共団体実行計画（区域施策編）」、これについて規定されております。今後、住民や事業者と連携した取り組みを進める上での本計画の有効性についても検証し、本計画の策定についても研究してまいります。

続きまして、②の再生可能エネルギーの導入拡大についてでございます。

太陽光、風力、バイオマスなど、自然界によって補充される再生可能エネルギーの活用は脱炭素に向けた有効な施策であると認識しております。本町では公共施設に太陽光パネルを設置する取り組みを進めていこうと考えておりますが、今後におきましては住民や事業者と連携した事業も研究していく必要があると考えております。本町では現在太陽光発電パネルなど再生可能エネルギーに関する補助制度は設けておりませんが、今後は事業効果等を見極めながら住民ニーズに沿った事業創設も検討する必要があると考えております。また、兵庫県など他の機関が実施されております補助制度の情報発信にも努めてまいります。

続きまして、③の地球循環共生圏の創出についてでございます。

御承知のとおり、「地域循環共生圏」とは平成30年4月に閣議決定されました「第5次環境基本計画」において提唱されました概念で、エネルギーや食を地産地消しながら地域の中で資源が循環する「自立・分散型」の社会をつくるとともに、地域特性に応じて各地域が資源を補完しながら支え合おうというものです。エネルギー面で申しますと、具体的には小水力発電、ため池での太陽光発電、木質バイオマス発電等が具体的事業として想定されます。地域循環共生圏構想は再生可能エネルギーの活用という面のみでなく、地域資源を地域外に流出させずに域内で循環させるという地域経済振興の面でも有意義な構想であると捉えております。その一方、具体的な事業の実施主体につきましては、地域住民や事業者、NPOなど多様な主体と協議、連携する必要があります。地域のステークホルダーと協議し機運を醸成すること、各事業の採算確保など、継続性も踏まえて議論する必要があると考えております。近隣市町では、豊岡市や岡山県真庭市などが先進事例として環境省のホームページに公開されております。本町としましては今後の展開について、これら先進事例の研究を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、④暮らしの中での省エネ対策や資源循環についてでございます。

御承知のとおり、Cool ChoiceとはCO<sub>2</sub>など、温室効果ガス排出量削減のために脱炭素社会づくりに貢献する製品への買換え、サービスの利用、ライフスタイルの選択など、日々の生活の中であらゆる賢い選択、これをしていこうという取り組みでございます。御指摘のとおり、御家庭や事業所、公共施設などで各主体が意識的に取り組んでいただかななくてはならないものでありまして、何より普及啓発活動の推進、それによる主体的な取り組みをしていただくことが必要であろうと考えております。「広報たいし」やホームページ、出前講座を通じた啓発活動をはじめ、学校教育の場での環境学習、消費者行政の一環としての社会や環境に配慮した製品を選択する「エシカル消費」、この推進などにより暮らしの中での省エネ対策や資源循環を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、⑥番の地球温暖化対策に資する人材育成とグリーンイノベーション支援についてお答えします。

地球温暖化に対する取り組みは行政だけでなく、住民、事業者、教育機関など、多様な主体によって取り組む必要があると考えます。また、各主体の特性により取り組み内容は変わってくるものであり、新しい技術や知見など、専門性が必要な場合も出てまいります。国におきましては、令和3年6月に策定しております「地域脱炭素ロードマップ」におきまして人材派遣や研修を積極的に支援することとしております。また、兵庫県におきましても令和4年6月に策定した兵庫県地球温暖化対策推進計画において、地球温暖化防止活動推進員による普及啓発活動、脱炭素経営に必要な新技術に関するセミナー等を開催することとされております。本町としましては、国や兵庫県との役割分担の下、より日常的な意識啓発、資源ごみの分別や食品ロス対策、社会や環境に優しい「エシカル消費」の広報等につきまして出前講座や「広報たいし」、ホームページ等を通じた普及啓発活動に努めてまいります。

また、「グリーンイノベーション」につきましては、あらゆる科学技術やイノベーションを用いて変革を生むことにより環境問題に取り組もうというものでありますが、新技術の研究、新製品の開発など、産官学民の連携により専門的な知見や技術を踏まえて取り組まれるべきものと考えます。国においては総額2兆円の「グリーンイノベーション基金」を創設し、企業等の取り組みに対して支援を行うこととされております。また、兵庫県におきましても「兵庫県地球温暖化対策推進計画」の中で産官学連携による研究調査への支援、「ひょうごエコタウン推進会議の運営」等に取り組むこととされております。グリーンイノベーションは新技術の研究など専門性が必要な取り組みでありまして、本町が独自にかつ主体的に事業を実施するということは難しいかもしれませんが、兵庫県が取り組む「ひょうご高校生環境・未来リーダー育成プロジェクト」事業、こういった事業の情報提供、情報発信など、町としても役割分担の中で取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、(2)の③でございます。

気候変動の影響に備える適応策について、健康対策についてでございます。

気候変動によります温暖化により、熱中症のリスクも高まってきております。さらに、新型コロナ対策としてマスクの着用をしていることで熱が籠もりやすく、リスクが高まっている状況でございます。「広報たいし」8月号の12ページにおきまして、屋外では人と2メートル以上離れているときはマスクを外しましょう、マスク着用時は激しい運動は避けましょう、喉が渴いていなくても小まめに水分補給をしましょう、そういった感染症対策を取りつつ熱中症予防も呼びかけたところがございます。また、8月下旬には、自治会を通じまして回覧で一律のマスク着用ではなく、屋内、屋外、人との距離、会話のありなしなど、マスクの着用を推奨する場合について

周知しております。今後も、適宜情報提供してまいりたいと考えております。

続きまして、(3)ゼロカーボンシティ宣言についてお答えいたします。

まず、①近隣市町の状況についてでございます。

ゼロカーボンシティ宣言とは、地方自治体が2050年に二酸化炭素を実質ゼロにすることを目指す、その旨を宣言することでございます。令和4年7月29日現在の宣言自治体数は、都道府県、市区町村を合わせまして758自治体でございます。兵庫県内で申しますと、兵庫県のほか16市1町が宣言を行っております。西播磨県民局管内に限りますと、宍粟市と赤穂市の2市が宣言されております。

続きまして、②の太子町ゼロカーボンシティ宣言についてでございます。

このゼロカーボンシティ宣言は、町の姿勢を内外にアピールし、脱炭素の取り組みを加速化させるという点では意義ある思想であると思っております。その一方で、新たな施策や取り組みが生まれていない中で宣言を行うことは実態を伴わずに、宣言だけすることに意味があるのかとの御指摘も起こってくるかと思われまます。町といたしましては、具体的な施策について研究するとともに、住民の皆様や事業者など各主体と意識醸成を図り、機運が醸成された段階が宣言を発すべき時期であろうと考えております。そのような機運を醸成できるよう、広報啓発活動や新たな施策の研究を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、③のゼロカーボンシティに向けた産官学民の具体的な取り組みについてでございます。

ゼロカーボンシティを進めるに当たりまして、産官学民の連携は重要であろうと考えます。

「学」による新たな知見を加え、「産」「官」「学」「民」がそれぞれの特性を生かして取り組みを進めることで地域一体となった効果的な脱炭素の推進が図られるものと考えます。一方、本町におきましては研究を担う大学等が存在しておりません。そのため、本町域のみにとどまらず、より広域的な視点から連携が有効であろうと考えます。令和3年度におきましては、「播磨圏域連携中枢都市圏」の事業としましてみなと銀行主催による環境省との情報交換会も行われました。このような広域な枠組みを活用した取り組みのほか、国や兵庫県とも連携しながら取り組みを進めてまいりたいと考えております。

私からは以上でございます。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 私からは(1)⑤の豊かな森づくりなど森林等の保全と創造についてと(2)④農作物被害について答弁をさせていただきます。

まず、豊かな森づくりなど森林等の保全と創造についてでございます。

当町におけます森林面積は685ヘクタールと、他団体と比較すると極めて小さな規模でございます。また、私有林の割合が93%と高い上、町内に原木を切り出す事業者が存在せず、町内産木材の利用はなかなか見込めない状況でございます。森林が持つ水源の涵養、土砂の流出、崩壊防止及び環境保全機能を発揮できるよう森林環境譲与税を活用した森林整備を検討しているところです。町内に6つある森林整備組合と連携し適切な森林整備事業を促進するとともに、豊かな森林資源を活用した近隣他市町との交流や自然の大切さやふるさとへの愛着を育むための小・中学校教育や住民参加型の森林整備事業の推進に取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、農作物被害についてでございます。

当町におきましては稲作を中心に多様な野菜が栽培、出荷されておりますが、これまで農家の方や農業委員への聞き取りにおきましては、特別急激な気候変動に伴う生育不良などの事案は確認されておりません。しかしながら、今後の気候変動に伴う異常高温や病害虫の発生などに備

え、JAの協力の下、試験栽培で近年の栽培環境に適応し改良された品種への移行を栽培農家に推奨しております。それにより、影響を最小限にするよう努めておるところでございます。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） 私からは(1)⑦の学校における環境教育についてお答えさせていただきます。

小・中学校においては、将来脱炭素社会実現について考えられるようになるための素地を養う学習に取り組んでおります。小学校での環境教育についての特徴的な活動として、3年生では県の補助事業として環境体験学習を行っております。各校区の自然環境に応じて、農業体験や自然体験を行っております。4年生では、社会科の学習でゴミ問題を扱います。教科書の学習に加え、揖龍クリーンセンターの見学などの体験学習を取り入れることにより、ゴミ問題を自分事として捉え、日々の生活からゴミの分別やリサイクル等に高い意識を持つことにつなげております。中学校におきましては、両中学校とも総合的な学習の時間の中の単元の1つとしてSDGsを題材とした探求的な学習を年間計画の中に位置づけております。17ある目標の中で環境教育に関連している内容としましては、7、エネルギーをみんなに、そしてクリーンにをテーマに取り上げ、資源を有効に再利用する方法を調査したりリサイクル活動を行ったりするなど、体験を通して環境を守ることを身近なものとして捉えることにつなげております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 私からは(2)①自然災害対策及び②防災体制につきまして併せて答弁させていただきます。

特に地球温暖化の影響により、近年の水害は激甚化をする傾向がございます。町としましては、災害に備えて民間事業者の施設の一部を避難所として提供いただき、今年1月にはJR西日本網干総合車両所と避難所支援協定を締結するなど、支援協定の拡充を図っております。また、情報発信については早期避難の観点からも重要でございますので、住民が避難情報などをいち早く察知できるよう、「ひょうご防災ネット」への加入を促進しております。

防災体制につきましても、昨年度に地域防災計画の改定に合わせて体制の見直しを行い、今年度からはより迅速に避難所を開設するため、開設担当者を指定し避難所開設研修会を実施するなど、防災体制の強化を図っております。

以上です。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 それぞれの項目について、町民の皆さんに分かりやすい形での補足を含めて御説明していただいたと思います。時間の関係がありますので、要点のみ質問をさせていただきます。

まず、温室効果ガス排出量の削減という緩和策の部分における目標、温室効果ガスの排出削減計画につきましては、太子町は33%削減するという1つの方向がございます。行政というのは施策を実行する上において目的を持った上でその事業の施策が進められると思いますが、目標倒れに終わらずに具体的に、今住民と事業者との連携と言われましたけれども、どのようにその33%削減を目指した体制というものをしていくのでしょうか、具体的にお願います。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） この地球温暖化対策につきましては、昨年度私どもも環境省の職員、それから県の環境課長同席の下、研修会を受けてまいりました。喫緊の課題ではあるのです

けれども、まずこの小規模な自治体ですぐに人事的な体制づくり、まずそれをしていかなないとかなかなかすぐには取り組めない状況でございます。これから太子町も国や県に即した計画づくりに入っていくこととなりますけれども、まず基本としましては県の計画の中で太子町が取り組める事業、そういったものをこれから精査して計画をつくっていく必要がございます。目標値は県の目標に則したものにしていきたいと考えております。具体策につきましても、その計画づくりの中でどういった事業をやっていくか、それについて補助対象にもなってきておりますので、そういう重点化の加速化計画というものをまずつくっていく必要もがございます。大体でございますけれども、5年計画で目標を達成するような計画づくり、それは補助金等を伴う計画でございます。そういったものをつくっていく中で、今後考えていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 1つ1つ話をしていきますともう時間がなくなってしまうので、この緩和策全般についての考え方の答弁を求めます。

国、県の動きはどんどん進んでおります。その中において、今言われましたような太子町が本当にどういう方向を向いて、この達成のために行っていくかという具体的な熱意とか、そして町民にどのように伝えていこうかということがない限り、それぞれの施策というものが進んでいかないと私は思います。例えばCool Choice宣言をしたり、いろんな中で何らかの形で町民にアピールするようなことをされてる市町もたくさんございます。そういう上において目標だけじゃなしに、それぞれの分野でもそうですけれども、やはりもっともっと情報を発信しながら環境問題を太子町民全てが関わっていけるような問いかけというものをしていかなければいけないと思うのですが、それはいかがですか。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 議員御指摘のとおり、私もそのとおりであると考えます。そういう機運を醸成することがまず肝要かと考えておりますので、今後機会あるたびに啓発活動には力を入れていきたいと考えております。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 その方策として、出前講座とかいろいろおっしゃっていらっしゃいました。そういうなことも活用されたいと思いますけれども、具体的に出前講座の講師は誰なのですか。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 生活環境課の職員が中心になろうかと思っておりますけれども、職員の研修も充実させまして立派な講師ができますように努めていきたいと考えております。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 私もいろんな学者の方とか、いろんな方々と議論しながら、なぜ地球温暖化が起こって、これからの世の中が、本当に世界中が危機であるという認識がなかなかできてない状況であります。職員が研修を積んでするだけじゃなくして、今加古川市であるとか兵庫県内でも一生懸命これに取り組んでいる市町がございます。私も岡山の真庭市に視察に行っていました。本当に先駆的な取り組みをされております。そこには、日本、世界中に危機が今訪れてるのだというすごい、まずその意識を高めることが必要ではないかと私は思います。そういう面で、本当にこれをライフワークとしながら、この地球温暖化というものは次の世代にツケを残していく、科学文明だけを追い求めてきた私たちのツケが来てる、環境を汚し、そしてCO<sub>2</sub>を出してきた、その負の財産というものをもう一度反省をしながらしていかなければいけないと私

は思います。そういった意味で、もっと企業とか住民とか、いろんな人たちにメッセージを発する、そういったような思いを持った方との連携の中でチームを組んで、そして我が町からそういうものを発信できるぐらいの体制というものがなければ、職員だけの研修だけで、そこだけのことであれば行政がこうやっていることとの説明はできます。けれども、もっと深いところのことを町民に、本当に一人一人が考えていこうという機運を起こそうとしたときに、その方針の転換をしていかなければいけないと思うのですがいかがですか。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 確かに講座の内容によりまして、例えばごみの分別収集とか食品ロスの関係でしたら町職員でもできますが、さらに企業相手とかの専門的な分野になりますとやはり県からの派遣講師、こういったことも考えていく必要がございます。そういった中で、幅広い分野でそれぞれ適した講師をお願いいたしまして啓発活動に臨んでいきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 そういう中において、私は生活環境課だけじゃなしに庁内でこの社会問題となっている世界中の問題に立ち向かっていくところの知恵を出し合う部局を設置して、そして総力を結集して新たな戦略を練り直していく。今従来ある既存の仕事の中に、いろんな仕事があります。ある中で、これだけ大きなテーマの中でこれを住民に訴えていくとしたときには、その体制というものを庁舎の中でつくりたくないといけないと思います。そういう面で、副町長、庁舎内でそういう地球温暖化に向けた取り組みの体制に向けた専門家をそこに交えた審議会であるとか、そういうなことについての個々の方針についていかがですか。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 今おっしゃっておられた内容につきまして先進事例を検討させていただき、またその機運を盛り上げていくということが大切であろうと思いますので御意見として承りたいと思っております。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 具体的に庁舎の中でそういった体制を、承るのじゃなくして、一遍にはできないと思いますが、心意気をちょっと教えていただきたい。何とかしてこれを解決していかなければいけないという行政の危機感を持った答弁を求めたいのですが、どうでしょう。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 今生活福祉部長、生活環境課を中心として国、県と近隣等といろいろ研究をしているというところがありますので、それに基づいて全庁的な取り組みに発展させていきたいと思っております。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 今全庁的な取り組みを進めるという答弁がございましたのでぜひ期待し、そして専門家を入れてください。一生懸命されている専門家がたくさんいらっしゃいます。私もいろんな方と議論して、なるほど、こういうことなのかということを理解した上で施策というものを打っていないといけないと思いますので、専門家を交えた中で、庁内でこの地球温暖化に向けた組織の体制について進めていくということで理解してよろしいでしょうか。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 今おっしゃるように専門家からの御意見を賜るといのは、私たちの気持ちも変わっていくのではないかなと思っております。そうした気持ちの変化に伴い、全庁的な

取り組みに発展するよう努力したいと思っております。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 これからの時代は若い世代であります。20年、30年、私たちはもう年を召します。しかし、ある高校生が言いました。私たちの将来のために今のあなた方が、大人が経済だけを求めてきて、そして科学は発展したかもしれない。けれど、この地球温暖化の中で熱波が来、もう大変なことなのです、2度上昇では6倍になると推測されると、今の現状が。豪雨は今何十年に1回の災害があると言っていますが、それが6倍になったらどうなるのですか。そういう時代が、もう目の前に差し迫っているのです。それは、今の小・中学生の子供たちの時代が被害を受けるのです。その中で今私たちが本当に命をかけて未来の社会のために、子供たちのために、そして子供たち自身が自分たちの社会のために声を上げていただく、小・中学生、幼稚園からのことが求められていると思います。今理科の授業とか、いろんな環境の問題、教育の中に取り入れられていらっしゃることをお聞きしました。ぜひ進めていただきたいのですが、課題はもっと大きなものがあります。そのことを教育の中でどのように、もっと今言われたこと以上の、次の社会の中で取り組んでいただけるのか、その決意を聞かせてください。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） 様々な課題があることは議員仰せのとおりでございます、今後国や県の動向も見ながら学校教育に取り入れていくべきものを選択して進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 一遍通りの答弁を求めているわけじゃありません。いろんな法規制の中で教育委員会の縦ラインの文科省、いろんな中であると思います。しかし、私たちの太子町の小学生、中学生の一人一人の心の中で理解していただける、そして共に手を携えて次の環境を自分たち自らが地道な活動をしていこうという子供たちを地域が育てていく、教育の中でそういう子供たちを育てていく、その決意を、思いを聞きたいです。教育長職務代理人どうでしょうか。

○議長（中島貞次） 教育長職務代理人。

○教育長職務代理人（福田秀樹） 今議員から本当に素晴らしい御意見をお伺いしたのですけれど、未来をつくっていく子供たちですから、そういう大きな視点というのですか、そういうところから子供たちと一緒に学んでいくというのは本当に大事だなと。学校においてもいわゆる環境教育の担当者というのをもう大分前から置いてまして、今議員がおっしゃっているような地球環境のいろんな変化に伴ったいろんなデータも、今でしたらタブレットやいろんなものを使ってすぐに見られますし、子供たちの小さいときからそういうことに関心を持って自分が未来を変えていくのだという、そういう子供たちをつくっていったら、そんな教育ができれば素晴らしいなと思っております。実際に私も職場にいたときに、今ではもう当たり前になりましたけれども、例えばミドリムシを使った新しいエネルギーの開発とか、あるいはLIME Xといって石灰岩を紙に変えるという、こういうのをやったのは全て日本人が開発してるのです、本当に小さな会社から起こして。それが地球の環境を変える大きな、例えば木を使わなくなれば、石灰岩から紙を作ればまさに森林を守れる、水も確保できる、あるいはミドリムシからエネルギーも、これはもう実際に今ではバスを動かしたり、ジェット機を飛ばすのだというところまでかなり進んでます。そういうのを子供たちに紹介したとき、目の色を輝かせます。ですから、そういうような刺激、いい情報や頑張ってる日本人を紹介したりとか、そんなのを現場でできたらなという夢を、そういうのは本当に大事だなと思っております。

以上です。

○議長（中島貞次） 森田議員に一言言いますが、一般質問ですので質問をお願いします。何か決意を一生懸命求められておりますけれども、その点だけよろしく願いいたします。

森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 緩和策と、それから適応策、この2本立てでございます、この対策につきましては。したがって、その適応策についての考え方が、どれぐらいを想定した中での防災体制を考えていらっしゃるでしょうか。もうこれから温度が上がって、4倍とか5倍の災害が来る可能性があるわけです。ハザードマップも含めて自然災害、防災体制の中での危機意識というのですか、その辺のところを答弁をお願いします。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） こういう豪雨災害等につきましては、100年に一度、1,000年に一度というような形でハザードマップを各住民の方に配布させていただいております。そのような中でハード面での対応というのは順次行われているところでございますけれど、まずはそういう災害が起きたときにすぐ避難所に行かれる、または最近では新型コロナの関係もございまして分散避難ということも言われているところでございますので、そういうことについて住民に迅速に情報を発信しお伝えするとともに、避難の早急な対応をお願いしたいと思っております。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 自然災害の想定というものをどこのレベルを考えていらっしゃいますか、その計画を立てる上において。

○議長（中島貞次） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時50分）

（再開 午前10時51分）

○議長（中島貞次） 再開します。

総務部長。

○総務部長（森田好紀） ハザードマップ上では洪水、土砂災害等につきまして100年に一度起こるかどうかというレベルと、1,000年に一度起こるかどうかというレベル、双方についてのハザードマップは提供させていただいております。その中で雨量につきましても想定降雨量がどのぐらいであるということも含めて明記させていただいて、住民の方には周知させていただいております。洪水につきましても何メートルぐらい、どの地域につきまして浸水のおそれがあるということを含めてお知らせをさせていただいている状況でございます。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 ある専門家といろいろ議論してましたら、太子町の想定というものは非常に低いレベルにあるという指摘も受けました。どのような災害が起こっても対応できるような、そういう想定の見直しというものも今後求めていきたいと思っております。

ちょっと時間がないので次に、ゼロカーボンシティの宣言についてに移ります。

全国で758自治体あって、西播磨では宍粟市と赤穂市がゼロカーボンシティ宣言をされていません。いろんな考え方があって、まず宣言をして、そして皆さんで頑張るやろうということではんと出して、そして町民の理解を得られるというところと、今部長の答弁では打ち上げ花火だけでも具体的な施策が決まってないので、ある程度決まってから宣言をしようという考え方の答弁だったように思います。なかなかそれが整備されてからといいますと、数年はかかるのじゃないですか。私は、皆さんと一緒にゼロカーボンを目指そうじゃないかという宣言をまずした上で、そして皆さんの意識を高めてすることが得策であると考えているのですがいかがですか。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 今町としましては、先ほど部長が答弁いたしましたように宣言だけを行うということは実体を伴わず宣言だけにすることに意味があるのかというような御意見をいただくようなことが多いのではないかとということで、やはり具体策を決めた中でゼロカーボンシティ宣言を行うということを考えておる次第でございます。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 いつをめどに宣言をする体制をつくりますか、期限は。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 期限はまだ定めていないというのが正直なところでして、ただこのゼロカーボンも含めてやはり脱炭素は非常に喫緊の課題であるという認識がございますので、また先ほど申し上げましたとおり太子町だけではなく近隣の市町との一体的な取り組みというものが必要でございますので、そこら辺も鑑みて状況を見ながらつくっていきたいと思っております。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 私は今ここに赤穂市のゼロカーボンシティ宣言のを持っておりますけれども、この緩和策と適応策の両輪を進めていくのだと、事業者とか市とか、今部長がおっしゃいましたように連携を保ちながら2050年までにCO<sub>2</sub>のゼロを目指す脱炭素社会をつくるのだと、これはそういったような決意の表明じゃないのですか。その目的に向かって町がそれを発して、そしてまず町の姿勢を町民に知らせて、そこからまた具体的なことについては近隣市町との連携ということにつながっていくのではないかと。近隣市町との連携を保ちながら云々じゃなしに、先に私たちの太子町もこの宣言をするのだと、そしてその方向へ向かうのだという宣言を早急に私はしたほうがいいと思うのです。2050年をゼロにするのだから、もう時間がないのです。再度答弁を求めます。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 手法としては議員がおっしゃるやり方というのも1つの手かとは思いますが、先ほど答弁させていただいた中で町全体へのコンセンサスといいますか、共通認識をしっかりとみんなが持って取り組んでいかないと意味をなさないというところがありますので、まずそこら辺を充実させながらゼロカーボンシティへ向かっていきたいと考えております。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 ぜひ、また今は担当課だけのところで終わっている状況の中で、その状況も私はよく分かります。その中でゼロカーボンを目指す、宣言をするということにも限界があるというのは担当部局からの発言だと私は理解はさせていただきます。しかし、世の中は時間がないのです。そのことの危機感の意識を持って私は最初から答弁を求めましたけれども、専門家を入れた全庁的な体制をつくる、そこからスタートをされて、そしていち早くゼロカーボンシティ宣言をしながらこの環境の先進地となれるような、そういった太子町の未来を目指して決意を持って取り組んでいただくことを期待したいと思います。

それでは次に、2番に移らせていただきますが、移る前に町長、この環境問題に対する方針について、そういうことを求めたいと思いますが一言お願いします。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 今森田議員から、貴重な将来に向けての前向きな御意見をいただきありがとうございます。同時に庁内では今担当部長や副町長が説明している状況でございますので、今いただきました御意見を踏まえながら、しかし副町長も答えましたように近隣との事柄、太子町のみでできることも限られておりますので、近隣との協調のことも考えながら、少しでも議員が

おっしゃったことに添えるように努力を少しずつになるかもしれませんが、進めていきたいと思っております。

○議長（中島貞次） 暫時休憩します。

（休憩 午前10時59分）

（再開 午前11時00分）

○議長（中島貞次） 再開します。

森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 それでは、2番に移らせていただきます。

新型コロナウイルス感染症と共存する持続可能な社会の創造について。

新型コロナウイルス感染症が国内で蔓延し始めてから2年半が経過し、第7波を現在迎えています。感染力が強くなり若年者での感染が急増し、基礎疾患のある人、高齢者における感染拡大も続いており、新規感染者数は世界一となった現状であります。内閣総理大臣及び兵庫県知事等の危機管理の司令塔であっても新型コロナに感染し、いつ、誰もが、どこで感染してもおかしくない状況でございます。今後も数年は疫病が続くと考えられ、新型コロナと共存し、行動制限はかけず、持続可能な社会の創造へとかじを取った政策が取られています。このような状況において、以下に問います。

(1)感染症対策と経済対策について。

①家族内感染予防対策について。

②保育所、高齢者施設への対策について。

③中小企業、飲食業等への対策について。

④抗原検査キットの配布について。

⑤町民一人一人がそれぞれの立場でどのように行動するかが問われているが、行政としての対策について。

(2)教育委員会での対策について。

①2学期からの学校でのクラスター発生における予防対策について。

②教育現場での行事の実施と対策について。

③ひょうご青少年憲章にある大自然に対する畏敬の念を児童・生徒に培うための疫病教育について。

以上をお願いします。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 私からは(1)の①と②について答弁させていただきます。

まず、①の家庭内感染予防対策についてでございます。

先ほども申し上げましたけれども、8月下旬に「新型コロナウイルス感染者数が急増中！うつさない・うつらない行動の徹底を！」というチラシを自治会を通じまして回覧しております。その中で喉が痛い、発熱がある、だるいなど、体調が悪い場合は家庭内においても「家族と部屋を分ける」とか、「食事の時間をずらす」とか、「家でもマスクの着用」、「外出せず人との接触を減らしていきましょう」と、そういった対策を呼びかけておるところでございます。

続きまして、②の保育所、高齢者施設での対策についてでございます。

保育所につきましては、換気とか、小まめな玩具消毒、それから手指消毒、次亜塩素酸水での拭き掃除などの感染経路の遮断及び感染防止対策を厳重に徹底してまいっております。高齢者施設におきましては、利用者の感染防止対策としまして県の高齢政策課からの通知に基づきまして手指消毒、マスクの着用、換気の徹底など、感染経路の遮断及び感染防止対策の

徹底に努めていただいております。また、面会につきましては、面会者からの感染を防ぐため、居室内における面会を中止しオンライン面会の実施、あるいは窓越し面会等を行うなどの対応を取っております。また、現在利用者の外泊につきましては、外泊における家庭内での感染を防ぐため中止とさせていただきます。外出につきましても不要不急の外出を自粛するなど、感染防止対策に取り組んでいただいております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 中小企業、飲食業での対策について答弁をさせていただきます。

飛沫による感染拡大が懸念される飲食店に対しましては、令和3年度に飲食店感染拡大防止対策補助事業を実施しております。町内54店舗に対し、空気清浄機能付き空調機や非接触型トイレの整備を主に、パーティションや消毒液等、消耗品の購入費を含め御支援しております。お客様だけでなく、店舗の従業員様にも安心できる外食環境の整備を促進したところでございます。利用になる町民からの視点におきましては、基本的な感染対策を徹底していただいた上で感染対策は行き届いている県または町の認証店を積極的に選定してもらうことで感染抑制と経済活動の両立に御協力していただきたいと考えております。中小企業に対しましては、町民の皆様の町内での消費を促進することで地域経済を下支えすることを目的として、本年5月から地域創生臨時交付金を活用した太子町お店商品券事業を実施したところであり、続いて同事業の第2弾を来年1月から実施したく本9月補正予算に要求させていただいております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 私からは、(1)④抗原検査キットの配布と⑤町民一人一人がそれぞれの立場でどのように行動するかについて答弁をさせていただきます。

まず、④抗原検査キットの配布につきましては、「自主療養制度」開始に伴う県からの配布依頼に基づきまして医療現場の逼迫を緩和するため、症状が軽く重症化リスクが低い方を対象に8月12日から無料配布を行っております。申込みにつきましては、平日10時から14時までの間、町ホームページの専用入力フォームからお申込みいただき、宅配便もしくは役場駐車場での受渡しを行っております。県からの検査キット支給数につきましては950セットの支給を受けており、8月29日現在で208人の方に配布を行っております。

次に、⑤町民一人一人がそれぞれの立場でどのように行動するか問われているが、行政としての対応についてでございますが、町としましては県の新型コロナウイルス感染症対処方針に準じまして、リスクの高い行動の回避や外出時における基本的な感染防止策の徹底、またワクチンの積極的な接種検討、そのほかにも医療の逼迫回避のため、重症化リスクの低い軽症者への自主療養協力や、もしもの際に備えて療養期間となる10日間程度の食料や常備薬の備蓄を町ホームページや広報で呼びかけを行っております。今後につきましても、日常生活や経済社会活動の継続を両立させるため、国や県の最新の情報を住民の皆様に適切に提供し、新型コロナウイルス感染症対策に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） 私からは、(2)の教育委員会での対策について答弁申し上げます。

①の2学期からの学校でのクラスター発生における予防対策についてですが、これまでと同様に手洗い、手指消毒の徹底、スクールサポートスタッフによる校舎内の消毒、給食時の黙食、感染状況により感染リスクの高い教育活動の制限等、文部科学省の「学校における新型コロナウイ

ルス感染症に関する衛生管理マニュアル」に沿った対策を継続してまいります。

②の教育現場での行事の実施と対策についてでございますが、学校行事につきましては一律に中止するものではなく、規模の縮小あるいは保護者の人数制限、学年ごとに時間をずらすなど、感染防止対策を講じた上で行事を実施する予定でございます。

③の児童・生徒に疫病教育ということでございますが、感染症に関連する学習については人権教育を中心に取り組んでおります。コロナ禍により、全国的に風評被害や差別が多く見られました。教育委員会としましては、差別で苦しむ園児・児童・生徒を出さないことを重視し、今後も人権教育を中心とした取り組みを推進していく予定でございます。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 新たな第7波を迎え、これから疫病がまだまだ続いていくということを考えながら次の政策を打っていかないといけない状況の中で再度私はお聞きしたわけであります。

まず、家族内感染ということで、そこから各学校に持ち込む、社会の生活から家に持ち込むと、この遮断、この感染予防対策が世界中の今課題であります。今部長がおっしゃったいろんな症状が出てきたらそういう対策をするというわけでございますけれども、症状が出ないうちから感染というものは起こっております。そういったようなことを含めて、今の現在の新型コロナの状況を鑑みた上で何か対策というものの具体的なことはございますか。何か見識があれば、お答え願います。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） この間の日曜日の岡部先生の講演会をお聞きさせていただく中で思いましたのは、高齢化率が非常に高いところというのは意外と感染が少ないのだという話がありました。ということは、若い世代が多いところはやはり人の行き来がある、その行き来によって感染が拡大していくこともあるのだというお話であったと思います。そういうことを考えると太子町の場合、若い人も多い、働く人も多い、そうすると感染というものをそこで遮断できるかという、グラフを見たときには太子町では非常に難しいことだなというのが正直実感でございまして、そうするとそれを遮断していくためにどうしたらいいのだということを考えるのですけれども、正直言って人の動きを止めるというわけにはいきませんので、なかなかこれは難しい問題であると私は認識させていただきました。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 遮断をしなくて止めずに経済機能を生かしながら対策をするという非常に難しい行政の判断というか、具体的な施策が今迫られております。その中で、私は令和4年6月議会で日本一の疫病対策が実施できる太子町をつくらうということで質問させていただきました。お互いの中でどうやったら家族内感染が太子町で、若年者も多い中でできるのか。私は私なりの意見もいっぱい持っております。いろんな提案もありますが、教育長職務代理者、その若年者というところもありますので、何か具体的なお考えがございましたら答弁願います。

○議長（中島貞次） 教育長職務代理者。

○教育長職務代理者（福田秀樹） 若年者に対する予防対策ということですか。私の知っている知識よりも議員のほうがはるかに豊富なのだろうと思うのですが、今実際にはもう可能な限りの万全の予防対策を今までも取ってくる中で、実際に保護者の方々も子供たちも以前に比べるとどうしたらええかということも、自分たちでもできる部分がたくさんできています。もちろんそれに頼るわけではなくて、万全の予防対策をしながら、そればかりを規制するのじゃなしに万全な予防対策をしながら子供たちができる最大限の教育の場、活動の場を確保してあげた

い。実際そういう中で子供たちも先生方と一緒に工夫して行事の仕方も、本当に自分たちが感染対策を考えながら、自分たちで考えながら行事を推進するみたいなことを実際去年見てやっていますのです。物すごい生きた教育ですよ。だから、そういうのを本当に大事にしたいというのが私の思いです。ちょっと質問からずれていますけれども、すみません。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 今が踏ん張り時で知恵を出すときだと思います。例えば、ワクチン接種というのがなかなか進んでおりません。その辺、生活福祉部長、若年者等に対するワクチン接種の啓発、いかがですか、状況。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 全国的に幼い子供の接種率は低く、太子町でも10%を超えたところでございます。国も強い義務的な感じでは言うてなかった関係もありますけれども、やはり重症化リスクが低いというところで保護者の判断があったものと考えます。そういった中で無理やりに接種していただきたいということは申し上げられませんので、あくまでも国等が示しております有効性は常に情報発信しておりますので、あとはもう保護者の判断に委ねるところとは考えております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 私は町民に対する正しい理解を1つ1つ丁寧に分かりやすく、そして協力を求められるような方策で進めていく施策が必要と考えます。例を挙げますと、抗原検査キットを県の関係で950セットが来てる、じゃあそれが欲しいということでもらった人が家に帰って自分で検査する、しかし通常は医療関係者が鼻咽等を含めて検査をするわけでありまして。それが、住民の人たちが自分でやるわけです。ということは、検査キットを行政が配っても、自分の体の中で検査をどうするのかというふうな次のステップの中で、物はあるけれども、そのやり方が分からない。痛いぐらい入れないと、検体は取れないわけです。自分でして、それができますか。それで陰性だった、ほんなら陰性やったら大丈夫やったということにはならないところがあるかと思えます。そういう面できめ細かく地域に、その抗原キット1つにしても配るだけじゃなくして行政が、そして専門家が、そして地域の人たちにそれを伝えていく、普及啓発をしていくということが必要であると。若年者のワクチンもそうであります。本人が選択するわけですが、その必要性が分からないのです。そこは行政に与えられた役割であろうと思うのですが、その辺きめ細かい保健指導を含めた体制というものはいかがですか、具体的にできますか。今はワクチン接種で忙しいと思うのですが、じゃあそういう人を派遣してもらおうとか、そういう人たちの部署を外部に委託するとか、いろんな方法があるかと思うのです。住民への周知について、単なる「広報たいし」を出してまっただけでは解決がつかない、もう一歩進んだところの施策を求めたいのです。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 今言われておられるのは特に若年層への対応というところでございますので、若年層への対応を考えたときにやはりSNSというものが非常に有効かなと思っております。そういう意味で、国等の動画等も含めて、そこは周知というところは検討させていただきたいと思っております。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 検査体制に1つ触れますが、今インターネット等で研究用の抗原検査キットもあります。そして、政府が認めた医療用の抗原検査キットもございます。いろんなものがそれぞれ

れの時々に応じてたくさんいろんな種類があるわけです。その使い分けが分からないわけです。唾液で取る、その検査の精度がどうなのか、それで本当に大丈夫なのか、そのセンシティブティがどうなのかというところ、物はたくさんあるわけです、抗原検査キットを含めて。しかし、いろんなものが乱立してる。その中において1つ1つ整理をして、正しく町民に知っていただく。そして、そうじゃないとその人が選択できないじゃないですか。そこが私は行政ができることだと。ほかの市町ではやってないけれども、太子町の町民にはその知識を伝えて、正しくそれを進めていくような予防的な施策の重要性というものを強く訴えたいのです。いかがですか。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 抗原検査キットもいろいろな種類があるというのも存じております。そうした中、私も国の動画を見させていただいたのですが、国が認証している検査キットを用いて判断するように、そこには出ておりました。ですので、そういうものも啓発的に町のSNS等での展開というのも考えられるのかなと思っておりますので、そこは参考にさせていただきたいと思います。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 例えば検査で、この間の岡部先生の話では、感染力が強くてどんと感染が上昇しているときに検査をしてPCRでも陽性であると。しかし、どんと下がったときでもPCRで陽性に出るのだということで、検査の結果に対しても、その検査だけでもって陽性だったからといって全てが陽性ではない。至近の場合でも陽性に出る場合がございます。そういうことで政府は10日間の中であれば、もう検査をせずに10日間の期間だけ置けば、ある程度もう感染力が少ないという方向になってるわけですけれども、検査検査だけのことで今物を判断してるところなのですけれども、そうではないということの理解はなかなか専門家じゃないとできません。それは日常診療の医師の中で全市の状況とか、いろんなことも含めて総合的に判断をしていくものだと思います。しかし、今医療が逼迫してくる状況の中で私たち一人一人が今このときにその認識を持つ、PCR検査だけして抗原検査が出た結果というものがどの時期、自分の症状の中で熱だとか咽頭痛が出てるときの検査のときと、その時期というものをしっかりと明確に自分たちが知っておくべきことだ、私はそういうことも含めた住民教育というものが必要であると。そうじゃないと、間違った感覚の中で、もう住民に任されるということはそれほどいろんなことが錯綜してくるわけでございます。そういう面で専門家を入れてしっかりとした方向性、今後のことを含めてしたらどうかという提案を以前もしておるのですけれども、その辺はいかがですか。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 総理大臣がこの間療養期間等の変更を9月からということも検討するというので、国が専門家会議で専門家の方が議論された中での方針を示されますので、私どもとしてはその方針に従っていくという、またそれを周知していくということが務めかなと思っております。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 なかなかウイルスの正体は、本当の一かけらしか分かりません。専門家も世界中の動向のデータを見て、そして日本における状況を分析した中での今の現状の状況を言ってるわけでありまして。しっかりその辺は専門家とのパイプをきっちりつくって、そして正しく、文書だけ見て分からないじゃないですか。中央から降りてきても、その本当の新型コロナの正体が、私たちが理解できない中で文章だけでは分からない。そこは、日常の診療をされてる先生もいらっしやいます。先日も来られてました、地元医師会の先生が。ぜひ先生に聞きたいのです。これが聞きたいのだと。ただ、そういう面で国の状況を待つ、それは私もよく分かります、行政にい

てたから。けれども、日本一の疫病対策ができる太子町をつくるのだったら、その先を読んで、その人たちを巻き込んで、そして太子町ではきちっとした理解をしてもらおうという運動の輪を進めてもらいたいと、このように思います。いかがですか。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 非常にその理念が高い御意見と承っておりますが、これは地元の医師会の先生方、そういうときには先生方もやはり専門家の御意見も賜ったりされていると聞いておりますので、そういう意味で地元の先生方と二人三脚であり、一緒にやる中でできることをやっていくというのがやはり基礎自治体のやり方かなと思っております。

○議長（中島貞次） 森田哲夫議員。

○森田哲夫議員 それぞれの地元の医師会の先生方、専門家、また庁舎の町の職員の方々、一緒に連携をより密に保っていただいて、ひとつこの新型コロナを乗り越えて、まだまだ疫病が続きますから、これで終わりじゃないのです。の中で、状況をしっかりと分析して、間違いのない揺るぎのない新型コロナ対策をしていただくことを要望したいと思います。

最後に、岡部先生が最後のスライドでウイルスが嫌うのは人の優しさなのだと、人の思いやりがウイルスをやっつけますという言葉で締めくくられました。ウイルスも暴れたくて暴れてるのじゃないと私は思います。やはり人間がそういった大自然の自分の人知の及ばないところで、もう一度反省をしながら、地球温暖化もそうであり、新型コロナもそうであり。そういったことを含めて、しっかりともう一回見詰め直しながら新型コロナ対策を進めていただくことをお願いしまして私の一般質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中島貞次） 以上で森田哲夫議員の一般質問は終わりました。

次、中薮清志議員。

○中薮清志議員 8番中薮清志、通告に従いまして一般質問を始めさせていただきます。

1つ目の質問ですが、高齢者にも優しいまちづくりというタイトルでございます。

太子町は国道179号線、国道2号線（太子竜野バイパス）、JR山陽本線などを有する交通の要衝としてもにぎわってまいりました。現在も年少人口比率が県下で最も高く若い町と言われておりますが、実際に地域を回っている中でお話を聞きますと、高齢化が進み、買い物などを含め外出が大変であるとの声を多く聞くようになっております。過去にコミュニティバスを試験的に走らせたことがあると聞いていますが、当時は利用者が少なく導入には至らなかったとのこと。しかし、その当時と現在では高齢者の運転免許証の返納状況や高齢化率などが変化しており、明らかに状況が変わってきているものと感じております。

太子町の面積はコンパクトで平たんな土地が比較的多いとは思いますが、高齢者が移動するにはやはり負担が大きく、走行する車も多いため危険も伴う。公共交通の整備を含め、買い物支援など、高齢者も住みやすいまちづくりをさらに推進するための考え方を確認いたします。

(1)現在のやすらぎタクシー運賃助成事業（高齢者）の現状は。

(2)バス停「あすかホール前」ができましたが、その今の現状は。

(3)公共交通として、バスの走行ルート変更などの協議は行っているのか。

(4)買い物支援事業の現状は。

以上について確認します。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 私から、(1)のやすらぎタクシーについてと(4)の買い物支援事業についてお答えいたします。

まず、(1)でございます。

やすらぎタクシー運賃助成事業は、交通手段を持たない高齢者、重度障害者の世帯の交通利便の向上に寄与するため、1枚500円の助成券を重度障害者世帯では年間最大で48枚、高齢者世帯では年間最大30枚を交付する事業でございます。今回御質問については高齢者への現状でございますが、高齢者の世帯における過去3年間の交付実績を申し上げますと、令和元年度が608世帯、2年度が652世帯、3年度が672世帯といった状況で増加傾向でございます。一方、タクシーチケットの使用率でございますけれども、令和元年度が69.2%、2年度が61%、3年度が66.2%でございました。コロナ禍の中、使用率に影響が出たものと考えております。

続きまして、(4)の買い物支援事業についてでございます。

この事業は、自治会において運転可能なボランティアが町が貸し出す車両を利用して自治会内の高齢者を町内の商業施設等に送迎することにより高齢者が住み慣れた地域で自立した生活を送り、高齢化が進む地域で支え合う仕組みづくりを支援する事業として平成29年10月より鼓ヶ原団地自治会、それから広坂自治会、糸井池自治会と糸井池田自治会の合同の3か所で開始した事業でございます。現状では、糸井池、糸井池田自治会は令和2年4月で利用者減少のため休止されておりますけれども、鼓ヶ原団地自治会、広坂自治会におきましては週1回実施されております。高齢者の買い物の交通手段の一助となるだけではなく、ボランティアを含む利用者同士の交流が生まれ、地域コミュニティーの活性化につながっております。事業の他自治会への勧奨につきましては、移動中の車内が密になることからコロナ禍においては控えておりましたが、現在行っております国の行動制限の緩和策等を受けまして、感染防止対策を徹底する形で昨年秋から全自治会において順次開催しております災害時の避難行動要支援者に関する連絡会におきまして、自治会長とか民生委員等に買い物支援事業の勧奨を行っております。本年9月からは、新たに田中自治会で開始される予定でございます。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 私から(2)、(3)について答弁させていただきます。

まず、(2)、あすかホール前のバス停の状況につきまして令和4年4月より供用を開始し、4月18日から4月24日までの1週間の乗降調査では延べ44名の利用をいただいております。また、ホールで開催するイベントにも当バス停を利用してこられた方もおられます。今後、バス停の認知度が上がるにつれ、住民の皆様にもさらに利用していただけたと考えております。なお、令和4年6月中旬に実施される乗降調査の結果につきましては本年9月末をめどに集計され、バス事業者より本町に報告される予定でございます。今後の動向を注視していきたいと考えております。

次に、(3)公共交通としてのバスの走行ルート変更などの協議につきましてですが、昨年度にあすかホール前の新バス停設置に合わせて走行ルートについて神姫バスと協議を行いました。また、県道龍野線の付け替えに伴うバスの走行ルートについては協議いたしましたが、現段階においては住宅の密集度の関係から既存ルートを維持する予定が示されているところであります。今後、公共交通会議の立ち上げを予定しており、構成メンバーとなる予定のバス事業者とも継続的に協議を図ってまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中島貞次） 中藪清志議員。

○中藪清志議員 それでは、何点か確認したいと思います。

やすらぎタクシーの運賃助成事業自体は、とてもすばらしい事業だなと思っております。要綱の第1条にあるように、交通機関等の利用が特に困難で交通手段を持たない高齢者、重度障害者

(児)の世帯に対し、日常生活における交通手段を確保することに要する経費の一部を助成することにより、高齢者等の世帯の交通利便の向上に寄与することについてとありますが、しかし時代が変わってきていることも感じ、これに対して幅を持たせる必要が出てきているのではないかなと思っています。条件として、道路運送車両法に規定する自動車(二輪自動車を除く)を所有していない世帯とあるのですが、お子さん、お孫さんがおられて車がある、勤務で不在である場合というのは、そのお宅に高齢者がおられる場合でも助成されない。例えば元気な方で自宅に車がないので助成はされているが、体が不自由で出歩きにくいのに自宅にお子さんの車があるため助成されないといった声を聞くこともあります。必要な方に使ってもらえるような制度に幅を持たせて見直しを図ったほうがいいのではないかなと思うのですが、その考えはいかがでしょうか。

○議長(中島貞次) 生活福祉部長。

○生活福祉部長(嶋津一弥) この制度はもともと交通手段がない方を対象に始めたものなのでございますけれども、よくよく中身を見ますと500円の券30枚を最大で支給するのですが、結果的には金銭的な援助、年間1万5,000円の援助をする内容になってございます。タクシーチケットがなくてもあってもタクシーで行くことになるかと思えます、交通手段のない方につきましては。実質的にはそういう資金的な補助になってございますので、全く考え方を一から改めまして所得制限でいくとか、そういったことも考えられるとは思いますが。あくまでタクシーチケットがないとタクシーで行けないわけではございませんので、そういったところを根本的にまた考え直したいなどは考えておるところでございます。

○議長(中島貞次) 中薮清志議員。

○中薮清志議員 いろいろな状況があつて、また線引きとかというのはいろいろ難しいかとは思いますが、やはりなかなか外出する機会が少なくなってしまうという声も聞こえてきている現状があります。それが多分以前よりかは声が大きくなってきてるのじゃないかなと思うのですが、そのあたりも含めて今後検討をいろいろしていただきたいな、研究してもらいたいなと思います。

それと併せてなのではございますけれども、社会福祉協議会で実施されている移送サービス等もあるかと思うのですが、そういったものの継続とか拡充、それと併せてなのか、それに代わるという形になるのかも含めて1つの対策かとは思いますが、そのあたりを拡充、継続というのはどう考えてますか。

○議長(中島貞次) 副町長。

○副町長(杉原勝由) 社会福祉協議会の移送サービスにつきましては、横に寝られた格好でたんかといいますか、その状態で運ばれるという僕はイメージを持っておりまして、一般の高齢者の方の利用というのとちょっと違うという認識をしておるのです。ですので、この高齢者の交通手段とはまた別物かなと考えております。

○議長(中島貞次) 中薮清志議員。

○中薮清志議員 すみません、暫時休憩をお願いします。

○議長(中島貞次) 暫時休憩します。

(休憩 午前11時44分)

(再開 午前11時45分)

○議長(中島貞次) 再開します。

副町長。

○副町長(杉原勝由) 移送対象者については、私のイメージでは重度障害者というイメージを

持っておったのですが、ごめんなさい、最近の状況が少し変わっているのかもしれませんが、ただ、あの移送サービスを拡充するには運転ボランティアを増やしていかなければならないという課題があったと思います。その運転ボランティアが近年ちょっと少ないのだという話も聞いておりましたので、そこら辺も社会福祉協議会に今の現状等も含めて確認したいと思っております。

○議長（中島貞次） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 それも併せてお困りの方をサポートするということで、いろいろと力を入れていっていただきたいなと思います。

あとバス停の件なのですけれども、あすかホール前のバス停ができたときに実際使われるのだろうかということもいろいろ質疑もあったかと思いますが、実際に御利用されていらっしゃる方がいるのだというのを聞いたのと、あと現状として渋滞もそのときに気になっていたのですが、そういった課題というのは何か出ていますか。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） ちょうど道路の真ん中に止まるような形になるので、こちらも渋滞のことについては随分心配しておったのでございますけれど、特に町に何らかの苦情があるということはありませんでした。

○議長（中島貞次） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 バスについては過去コミュニティバスとかも試験的にあったということだったのですが、他市町でもやってるようにデマンドタクシーですとかコミュニティバスを始めるということもどうなのかなと思ったりもしたのですが、状況を確認していくとかなり負担が大きいいという話も聞こえてくるころではあるので、現実的にはどうなのか、なかなか難しいのかなとも感じるころではあるのですが、先ほどもお話の中で公共交通の会議を立ち上げるということだったので、公共交通の充実については太子町のみの課題として考えず、姫路市やたつの市とも協議して広域の話と捉えて考える場になればいいんじゃないかなと思うのですけれども、そのあたりはどういう感じでしょうか。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） おっしゃるとおり、太子町の皆様は姫路市のほうに行かれるという機会も多いと思います。太子町でも今回地域公共交通会議を今後立ち上げていきたいと考えておるのですが、それを今の現状の公共交通の確保を維持していく上で、目的を明確にした上で地域の課題等を検証し効率的で利便性の高いシステムを確立するというのがすごく重要なと考えております。そういう中で、関係者と十分協議をした上で検討していきたいと考えております。

○議長（中島貞次） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 そういった形で広域で見て、僕もこれをいろいろ調べる中で過去なぜしなかったのかというようなデータとかも確認したのですが、なかなか難しいかとは思いますが、会議をする中で関係各所と連携してやっていただければなと思います。

あと買い物支援事業なのですけれども、新たに始めるところもあるという形で先ほど聞いたのですが、実施の自治会を1つの自治会単独でやってくださいねという形ではなく、隣接する自治会で活用できるように橋渡しを行政がしていてもいいのではないかなと、1つの自治会でやってねというとなかなか負担も大きかろうということもあるので、そういったボランティアの発掘だったりとか、いろいろ課題が出てくるかと思うのですけれども、事業としてはいい事業だと思うので、そういう事業を活性化させることで買い物に行けない、行きにくい方がそういう買い物にも行ける、外出もできるというような機会を増やす、そういった単独だけではなくて隣接するような自治会をマッチングするような働きを行政とかがすることはできないのかなと思うのです。

けれども、そのあたりとかはいかがでしょうか。

○議長（中島貞次） 間もなく正午になりますが、このまま会議を続行します。

生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 今休止中でございますけれども、糸井池自治会と糸井池田自治会が合同でされておりましたように、隣接とか近隣の自治会がタイアップされて申込みをされることは大変歓迎することでございます。そういった面も含めまして、勸奨には努めてまいりたいと思います。大いに歓迎するところでございます。

○議長（中島貞次） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 各箇所の事情や課題もあるかと思っておりますので、無理やりとかではなくて状況を確認しながら、可能であればそういう機会がつかれるように橋渡ししていただければいいのじゃないかなとは感じる次第でございます。

最終的に、根本には実際にお店の少ない地域にスーパーやコンビニなどができるよう誘致や広報による推進、また規制緩和などにより買い物しやすい環境を誘導できるように町でもできることに努めていただきたいと思うのですが、そのあたりとかはいかがですか、どうですか。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 例えば糸井池自治会や糸井池田自治会にドラッグストアができて、そこでドラッグストアやからお薬だけかなと思ってみたら野菜であったりとかお肉であったりとかも販売されている、そういうような店がどんどんできたらいいと思うのですが、できたわ、潰れるわということもありますので。ただ、沿道サービスとして幹線道路沿いに今後状況を見ながら、事業者は利益を得ないといけませんので、そこら辺でアセスメントされる中で出店されるかどうかというのは今後されるのだと思うのですが、そういうお話があるようであれば、また私もちょっとお話をさせていただくというような格好になるかと思っております。

○議長（中島貞次） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 地域と事業者を町でつなげるということが少しでもできれば、そういった課題も少しずつ解決されるのじゃないかなと思います。そうすることによって、より太子町に今までですしこれからも住んでよかったなと思えるような形になってくると思いますので、そういったところで今後も力を入れて努めていただきたいなと思いますと、一旦意見として伝えさせていただきます。1問目を終了させていただきます。

○議長（中島貞次） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時54分）

（再開 午前11時54分）

○議長（中島貞次） 再開します。

○中薮清志議員 それでは、次の質問に入りたいと思います。

活気ある太子町を持続するにはという形で2問目に移ります。

年少人口比率が県下で一番高い若い町の太子町ですが、衛生統計などを見ましても人口は確実に少しずつですが減ってきています。にぎわいのある町を持続していくためには新たな施策を行うなどして移住者や若い世代に太子町に定住してもらい、人口を維持し、若い町として活気を維持していくことが重要だと考え質問いたします。ちなみに先日開催された中学生議会の中でも、中学生議員より人口減少、少子・高齢化については質問が出ておりました。若い子供たちも気になっている課題であることを付け加えさせていただきます。

(1)西播磨の多くの市町でも施策として導入している移住・定住支援金制度の導入をそろそろ

太子町でも考えるべきではないのか。

(2) 新生児訪問やこにちは赤ちゃん事業などで新生児へのサポート事業はあるが、ゼロ歳児の間、見守りと子育て支援の一環で明石市などで行われている新生児へのおむつ支給サービスを導入することは考えられないのか。

(3) 町内事業者の事業承継に対して、後継ぎへの補助は町の施策としてないかと思いますが、検討してみてはどうか。

この3つです。

○議長（中島貞次） 暫時休憩します。

（休憩 午前11時56分）

（再開 午後1時00分）

○議長（中島貞次） 再開します。

なお、清原良典議員は午後病院に行かれるということで欠席されます。

中藪清志議員。

○中藪清志議員 午前中にありました質疑の中で移送サービスの件があったのですが、再度確認しましたところ、移送サービスにつきましては車椅子を使うなど、一般交通手段の難しい方をボランティアを通じて移送するという形でのサービスとなっております。特に高齢者のみというわけではなく、障害をお持ちの方、車椅子などを御利用の方をサポートするという事業であるということでした。ただ、そういう形だったのですけれども、お困りの方には変わりございませんので、そういったサポートは引き続き、先ほどの話の中でもありましたが、やっていっていただきたいなと思いますという形に訂正させていただきます。

以上です。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 私から、2の(1)移住・定住支援金制度の導入について答弁させていただきます。

西播磨においては、本町と赤穂市を除く市町が移住・定住に係る奨励金等の支給制度を実施しております。全国的な少子・高齢化の波は本町にも影響を与えていることを実感しており、御提案いただきました移住・定住支援金制度について他市町の制度を研究し、選んでいただける町、住みたい、住み続けたいと思っていただける町となるような施策を検討してまいりたいと考えております。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） (2)の新生児へのおむつ支給サービスの導入でございます。

おむつの支給につきましては、毎日皮膚に触れるものでありまして、子供によってはメーカーに合うとか合わないとかといったことがあることから数種類のおむつから選んでいただくという方式では対応し切れないことが想定されるため、一律支給については慎重に検討する必要があると考えております。見守りの視点からの新生児、乳児への介入といたしましては、新生児訪問、こにちは赤ちゃん事業にて保健師による全件訪問、それから乳児健診、これは生後3カ月から4カ月、それから乳児相談、これは生後7カ月から8カ月に実施しております対象児全員の身体確認を実施しておるところでございます。また、虐待のおそれのある家庭については、社会福祉課等と連携いたしまして頻繁に訪問を実施しておるところでございます。月2回ある相談事業に来所してもらったり、見守りが継続して実施できるよう心がけているところでございます。

それから、おむつ支給事業を西播磨地域で調べてみましたところ、実施している自治体はたつの市のみでございました。たつの市では、令和2年度から事業を開始されております。名称が

「はつらつベビーまごころ便」事業で、ゼロ歳児を対象に生後2カ月目とそれから5カ月目、この2回赤ちゃん用品が無料で届く子育て支援サービスでございます。たつの市から委託を受けた業者が行っていると聞き及んでおります。隣接しております太子町ですので、同様の委託で事業は物理的に可能かなと考えております。たつの市の事業を研究いたしまして、検討していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） (3)の町内事業者への事業承継に対して後継ぎへの補助は町の政策としてはないが検討してみてもということに対しまして答弁させていただきます。

現在、商工会事業の1つとして伴走型小規模事業者支援推進事業として事業承継の進め方や法律なこと、また早期経営改善計画の策定などについて事業革新セミナーが開催されております。事業承継を検討される事業者の相談に応じ人的な支援を行い、令和2年度におきましては1件の事業承継が成立しております。町内事業者はこの制度を周知し、相談件数の増加に努めてまいりたいと考えております。また、事業承継に関しましては中小企業庁が対象経費の2分の1、最大500万円の補助制度を運用しております。廃業を予定している者から引き継いだ経営資源を活用して経営革新等に取り組む者、また事業承継を契機として経営革新に取り組む者など制度がありますので、この制度の周知に努めていきたいと考えております。中小企業・小規模企業振興基本条例に基づきます協議会で町内事業者の意見を伺い、必要な支援がありましたら必要性を検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 何点か確認、質問します。

まず、定住支援金制度ですが、検討したいということなので、そこは進めていただきたいなどは思います。全体的にも関わってくるのですが、太子町は年度によって違いはあるかもしれませんが、2020年は相生市など、西播磨複数の地域から転入超過がありますが、明石市、姫路市、たつの市では転出が超過しているのを確認しております。近隣で取り合うのもどうかとは思いますが、少しでも選ばれるような施策が必要であるとは考えます。

例え話にもなるのですが、ふるさと納税返礼品に対してもふるさと納税返礼品制度ができた頃、推進を一般質問や予算や決算委員会でもお伝えしましたが、そのときは取り合いになるのでしないというのが一番最初の答えだったのですが、導入することによりまして納税の気持ちとして大きな税収を今も得ることができていると思いますので、そこはちょっと前向きに考えて人口減少、また人口増加に対しましても何もしなければ転出超過に傾くのではないかと思いますので、そこを改めてになります。しっかり考えていただきたいと思うのですが、そこは先ほどの答弁のとおり今後研究していくという形でよろしいでしょうか。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 太子町におきましては、今まで太子町の魅力を発信して太子町を選んでいただけるというような施策を展開しておりました。ただ、今の現状としましては人口減少等が多くなっている状況もございますので、その中で、今回の定住・移住支援金以外にもいろいろと施策としては考えられると思いますので、多方面について検討をしていきたいと考えております。

○議長（中島貞次） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 そのあたりもしっかりとよろしく願いいたします。

2つ目のところに対してですが、こんにちは赤ちゃん事業とかいろんな事業に取り組みをさせていただいているかとは思いますが、明石市が実際にやっている、また内容の規模とかやり方は違えどたつの市はやっているというところで、やはり今回確認した中でもあったようにたつの市も転出超過になっている、それが全ての理由ではないかとは思いますが、そういったところに出てきている可能性もあるのかなとも思いますので、赤ちゃんのおむつのことに関しましても新生児をサポートする、ただただ赤ちゃんのおられるお宅の家計をサポートするというだけではなくて、やはり福祉の面も併せ持ってやると費用対効果としても十分やれるのじゃないかなと思います。うちの子供は成人しましたのでおむつを見ることもずっとなかったのですが、このことが気になったので先日20年ぶりぐらいに奥さんと一緒に赤ちゃんのおむつを見に行っただけですけども、懐かしい気持ちにはなっただけですけど、やっぱりメーカーや大きさによって価格等は違うのですが、1つの大きいパックで1,200円から1,300円ぐらいの金額、店舗によっても違うと思うんですけども、年間で太子町で生まれる新生児がここ最近でいきますと230人ぐらいになっているのですか、多くて250人としても年間で毎月お渡しすると考えたら360万円ぐらいになります。2カ月に一遍とかに変えると負担する金額というのがまた半額になってきたりとかもしますので、そういったところも計算しつつ購入時のスケールメリットなんかも考えながら、虐待防止や育児相談なども併せて考え検討していただきたいと思います。もちろんそこはたつの市がやっているという事業を今先ほどの答弁の中でも研究されるとありましたので、そこはしっかりと研究してやっていただきたいと思いますなど改めて思うのですけれども、そこをお願いしたいのですがどうでしょうか。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） 新生児訪問とかこんにちは赤ちゃん事業で全戸を訪問しておりますので、保健師がそのとき持っていくことも可能ですし、明石市やたつの市のように業者から配達で届くという事例もありますので、そういったところを総合的に判断して前向きに検討していきたいと考えております。

○議長（中島貞次） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 いろいろと研究していただければと思います。

あと最後のやつですけども、町内事業者さんの2代目、3代目などへの補助は事業者の家業を守るだけではなくて、町に定住する、またあるいは他市町におられる方が実家へ戻るきっかけになるのではないかなとも考えます。実際そういうお声も聞きましたので、そういったところを導入することによってそのサポートにつながっていくのではないかな。それも踏まえて家業を守る、また人口に対しても、若い方が戻ってくることに対してもプラスになっていくのじゃないかなと思いますので、そのあたりもう一度しっかりと検討していただきまして、また先ほど部長の答弁にありましたように協議会等で話をしていただき、必要であればそういった内容も考えていきたいということでしたので、そこはしっかりと町内の事業者、そういう協議会でお話をしていただきたいと思いますと思うのですが、いかがでしょうか。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 町内事業者の声を聞きまして、また専門家も入っております中小企業・小規模企業振興基本条例に基づく協議の場、ここでしっかりと必要性等の話をしていきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 中薮清志議員。

○中薮清志議員 私もそうですが、太子町がもっともっと元気になって、みんなが住んでよかつ

たと思える町になったらいいなと改めて思っておりますので、これが全てではないですけども、いろいろな事業、新しい事業、また地域を盛り上げていく事業をしっかりと政策に反映させていただきたいなとお伝えしまして、一般質問を終了させていただきます。

○議長（中島貞次） 以上で中薮清志議員の一般質問は終わりました。

次、吉田正之議員。

○吉田正之議員 4番吉田正之、通告に従いまして一般質問をさせていただきます。

町長の政治姿勢を問います。

(1)教育長のセクハラ疑惑について、なぜ対応しなかったのか。去る7月15日の新聞報道により、榑野教育長のセクハラ疑惑が明らかになった。それにより辞職した教育委員の言い分はセクハラであり、加害者側はやっていないと食い違いがある。言い分の違いはよくあることだ。一般企業でも、現在はパワハラ、セクハラなどのハラスメントに対して厳しく対応しており、無罪の立証は加害者が立証できないと、グレーであっても一般企業では加害者側に何らかのペナルティがある。今回の場合、なぜ2人きりで姫路市内へ行ったのか、そして腕をつかんでタクシーに乗せたのか。これだけでも問題である。このことは教育長も認めている。しかし、行った経緯と理由は現在まで明らかにされていない。これらの一連の行為は、太子町長等倫理条例第3条第1項(4)に抵触するのではないのか。町長はこれらのことを十分に把握しているのか。そして、何ら榑野教育長に対して処分しないのはどのような理由か。まずは以上のことの答弁を町長に求めます。

次に、辞職された教育委員は町長に面会したいと言っています。にもかかわらず、町長は会っていないそうだが、なぜ会わないのか。被害者側の話を聞いていないと言われるが、聞く意思がないのではないのか。聞く意思があれば、今すぐにも聞けるはずです。

以上です。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） お答えいたします。

まず、1点目ですけども、教育長より4月に就任された教育委員に対し質問や疑問などを気軽に話せるようになるという理由で酒席に行ったと伺っております。また、タクシーの件は駅へ歩いていて、タクシーのほうへ向きを変えるために軽く腕を引いたと聞いております。就任したばかりで不安もあるであろう新人委員への配慮であったかもしれませんが、このことについては私からも軽率であったのではと嚴重注意をいたしました。また、町としましては議会より要求書を頂戴する以前よりどのような対応ができるかを検討した中で、第三者委員会の設置等を含めて町顧問弁護士にも意見を求めながら協議をしておりました。その中で、教育委員の御主人や教育長御本人より聞き取りした内容から、セクハラがあった、なかったということ以上の進捗が町の調査では見込めないとの町顧問弁護士見解を受けての判断により、この部分については司法の状況を見守ることといたしました。他方、様々な影響を考慮し、身をひくことも1つの選択肢である旨を教育長に促していましたが、日数の経過とともに教育関係の会議等、その出席などに大きく影響が出始めている状況を見聞きするにつれ、総合的な判断の中で公務への影響等を踏まえ、これまで以上に私や副町長から強く辞職を促し、結果として8月22日に辞職願を提出され、8月26日付で退職されたところでございます。

2点目ですけども、私に教育長よりこの件の報告がありました当初より弁護士同士の話し合いとなっており、また教育委員とは直接お話ができず、弁護士を通す必要がある旨を伺っております。その後、7月12日に教育委員の御主人より辞職願の提出があった際、今回の事案の詳細や御本人のお気持ちなどをお聞かせいただくとともに、委員がこの届けを持参できる状況にない体

調であることもお伺いしていましたので、司法という部分への影響、町の調査ではこれ以上の進捗が見込めないこと、さらには御本人の体調に係る御負担等を考慮しお会いしていなかったものでございます。なお、教育委員御本人が事前に他の教育委員の皆様と相談された際、御本人が自身で考えられ示談の方向で話を進めるため、教育長や事務局などには報告せず、状況を見守っていたという趣旨の内容が8月の定例教育委員会の会議録に記されております。私どもも既に弁護士同士の話し合いになっていたとはいうものの同じような気持ちであり、当該教育委員の意向を尊重し、専門家による話し合いに委ねていたところでございました。

以上です。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 少し補足をさせていただきたいのですが、今回のセクハラ疑惑につきましては、段階的にはまず法的な問題というのはあるかとは思いますが、まず倫理的にやはりあると思います。といいますのは、2人で行かれたということ自体に、私や町長が何でということはずっと発しました。それは、やはり倫理観の低い状況であるからそういう行動になったと思われる。私どもは決してそのこと自体を何でというか、非常に強い疑問が生じました。この倫理観がないということ自体が1つ大きなことであろうと思います。

それから、こういう疑惑報道がされるということについて町の信用失墜行為であると思います。そういうことから、これは非常に重大な問題であるし、そのことで私どもも強く、このままでもいいのですかと強く迫りまして辞職されたという経緯がございます。

あと法的問題というのは、これははっきり言うともう個人で法的な司法のほうでやっていただくという考えでありますので、まず倫理観というもの、やはり教育長という立場、これは特に三役に求められる中でもさらに、これは個人的な見解ではございますが、教育長というのは倫理観がもう高くないと誰がついていくということはあるので、そのことは私はもうはなからこれはいかんことやと思っておりましたので、そのことは申し上げたいと思います。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 今の副町長と町長との答弁で随分温度差があるのやなど。副町長はすごい倫理観がというのを求めて、いかんことやと、町長は慎重に、慎重にするから時間がかかるというてずるずる引き延ばしとうわけですけれど。この質問する前に、実は昨日私はこれに関する事で質問をしうけれど、答えてもうてないことがあるので、まずこれをきっちり確認しとかないと後々質問ができひんので町長に確認しますけれど。昨日質問したことに対して答えてくれてない、議事録を見てもうたら分かります、答えてくれてないと結局もうそのまま採決になってしまったのですけれど。

まず1つは、町長、セクハラの意味をどういうふうに理解してますかと聞いてます、答えてもらってないのです。

それから、いろいろ事情が変わったのだから、そういう事情が変わったのやったら臨機応変に対応することが必要やないかと言ってますけれど、これについても明確な答えがありませんでした。

それから、教育委員から問題解決してほしいと町長に言ってありますと。だから、こういうことを言ってるのに、なぜ町長は解決しなかった、解決しようと動かなかったのですか。

この3点を先に明確にしておきませんか、後々議論がかみ合わないと思いますのでよろしくお願ひします。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） まず、1点目、セクハラについての捉え方ですが、これは受けた側がどう

思うか、これが重要な点であると思っています。それは大前提なのですが、このたび当初から弁護士同士の話になっていた、以前からもお答えしているとおりで。

それから、2点目、臨機応変に対応しなかったというのはどういう意味なのかがちょっと今の言葉で僕は正しく理解できてないと思うのですけれども、違っていたらまた言っていただいたらいいですけど、私自身も役場内で副町長などと話をしながら、どのようにするか、その都度考えてきたところでは。

それから、3点目、問題解決をなぜしないのかという御質問なのですが、何度も同じお答えになるのですけれども、弁護士同士が話をされていた中でございますので、そのような中で私は行政側の人間ですが、そこに行く前は弁護士同士なのですけれども、弁護士とか司法で話をされていく中でいろいろその進展のこともありますし、それではどのようにすれば解決できるのか非常に難しいところがありまして。しろと言われても、そのお気持ちは十分理解するところなのですけれども、現実論としてそういう状況の中でなかなか難しかったということでございます。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 まず、セクハラの意味について、私と同じ認識です。そうすると、これはもう完全なセクハラですやん。町長、これは完全なセクハラです。だって、本人がセクハラを受けたと、こういうことがあった、現実にこういうことがあった、もうこれは完全にセクハラです。それで、今回の場合は弁護士同士が話しとうから入れないというのがとんでもない誤りです。そんなことをしたら、部下は誰もついてきません。町長は部下を守るつもりが全くない。難しいこと何にもあらへん。今町長が言われてることやったら、これはもう完全なセクハラです。そのセクハラがあったということになってしまいます、これは。にもかかわらず、弁護士同士が話しとうから間に入れないと。間に入るのと違うのです。これは事実関係を調査して、そして処分すべき問題があったら直ちに処分せなあかんのです。これはまだ処分もしてないです。退職金をまた払うのかどうか知りませんが、処分もしてない。こういうことがあって、誰が、職員が町長は我々のことを全く守ってくれないということになってしまいます、こんなことをしたら。どうですか、私の見解に対してどう思われますか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 御主人が来られたときに、病院に行っているのも本人が来れないというお話がありました。そういった中で、御本人に聞けるとは思わなかったのも、そういうふうになりました。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 本人がセクハラで精神的にショックを受けて病院へ行ってる。にもかかわらず、弁護士同士が話しとうから私は何もできません。この考え方、私は全く分かりません。この被害を受けた方はどうなるのですか、これ。町長、一体これをどのように謝罪するつもりですか、この方に。もう不作為も不作為による、もう大きな罪です、町長の、認めますか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 議員はそういうふうにおっしゃいますけれども、一方で私自身は両方を任命した立場にある人間でございます。ですので、教育長がセクハラの実態を否定されている状況でもあります。また、双方の認識に違いがあることから、町顧問弁護士との相談も踏まえて双方の弁護士や司法の状況を見守っていたという状況でございます。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 町長、さっきセクハラの意味はこうやと言いましたやんか、被害者の方はセクハラを受けたということで、それであればセクハラになるという。だから、セクハラになるので

しょう、なってるのでしょうか。にもかかわらず双方が双方がと、関係ないじゃないですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） そのように言われますけれども、片方は触られたと言われていて、片方は触ったと言われていて、そしてそのこと自体が弁護士同士の話し合いになっていて、そのことがセクハラであるないの議論になっている状況なので、私自身が断定的にこうであるということが極めて言いにくい状況であったということを御理解いただきたいと思います。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 全く理解できません。民間企業でしたら、もう取りあえず2人で食事に行った、そこで仮にアルコールでもちょっとでも飲んで、相手がこれはセクハラやと言うたら、もう完全にアウトなのです、民間企業では。だから、民間企業で我々はセクハラやパワハラに対して誰かが訴えてくる窓口をきちっと決めて、そしてそれに対してどのように対応するかというのは皆社内の中でルールをつくってるのです。庁内の中にも多分あると思うのです。それに基づいて粛々とやればいいことであって、任命責任とか、それはまた後の話で、取りあえず目の前のこのセクハラ問題をどういうふうに解決するか、これをやるということが一番大事です。町長、私は人権の学習会で文化会館に行ってみましたけれど、慎重に検討いたしますというようなことを言われてきましたが、多くの人が慎重にやるということは、これはもうやらんことやなど、そのように一般町民は受け取ってます。これは早急にやらなあかんと思います。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） セクハラ等ハラスメント委員会というものがございます。その委員長は私でございまして、この委員会で検討というか対象となるのが一般職であります。太子町長等倫理条例がございまして、これはまずその疑惑の解明等について、これはまず特別職はそこでおのずから解明していく、また疑惑を晴らしていく、そういう態度が必要であるということなのですが、今回おっしゃっていただいているように倫理上やはり問題があったということで、このことについてもやはり私どもは辞職を促していったという1つの要因ではあります。

もう1つは、この倫理の低さによって、2人きりで食事にお誘いされたということ自体は脇が甘いというか、これは倫理の低さという表現になろうかと思うのですが、そのことで教育委員に非常に迷惑をおかけしているということは思っております。このことについても町長も同様に思われているというところで、お会いできるならば委員と、ちょっと時期を逸しているかもしれませんがお会いしてお話をさせていただいて、しっかりと対応させていただきたいと思っている次第であります。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 副町長の今の御答弁では、当然こういう倫理の低いことというのは、これは問題ですよね、問題だと。町長は何も、いや、相手の言うことを聞いてないし、弁護士同士が話してるから何もそれはできへんのやというようなことを言われてるのやけれど、こういう認識の違いとか、甘さというのは一体どこから出てくるのですか。なぜ早急に処分をしなかったのか、もうそれだけでも十分問題でしょう。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 副町長と私の認識が違っているというのではなく、常に話し合いをしながらやっております。ですので、そういうことはございません。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 認識が違うというのは私の感覚です。私が聞いているのは、なぜ処分をしなかったのか。副町長がここまで認識しとんのやったら、当然処分すべきやというようなことを言って

ますやん。にもかかわらず、町長は一向に動けへんかったわけや。だから、それは何でやということですよ。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 私が補足させていただく中で、処分というのは法的にも明らかに非行であるという場合、これは明らかな犯罪です、これはもう明らかに即処分、もうおやめいただくということになると思います。この倫理の低さによるものという場合、これはやはり諭すと、辞職を促す、これはそういう手段になろうかと思えます。あくまでも重大な犯罪を犯していたら、もう即あきまへんという格好のところまでの今度は法的なことになってくると、そこを司法が今という話でしたので、まずは私どもとしては倫理という意味で、この倫理の低さと、これで本当に教育長ができるのですか、これでみんながついていきますかと、その点で辞職を促していったというところがございます。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 その辞職を促したと副町長は言われてますけれど、町長はこんなことをある人に言ってますよね。もし今榎野氏に辞められたら、次の教育長が決められないから辞めさせられないというようなことを言ってますよね。ということは、辞めさせる理由、さらさらそのときになかったわけですよ。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） その発言は私も正確に、それは恐らく議長、副議長が来られたときのやり取り、要求書を渡された後、その公的なことが終わった後の会話の中だと思うのですが、私自身、これはうそということを使うのじゃなくて、正確には覚えていない部分がありますが、もらったときから多分土日とかを除くと1週間ぐらいしかない、ちょっとずれてたらごめんなさい、大ざっぱで悪いのですけれど、10日か1週間か、時間がない。いきなり月末までに解決しろという趣旨の御発言があったと思うのです。私自身は、そんなことを言われても、そう簡単にできるものではないと、すぐにそういう教育長なんかも見つかりませんしねという趣旨では言ったかもしれません。ですから、その段階において前教育長を守るとか守らないとか、そういう発言で言った覚えはございません。ですので、急にいろいろ、あのときもですから私の認識は月末までにはできませんと言ったつもりですが、どうやら何かそれを議会側というか、来られた側は月末までに求めたので返事をみたいだったみたいなのですが、こちらとしてはそのことについても誠意を持って月末までに御返事をしようという姿勢を議会に対しましても誠実に対応させていただきました。反対の立場になっていただきたいのですけれど、すぐに、いきなり書類が出てきて、いきなりいつまでにしなさいと言われても、本当に非常に難しいということも御理解いただきたいと思えます。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 その日は多分7月だと思うのですが、問題が起きたのは5月でしょう。問題が起きたのは5月で、こんなもん2週間ほどの間に決めとかんと、ちゃんとどうするかということを決めとかんと、それがトップの、いざというときにはトップがリーダーシップを持って全部やらなあかんわけですよ。それができひんのやったら、トップ失格です。問題があるときに初めてトップの力量が問われるわけですが、もうまさにこれは。いきなり言われたから答えられないかという、こんなものずっと前から分かっとうことやん。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 何度も何度も同じことの繰り返しで恐縮なのですが、最初の段階から弁護士同士が話をされていて、もう弁護士同士の話が一番最初からなっております。ですの

で、そういう段階で、そうするとどういふ話し合いを弁護士同士がされるのか、されたのか、その辺のこともお互いのことがありますので、じゃあAさんの弁護士がこう言って、Bさんの弁護士がこう言ってとか、そのやり取りも私は存じませんし、既に弁護士同士の話で進んでいたのです、最初から。ですから、議員が私自身を御批判なさるのはそれは議員のお考えで、議員のお立場も尊重しますけれども、状況としまして最初からそのようになっていなかなか動けなかったのであるということも、何度も何度も同じことで恐縮ですけれども、御理解をいただけないかもしれませんが、御理解をいただきたいと思います。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 副町長、認識の違いが分かったでしょう。あなたは倫理観がない、だから何とかせなあかん、でも町長は弁護士同士の話、それが先やと、だから私は動けへん、そんなもの、理由にしとだけや、弁護士同士の話は。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） いや、この間も町長ともずっと話をする中で、町長としてまず法的に首が切れるのかどうかというのはすごく検討されて、私も考えました。その中で、その時点で首が切れるかということ、法的に重大な非行であると認定されておれば、それはもう首が切れるというところなのですが、やはりこの倫理観からいうと問題があるということは共通認識しております、町長もはなから何で2人で行ったのやというのはすごく責められて、そのことで教育委員長としてそれで行けるのかという疑問も非常に多く投げられました。私も同様に、もう臨時の三役会議も開き、何回も何回ももう話し合いをしました。当然ながら、これは倫理観が高い方であればはなから2人で行かれることはなかったであろうと思います。なおかつ、私どもはこの倫理観のことで相当、何で2人で行かれたのかも含めて、これはおかしいと何回も何回も申し上げるのですけれども、これは個人的な見解なのですけれども、元来倫理観が高い方であればおのずからそこで非を認められたと思うのですけれども、そこがこれだけ時間がかかったのはやはりその低さがあるからここまでというのは、私はもう何回も何回も責めたというか、その中で感じたことであります。ですから、町長も相当きつく言われてましたので、決して何もしていないという状況ではなく、相当やり取りをする中でここに至ったというところであります。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 それだけ倫理観が低い、倫理観が低いから教育長としてふさわしくないと言われるのやったら、町長それだけで十分処分できますやん、法的な処分という意味じゃないです。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 私が手を挙げたときは、その法的な処分だと理解してお答えをしようとしたのですが。ですから、私が手を挙げてお答えしようとしたときは、法的にはその教育の法律の中でその非行があったときに議会に上程して罷免をお願いするという手続を、果たしてこれが取れるのか取れないのか、一番最初にこれを内部で協議をしたところです。それには、今すぐにこれをやっていいのかどうなのかという部分があり、また弁護士とも、また内部でも協議をしながら、それには至らなかったということです。ちょっとずれててすみません、そちらの質問と、私はそういう意味で手を挙げたのですが、どうぞ。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 いや、処分にはいろいろあるでしょう。1つは、いわゆるそういう法的な処分、あるいは刑事的な処分というのはあると思うのです。でも、職員の職務規程に基づく処分というものもあると思います。当然あるわけですから。それは町長が全ての権限を持つというわけですから、何らかの、こういうことがあった、だから何で解決せえへんのかというのは、要するにそ

の教育委員の方が喜んでまたそのまま引き続き仕事ができる状態をつくっていくというのは、これは町長の大きな仕事やろうと思いますけれど、それをやってないから、我々は何もやってないやないか、何もやってないやないかというのはそれを言ってるのです。処分もいろんな処分がある。副町長からは刑事処分の話ばかりするけれど、刑事とかそういうことを言われますけれど、そうやないけれど内規による処分というのもあるでしょうということなのですから、それを何もやってない。何もやってないのは、何も今回のこれだけじゃない。ほかのことでもずるずるして、いつの間にかうやむやになってしまっていることが随分あるわけで、今度という今度だけは、これは解決するまで何回でも私はやります。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 私も役場に入らせていただいているところなのですが、役場というか、ほかはどうか、あまり処分のことを十分に世間一般の知らない部分もあるかと思いますが、役場に入って感じるのは、このことに限らず何か処分のときにいきなりでなくて、そのことがはつきりしてから役場処分していますので、そういった中で、また同じことで申し訳ございませんが、最初から弁護士同士が話し合っていて、片方は触られた、片方は触っていない、そういうことでずっと来ていて、私自身もじゃあその法定の話がいつになるのか。聞いたときに、それはなると思っていて、いつになるのですか、もうそれ手続き済んだのですかとか、もう途中で実際に聞きました。今は法定の話になってると認識しているのですけれども、そういう経緯の中で進んでおりましたので、それじゃあこれがあつたから、はい、あなた、言われるようにこれだけの処分ねと、その処分が減給とおっしゃっているのかちょっと分かりませんが、そう短期間でできなかったという状況でございます。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 短期間でできなかったということを言わんといてください。短期間でしなかったと、しなかった。これだけの時間があつたのにやらなかった、認めてください、それを。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 何もやらなかったのではなくて、途中の段階においても1つ1つ私自身が前教育長に、すぐにはお見えになりませんでしたけれども、少しずつというか、こういう選択肢もあります、解決に向けては、つまりおやめになって裁判をされるという選択肢もありますねとか、そういったことも初期の段階から言っています。そして、少しずつ、また別の表現で少しまきつく、また最後には正確な表現は正確には覚えてませんが、辞めてもらいたいという趣旨のことを言っているわけございまして、なかなかいきなりなことを誰に対しても言うのは、順を追っていきなり言うのはなかなか難しいという部分がありました。もちろん私自身最初から、先ほど副町長が申しましたように、まず不思議だったのは何で2人で行ったのかというのは最初から不思議でしたから。何で行ったのかは聞きました。そんなことをしてもらったら困るとすぐ思いました。ですから、私がまず副町長と認識が違うとか、そちらから見るとスピーディーに対応していないと思われるかもしれませんが、同じことの繰り返しで恐縮ですが、双方が最初から弁護士同士で話し合っていて、教育長自身も御本人と話せない状況でしたから、最初。先方の弁護士が直接相手の教育委員には連絡を取ってもらったら困るということで、結局最初からそういう状況になっていて、そのことが同時並行的にあつたという状況であると御理解していただけないかとは思いますが、そういう状況でございます。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 事実関係をちょっと明らかにしておきたいのですけれど、町長はほんなら教育長に対していつ頃から辞めてくれと言ったのですか。

それから、弁護士が言ったから会わなかったのですか。その弁護士も随分ずうずうしい弁護士ですね、そんなことを言う弁護士も弁護士ですね。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 誤解があつては困るのですが、弁護士が会うなどおっしゃいましたのは前教育長に対して言われたということで、どういう意味で言われてるのかちょっと分からないのですが、間違ったらいけないので確認だけしておきます。私自身が教育委員の弁護士から話したこともありませんので、どうこう言われたということはありません。私自身が弁護士と言っているのは、太子町がお願いしている弁護士と相談をしながらやってきているということでございます。

（吉田正之議員「答えてない」の声あり）

いつからということですか。正確に何日とかというのは覚えておりません。ですから、早い段階から、先ほどとまた同じことの繰り返しなのですが。

（吉田正之議員「早い段階というのは例えば5月ですか、6月ですか、7月ですか」の声あり）

私自身が聞いたのが6月です。私が聞いて、その後、何日後に言ったかというのが正確に記憶がございませんが、非常に初期の段階から解決策の1つとして辞められて争うということは、されるということが考えられるということについては本当に早い段階、それが3日後なのか、4日後なのか、何日後なのか私ほうそをつくつもりでなく本当に正確に覚えていません。そして、それから先ほどと同じことになりますが、ある程度一定期間たってから、また少しきつめのことを申し上げて、またある程度一定期間たちましてから、またさらにきつめのことを申し上げたという状況でございます。

○議長（中島貞次） 吉田議員に一言に言います。

答弁している間に言葉を発しないようにだけお願いします。

（吉田正之議員「いや、質問の意味がちょっと違う、答えが違うなど思うから言ったので」の声あり）

吉田正之議員。

○吉田正之議員 ほんなら、恐らく辞めて争う方法もあるよと言ったのが、多分それやったら6月ぐらいでしょう。7月ぐらいには、もうちょっときつめに言った。およそ7月上旬中旬下旬とか、せめてそれぐらいのことで言うてもらわんと、記録をわし取れへん。どうなのですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 私は正確に言いたいタイプなので、それが初旬なのか中旬なのか、本当に覚えてないといったら無責任と言われるのかもしれないけれど、本当に覚えてなくて、ただある一定の期間を置いて申し上げていて、その間に弁護士同士のやり取り、そして恐らく示談が成立しない状態が発生したと、そういう状況になって、片方の弁護士が恐らくなのですけれど降りられたのではないかというふうな感じに理解しています。そして、調停のお話になっていると私は認識しています。ですから、行政の場から司法の場にもう途中からなっていたので、その速度が遅いと思われてるかもしれませんが、私自身も実際正直に申しますと、その期間が遅いなど、いつそうなるのかなと思っておりましたけれども、私自身がそういうことをする立場にないものでございましたので、そういう状況で進んでいました。ですから、議員とされては遅いと言われるのは、言われることは議員がおっしゃることはそうおっしゃってるのですけれど、状況の中でこちら副町長をはじめ、また太子町の顧問弁護士と相談しながら、何度も何度も同じことで申し訳ないのですけれど、どのようにするか、途中で、じゃあ、弁護士に双方にやってもら

ことにするか、どうするかなど、いろいろと協議しながら毎日のように副町長と話し合いながら進めていた状況です。

○議長（中島貞次） 町長に申し上げます。答弁はもっと簡潔に短くよろしく願います。

吉田正之議員。

○吉田正之議員 そしたら、これまた今調停の場にあるから、町長はこれからしばらく何もせえへんのですか。私は、それは全く別物やと思います。そして、問題解決するということは全く別物です。職員が気持ちよく働ける環境をつくるのは町長の責任です。こういうセクハラ疑惑が起きとうということは、これは気持ちよく働く環境がないということです。それに対して町長は全く責任を感じてないのですか、感じてないのでしょうか、それだけそういうような答弁をするのだから、その辺だけはっきりしてください。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 町長とよくずっと話をしながら、ちょっと語弊があるかもしれませんが、表現がちょっとうまくないなというところがおありなので言わせていただくのですが、やはり被害を受けられたという教育委員に寄り添う気持ちというのもずっと持っていて、ですから私は教育委員を採用というか、候補者に上げるときの面接をさせていただいて、この方は非常に実直な方だなというのをよく知ってますので、そういう意味でもそのことは共有してまします。そのことは申し上げたいと思います。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 これは何ぼ言うとしても堂々巡りになるのでこの辺にしておきますけれども、これは要するに町長は今でも解決するつもりは全くないと我々は思います。

昨日、教育委員お二人が不同意になりました。これは何とか後をせないかん。でも、昨日のやり取り、討論を聞いてましたら、誰を出してきても不同意になります、このままやったら。それは何かと言ったら、町長がこの問題を解決しないから。解決したら、喜んで議員の皆さんは同意しますよと、こう言っている。だから、あれが不同意になったのは、その人が悪いから不同意になったと誰も思うてません。こんな状態やったら、教育委員をいつまでたっても選ばれへんということになります。これをどうするのですか、町長。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 私がこの場では質問してはいけない立場なのですが、こちらは答弁する、そちらは質問される側なのですが、なのでどういう表現をすればいいのか今悩みながら考えてるのですが、長くなってすみません。前教育長は今辞職されているのです。そして、そういう意味においてはそれなりのことを御本人としてされています。そして、今処分をしろと言われていたのですが、もう少し具体的に言っていたいただければありがたいと思います。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 今まさに被害を受けられたという委員の心を、私どもはやはり癒やすというよりか回復していただくよう、そこに努めていく。このことが私どもは今解決策の1つとしてやっていくべき、やっていかなければならないという認識はありますので、これは共有してましますので報告したいと思います。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 そういう言葉が町長からは聞けないのですが、とにかくこの問題を解決しないと、後々の教育委員の人事、また議会で諮られると思いますし、教育長の人事も、これは選ばないかんのですよね。腹案があるのかどうか知りませんが、でも昨日の議会で討論を聞

いてたら、人物には何も問題ない、町長のやってることやったらまた同じ問題を起こすから、だから町長がこの問題をきちっと解決しないと同意しませんよということなのですけれども。今日、ここで私は発言で一人で言ってますけれど、少なくとも複数の議員、昨日反対した多くの議員はそのように思ってます。そうすると、これはいつまでたっても選ばれへん。そうすると、町長はこれを解決するか、この問題をきちっと皆さんが納得するようなことをするか、町長が辞めるか、辞めて違う人が町長になってするか、もうこのままだら、そんな状態がずっと続く。町政の混乱も甚だしいです。これの責任は全て私は町長にあると思いますけれど、どうですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） どこまで皆様方の御意向に沿えられるか、沿えられないか、それぞれ思いも全く同じではないと思いますが、それに納得していただけるかどうか分かりませんが、精いっぱいこれまでもやってきましたし、これからもやっていきたいと思っていますし、そういう御指摘を議員はされてるのですが、また私としてはできるだけ早く教育委員とか、もちろん教育長もなので、決めたいと思い、その収束に向けての対応をしたいという思いで、このたびも人事を上げさせていただきました。また、今後教育長を上げる場合にも、そういうことでございます。同じことの繰り返しで恐縮なのですが、どうしても当事者間での部分があり、まだ明確になっていない部分がありますので、私自身は双方の任命者でございますので慎重に、慎重にと言って心の中の思いが別のあるないはまた別なのです、私自身は慎重にいろんなことに対応していきたいと思っておりますので御理解をいただければありがたいと思っております。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 まず、理解はでけへんということだけ言うときます。

教育委員会にお伺いしたいのですが、今日神戸新聞が10月から教育委員会が2人になってしまうと。こんな状態になって、教育行政はうまいこといくのですか。その辺のことを物すごい心配するのですけれど、その辺はどうですか。

○議長（中島貞次） 教育長職務代理者。

○教育長職務代理者（福田秀樹） それはうまいこといくのかと言われたら、それは大変課題は大きいです。正直言って、大変危惧しています。2人で果たして機能できるのか。もう本当にこの状態を続けたら、太子町の教育はもう本当に悪いですが、もう大変なことになると思います。でも、委員らは与えられた期間、そういう混乱が少しでも起きないように頑張って教育委員会をやっていくという、そういう気持ちはお持ちです、強くお持ちです。ですから、学校教育現場や、あるいは社会教育もそうですけれど、そういうことに少しでも混乱が起きないように精いっぱいやる覚悟はされておられます。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） 本来行うべき業務が全くできていないという現状はそのとおりでございます、教育長の問題が発覚して以降、教育長が各会議に出席できない、もしくはお断りをされるという事態がかなり多うございました。また、マスコミ等の報道を見た方から厳しい御意見、メール、面会等がございまして、職員は大変疲弊してございます。私どもはこの現状は必ず近いうちに打破したい、みんなが決してこの状況にくじけず、ひるまず、新しい教育長、新しい教育委員の方々が早く決まることを願いながら精いっぱい頑張るといふ所存でございます。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 現場の人の意見、生の声を今町長は聞いたと思いますけれど、これを打破しよ

うと思ったら、前教育長のこの問題を解決せんと前へ進みません。それに対して明確な町長、副町長、決意をお聞かせいただきたい。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 1つ、私自身も副町長も精いっぱいやってきたし、やろうとしています。私が質問をしてはいけない場なのですが、何ができたら具体的に解決したと言っていただけか言っていたきたい。そうしませんと……。

○議長（中島貞次） 町長、申し訳ないのですけれども、質問されたことに対する答弁を簡潔にお願いしたいと思います。

○町長（服部千秋） ですから、精いっぱい努力することはするのですけれども、何を解決したら解決したと言われているのかの部分分かりづらいという部分があります。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） より具体的にと、まずは今おやめになった委員のお気持ちを察して、こちらもやはりいろんな思いでいらっしゃったというつらい立場を御理解して寄り添っていくということやまずさせていただいて、そこからどのようなお気持ちというものいろいろあるかと思うのですけれども、それをまず全力でさせていただくということが1つの解決策に結びつくことと認識しておりますので、それを申し上げたいと思います。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 議員をはじめ、町民の皆さんが納得するような具体的な形ある解決を我々は望んでるのです。今までの町長の答弁はずっとそうのですけれども、もうずっと私にこういうふう聞こえるのです、これを何とかうまいこと乗り切ってずっと引っ張っていかうと、そのうちちょっと忘れてくれるやろうとしか聞こえない。解決する、どういうふうにしたらええかというのが分からへんと言われて、このことが分からへんやったらトップ失格です。元教育委員のつらい気持ちが分からへんということやろうと思います、それやったら。だから、そういう気持ちを副町長は理解して、そしてどういうふうにするか。これは元教育委員の方がひょっとしたら、ああ、あの人やで、あの方が教育委員で辞めた人なんやでと後ろ指を指される可能性すらあるわけです、このままいったら。そういうことのないように、どういうふう具体的にしていこうかということやるのは我々じゃないです、考えるのもあなた方です。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） まず、全く否定しておきますが、議員はそういう理解をされていますが、引き延ばそうとか、そういう意図でやってきておりませんので御理解を、御理解してくださいと言うても御理解しないと言われるのかもしれませんが、引き延ばそうとかという感覚でやっていません。

それから、辞められた教育長の処分をどうするのかと言われたので、私自身は辞められてもう本町の職員でないで、その言葉の意味としてどういうことかというのが理解できない、分からないと言ったわけでありまして、そして副町長と私自身は思いを共有しながら言っていますので、私の思いも含めて副町長は先ほどから答弁をしております。

○議長（中島貞次） 教育長職務代理者。

○教育長職務代理者（福田秀樹） すみません、吉田議員、先ほど質問に足りない部分があったので追加させていただきます。

吉田議員がおっしゃっているセクハラのはじめ、それから当該委員のことを一番に考えてくださるはじめ、もう全く実は教育委員みんな同じ思いです。先ほど2人でやっていけるのかというようなこともあったのですけれども、だからこそ2人の教育委員は非常に心配されて、8月3日

に私の教育委員の継続を申し入れられて、何とかその体制だけはつくってほしいという切なる願い等を町長にお伝えしました。もちろん私もそれを聞いて、その場合はやりますよと言っていたのですが、そういうふうになんか少しでもその思いを聞いてほしかったなということと。

それから、教育委員方も当該委員が辞め、教育長が辞めたからこの問題が解決したとは誰一人思ってません。まず一番に、当該委員のことは、今の話の中でも全く話がなかったです、置き去りにされてるなというような町長の発言を聞いて、本当にまず一番はその方に対して町長がどんな責任を取るのか。それから、この問題についてどんな問題点があって、どんな総括して、自分はどんな責任を取られるのか。それがはっきりして、この問題が解決すると委員はみんな思ってます。だから、今議員がもうずっと追求されるということについては、本当にありがたく思っております。

以上です。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 町長、分かりましたか。

昨日私が質問した中に、事情が変わったのやから教育委員を代えたらどうですと言うたら、いや、もう前もって言うとうから、もう今さら勝手にすぐ代えられへんよと言われてお二人を出されたのですよね。今教育委員の方が言われてますけれども、2人で本当に大変やと、そしたらやっぱりベテランの人がおらないかん、この難局を何とか切り抜けられないかん、そういう切迫感が町長は全くない。全くないと言うて、いや、ありますと言うかもしれへんけれど、私からは見えない、そういう切迫感が全く見えない。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） それは吉田議員がそう感じられておられますけれども、先ほどと同じことですが、何とかしたいと思ひ、2人の方、経験をいろいろお持ちでいろいろと意見を述べていただけるであろうという人を上げております。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 今の答えになってますか、私の答えに。もう、またこんなことを言うてもしょうがないのですけれど、とにかくそういうピント外れなことばかり言うて時間を延ばして、いつの間にかうやむやにしてしまうとした私には見えへんのですけれど、本人はそうじゃない、誠意を持って答えてますと言ってくれてますけれど。それやったら、そういう話を聞けないトップやったら、それは失格です。昨日のことが今日の神戸新聞に出てましたけれど、これについての記事について、町長は感想が何かありますか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 新聞記事は朝きちっと細かく熟読できておりませんので、町長が説明責任を十分果たしていないので通さなかったと、議会というのは多数決の世界ですが、議会が判断されたと理解しております。感想はと言われましても、そういうことが書かれていたと思っております。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 ここに私も記事を持っていますけれど、そういう内容でしょう。でも、何で通らなかったかとか、そういうなことについて、ここにも説明責任を果たしていないから反対したと、こういうふうに書かれています、ここに。不同意した、町議会はセクハラ疑惑について服部千秋町長の説明責任を果たしていないとして反発、ほんで結局不同意になったと。説明責任を果たしていないということについては、またこの後同僚議員がいろいろこれに関連して質問すると思いますが、ちゃんと説明責任を果たさなかったら後々尾を引きます。教育委員も決まらへん

し、教育長も決まらへん事態が起きます。これは皆あなたの責任です。議会の責任と違いますからということ述べて、取りあえずこの質問は私だけで終わりませんから、後の議員にお任せします。

これはお母さん方から、あるいは保育園の人からも言われてるのですけれど、子育てしやすいまちづくりが町の経済発展につながるのではないかとということで、子供を持つ方々、太子町は子育てに対して冷たいのではないかとよく言われる。特に明石市と比較されるが、近隣市町と比較しても太子町は子育てに対する政策がないと言われている。特に小学生以下の子供を持つ親が働きに出る環境がいま一つ行き届いていないように感じている。保育園に通っている子供を持つ親は、子供が保育園で熱を出したら早退して迎えに行くことになる。親御さんは会社や共に働く人到大変申し訳ない気持ちで帰るそうだ。会社にその子供を預かる施設があれば、子供を横に置きながら働くということも可能だが、そのような施設がある企業は皆無である。突然熱を出した子供を預かってくれる施設は太子町にはない。また、姫路市では市内の保育園に勤務すると家賃の補助があることを聞いて、太子町内で勤務する保育士が太子町内の保育園を辞めて姫路市の保育園に勤務したとも聞いている。働き手は、働きやすい環境の地域にどうしても行くものである。何とかならないか。これらの問題は経済発展の足を引っ張っていることを理解していますか。答弁を求めます。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） お答えいたします。

明石市の子育て支援につきましては、保育料や医療費などの経済的な軽減、子育て環境の整備や教育に力を入れて人口増加につながっており、当町の子育て支援と比較いたしますと格差を感じることは否めない現状と思われませんが、当町の保育行政の面から御説明させていただきます。

まずは、病児保育事業でございます。この事業につきましては、令和元年11月から令和2年5月にかけてまして町内の6つのこども園へ実施はどうかと打診を行いました。しかしながら、保育士や看護師の確保、あるいは敷地とか建物の整備が整わないといった理由から希望する園はございませんでした。また一方、町内の8医療機関におきまして同様に打診をしたわけですが、自己負担を生じてまで実施することはできない、あるいは園と同様に看護師の確保が困難である、あるいは小児科医が対応すべきである、そういった理由から希望する医療機関もございませんでした。そういったことで、現在に至っているわけでございます。そうしたところ、姫路市の病児・病後児保育事業所の実際の利用者が少ないということから、今年度姫路市以外の利用者も対象となり、太子町の方も御利用いただける環境になってございます。姫路市内には、病児・病後合わせまして4つの機関がございます。それぞれ1日の定員が6人あるいは3人、あと2か所が2人ずつでございます。こういった定員が少ないにもかかわらず、姫路市でもなかなか利用者が少ないという実態がございます。

そうしたところで、病児・病後児保育事業は突然熱を出したからといって預かってもらえる事業ではなく、あらかじめ利用する施設で利用登録をする必要がございます。利用形態で一例を申しますと、どういう動きがあるかと申しますと、お子さんに熱があるという連絡が保護者に届きます。当然、会社で休む手続をされて、保育園とか認定こども園へ迎えに行かれます、行かれますと、次にかかりつけ医へお子さんを連れて行って診ていただく必要がございます。そこで、かかりつけ医の医師連絡票というものをいただいて、それを持って病児保育園あるいは病後児保育園へ持って行ってお子さんを預けるといった中で、そこで預けるという選択をした方はそれから会社へ戻ってまた働かれるというような、非常に時間等とかもかかってくることでございます。ですので、よっぽど重要な仕事をされている日、特定の日に預けられているのかなというところ

が現状ではないかと考えております。

次に、保育士の確保策でございます。令和2年度より町内6こども園と斑鳩保育所で構成されます園長・主任会におきまして、保育士確保策についての協議を行っております。また、太子町保育協会といたしまして町内保育士の募集チラシを作成いたしまして、この秋には近隣市町にある大学就職部に就職依頼を行い、併せてホームページに太子町保育協会ページを作成する予定で準備を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 ホームページというのは広告でしょうけれども、現実には姫路市が独身の保育士が姫路市に住んだら家賃を全部もらえる、これは魅力です。保育士は姫路市に行ってしまう、いくら募集しても。保育園のことをお互いが各市町が、これは体力勝負です。今日もたつの市長とちょっと話をしたのですけれども、これはもう体力勝負です。どこがどれだけいい施策を出して、そういう人を集めるかという、それなのです。でも、こんなものはいつまでも続けへんと。そうすると、結局今あること以外に太子町として子ども・子育てについてはトータルの考えないとやっていけへんのです。特に若い人にどこに住みたいかというたら、やっぱりきちっとした職場があるところに行きたい、子供の育てやすいところに行きたいという答えが大体返ってくるのです。まず職場がなかったらあかん、そしてその次に子供を育てやすいところでなかったらあかん。これに対して、太子町ではもうちょっと積極的に何らかの施策が打てないのか。特に仕事場があるということは、それはそこから税金が上がるのです、税金が上がったらそのお金で次の手が打てるのです。こんな子育てのことだけ考えとったらうまいこといけへんと思うのですけれども、今日部長がいらっしゃいますけれども、その辺の仕事場について、通告にないから答えませんが結構でございますけれども、町長みたいに答えませんと言うてもうても結構ですけれども、もし御意見があったら。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 新たな働き場の確保、そのあたりは当然発展的、継続的に安定した太子町を存続させていくためには必要だと思っております。都市計画の面からは用途地域の見直しとかそのあたり、企業の立地できる土地がつかれるかどうかというところは引き続き検討を進めていきます。

先ほど保育施設というお話がありましたけれども、中小企業・小規模企業振興協議会の場におきましても、委員から託児施設の設置費用などの補助支援があればいいという御意見を伺ったところでございます。人員不足が深刻化している中、いかに従業員が働きたいかという、そういう思いが持てる職場環境をつくるということが離職を減らすようにする企業にとって喫緊の課題であると考えております。託児施設を新設した企業への整備費用の補助施策など、なかなか認可関係等、どこまでできるかとかというところは勉強していかないといけませんけれども、そういう協議会の場で御意見をいただいておりますので意見、施策等を検討しているところでございます。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 保育園の保育士の問題については、保育園の園長さんあたりから——今育英基金の役を私がしております、その育英基金の協賛広告をいただけませんかということで協賛広告をいただいているのですけれども——なぜその人が協賛してくれるかというたら、大体太子町内に住んどう人で太子町へ戻って来たら育英基金はもう全額返還せんでもよろしいですよという、

そういうやり方なのですけれども。そうすると、どんな人が来るかというたら、大体あなたは太子町へ戻って何をしたいのですかと言ったら保育士とか、そういうことを言うのです。そうすると、この保育士、いや、こんな人がよく応募しているのですよと言ったら、保育園の先生、ほな協賛広告を出しますと。それで、学生に今度保育士になると言うたら、ここはええよというて言うてくださいねとか言って、そういうことを言われるわけですけれども、まだ卒業してませんので具体的な就職にまで至ってませんけれども。やっぱりそういう人に対する直接的なあれも大切かもしれませんけれど、トータル的にこれは物事を考えてやる必要があるのやないかなと思います。だから、生活福祉部とか、あるいは経済建設部だけで考えるのやなしに、その辺お互いが町全体をどういうふうにしたら喜んでここで働いてくれるかということをもっと真剣に考えていていただきたいと思います。働く職場に関しても、太子町で仕事をしたいのです、出てきたいのです、でも規制がいっぱいある、出られないのですというのがあるのです。この辺は県の規制がかかってしまってますから、県がオーケー言わないとあかんということなのでしょうけれども、この辺についてももっと県に対してその辺の改善を強く求めていくようなことはできないのでしょうか。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 太子町におきまして、市街化区域内にはまとまって大きな土地というのはなかなか今はもう残っていないというところがございます。活用していくとなると、調整区域内の土地をどのように活用できるかというところになってくるかと思っております、令和7年度の都市計画マスタープラン、県が決めていくものでございますが、その改定に向けて各市町で調整区域の活用方法を含め、都市計画をどのように進めていってほしいかというようなヒアリングもあったところでございます。そういう機会を捉えまして、県には活用できる、できるだけ使いやすい規制になるように求めていきたいと考えております。

○議長（中島貞次） 吉田正之議員。

○吉田正之議員 現場ではいろいろと御苦労していただいて、住みよい太子町に来ていただくよう、現場の職員は大変苦労していただいていると思います。でも、町長のそういう姿勢であれば、現場の人はやる気のないことが起こらないように現場のほうはしっかりやってください。今回のこの教育長の問題に関して一日も早いこと解決していただいて、そして職員が喜んで進んで働いていく職場環境をつくっていただくことを祈念しまして私の質問を終わります。ありがとうございました。

○議長（中島貞次） 以上で吉田正之議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午後2時44分）

（再開 午後3時00分）

○議長（中島貞次） 再開します。

一般質問を続けます。

次、出原賢治議員。

○出原賢治議員 議席番号2番出原賢治でございます。

通告に従いまして質問いたしますが、質問の前に今回の質問通告が締め切られたのは先週月曜日、8月22日正午でございます。その日の午後に楢野前教育長が辞職する意思を示され、その後辞職されております。したがって、通告書は前教育長が辞職されていない前提の下に書かれたものであり、今や質問すべき内容が変わっている状況であることを申し上げておきます。

それでは、始めます。

町行政において、教育行政が重要な柱の1つであることは論をまちません。中・長期的な我が国の政治一般においても、教育は最重要の課題として取り組むべき分野であると考えております。それは、子供たちの確かな学びと成長こそが将来の社会を豊かに創造するであろうことに加え、生涯にわたる様々な社会教育が地域の活力と平和をもたらして、総じて社会の持続的な発展と個々人の幸福を実現するための基礎となるからであります。

しかるに現在、太子町において教育行政が深刻な混迷に陥っており、看過できない状況にあります。町の行政や太子町全体に対しても、さらなる悪影響が広がる可能性が否定できません。事態の打開と信頼の回復に向け、早急な対応が求められています。

そこで、以下のとおり質問いたします。

まず、(1)経緯について確認でございます。

①この発端は、5月29日に教育長が当該教育委員と2人だけで酒席に行った事実であることに間違いはないか。

②教育長が当該教育委員から辞職を求められたことは事実か、またそれはいつのことか。

③結果的に当該教育委員が辞職を表明するまでの間、三役会議での情報共有はなされていたか、またどのような対応を行ったか。

④7月14日の定例教育委員会における当該委員からの辞職願の同意、その後の新聞報道、全員協議会での説明を受け、議会からは要求書を出しました。それ以後、本日までにどのような対応をなされたのか、具体的な進捗はあったのか。

以上が経緯の確認です。

次に、(2)現状の認識と今後の対応方針を町長に問います。

①現在、どのような弊害が生じていると認識しているか。

②今後どのように対処していく予定であるのか。

③町長としての責任をどう考えているか。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 私から、(1)経緯について御説明申し上げます。

①の2人で酒席に行ったかにつきましては、両名ともお認めになっている事実と理解しております。

御質問の②なのですが、教育委員から辞任を求められたことについても、辞職願の際に御主人からその旨私も聞きましたので事実であると理解しております。

御質問③の三役会議での情報共有につきましては、概要についてはお伺いしておりました。先ほど吉田議員への答弁でもありましたとおり、町長や私が教育長から報告を受けた当初から、先ほどと同じようなことになるのですけれども、そのときから弁護士同士の話し合いになっているから教育委員とは直接お話できないと、弁護士を通す必要があると伺っておりましたので、その状況を見守っていたというものであります。

それから、④の7月14日の教育委員会の定例会、そこで辞職願の同意があったということ以降の経過でございますが、先ほど吉田議員への答弁にもございましたとおり、最終的には、1つはまず以前から倫理観の欠如というところも含めてより辞職は促しておったのですが、やはり公務への影響が重大であるということも踏まえて、より強く辞職を促したというところで、8月26日付で退職されたいうところでありまして。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） (2)のまず1点目ですが、先ほどの吉田議員への答弁にもありましたとおり、教育関係の会議等へ出席できないなどの弊害があったと認識しております。

2点目、3点目ですけれども、今後の対応でございますが、教育行政の現状を解決する取り組みを早急に進めてまいりたいと考えております。

私の責任としましては、今後皆で襟を正し、職員一丸となって町政、町教育行政を円滑に進展させていくことであると考えております。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 最初に申しましたとおり、この通告書を出してから大分日がたっておりますし、この間、昨日も含めていろいろ質疑もして、ほかの議員の質問もございますので重複はしないように聞きたいと思っておりますけれども。

先ほどの吉田議員とのやり取りで、まず(1)の経緯についてですけれども、ちょっと分かりにくいところがありましたので確認いたします。発端が5月29日だとすると、結構今日までの間にかなりの期間があります。話をしているのがどの期間のことを言っているのかが分かりにくいので確認したいのですけれども、町長あるいは副町長が、三役会議でかもしれませんが、初めて教育長からこの事実を知ったのは、先ほどの話だと6月上旬から中旬、そのくらいということですが、分かりますか、それでよろしいのですか。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 6月8日頃だったと思います。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 先ほど来話がありますように、その時点で両方が弁護士を立てていて見守ったというような言い方をされております。直接話ができないというのは、それは町長あるいは副町長に対してもそうなのですか、そういう状況だったのですか。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） これは前教育長からそのような旨を私どもが説明を受けてそう理解したと。そう理解したというのは、前の教育委員へ直接アプローチができないのかと、弁護士を通さないとできないという認識になっていたというところであります。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 ですから、主語が分からないのです。直接会えないのは誰が会えないのですか、教育長だけですか、それとも3人ともですか。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） そのときには私ども、町長、副町長も直接会えないという認識になりました。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 それは何かの話を受けて、そういうふうに判断されたということですね。事実がどうだったか、それだけじゃ分からないですよ。それを相手方に確認されましたか、町長も副町長も。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 直接お話ができないと言われたのでしていません。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 今の話を総合しますと、教育長からの話を聞いてそれに従ったと、そういう結果ですよ。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 結果論はそうなります。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 先ほど来、双方から話を聞けない、あるいは辞められた前教育長も双方から真実を聞くということをおかれて、私はそのとおりだと思います。しかし、今の話だと、教育長からは話を聞いてるけれど、本人からは聞いてないということですよ、それでよろしいですね。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 当時示談の話になっているので、当事者の代理人同士で事を進めているということで報告はありました。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 これも先ほどの吉田議員の質問の中で、町の顧問弁護士が調査をしたといったようなくだりがありましたけれど、それは事実ですか。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 町の顧問弁護士に調査のことについても御相談申し上げましたが、町の顧問弁護士もセクハラ云々というその事実の解明云々というのは双方の意見が食い違っているので、調査しても調査自体についてちょっと否定的なことを言われましたので、ですから実際は顧問弁護士が調査しているわけではありません。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 双方に弁護士がおられたのですよね。町の顧問弁護士が、その双方から情報を得て、それで報告されたということではないのですか。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） いえ、町の顧問弁護士は私どもが相談して、その中でこの調査委員会を設けるであるとか、そういうことも含めて相談をしたのですが、特段今設けるべきであるという回答ではなかったということです。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 つまり、そういったことをやるかどうかを相談したというだけであって、では町長も現に5月に教育長から相談を受けて、三役会議でその情報共有をされた後も、教育長から話を聞いた以外には何もしてないということじゃないのですか。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） そのときに教育長から報告で——正直詳細な報告ではなく概要をお話しされて、今示談交渉をしているからということで、ある意味弁護士同士でもうそこは示談交渉しているのでという認識しか捉えられなかったというところであります。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 今の説明で、町長もそれでよろしいですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 何回も何回も同じことを言ってあれなのですけれど、弁護士同士が話をされていて、その段階に——表現がいいかどうか分かりませんが——手を出せないというか、その中に割り込めないというか、それぞれがされていたので……。また副町長が言ったように私たちは町の顧問弁護士にどうするかをずっと相談してきてますけれど、そういう状況なのでその様子を見ていたということです。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 つまり、町の顧問弁護士も特段双方から話を聞いたりした調査をしたわけでも

ない。教育長から概要の話は聞いた、だけど両方に弁護士が立っているという状態だから何もしなかった、そういうことですよね。だから、これを言ってるのです。この段階でできることはなかったのですかということです、いかがですか。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） この話はこの時点では公になっておりませんでしたので、示談交渉がうまく進んで示談がしっかりとなされるという、ちょっと変な話、期待感もあって見守っていたというところがあります。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 ですから、この問題が5月で、6月上旬に報告があったときに、この問題の重要性とか、それに対する危機意識がやはり足りてなかったと私は思います。その示談交渉の途中でできることはあつたらうと思いますし、それに向き合えなかったと言わざるを得ないと私は思います。教育長からの話も“概要”と話されました。三役会議で十分な情報共有ができてなかったのじゃないか、コミュニケーションが取れてなかったのじゃないかとこの点に関しましては思わざるを得ないと思います。そう思いますけれど、いかがですか。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 今振り返ってみて、改めて御指摘のとおりではあると思います。ただ、当時非常に緊張感を持って推移を見守るという姿勢ではおりましたので、結果論からいうと、今おっしゃるとおり何もしてなかったと言われたらそうなるとは思いますが。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 それでは次に、その示談交渉の結果、それがどうなったのか、破談したのか、結局片方の方が辞職願を出されたというのが7月12日でしたか、町長に渡したのが、昨日の話では。先ほどの話でその辞職願の中に、一旦その教育委員から教育長に辞職を求めたが、最終的に自分が辞職しますと書かれてたと思うのですが、それが出た以降、その教育委員に会おうとはされなかったのですか。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 7月12日夕方に御主人が奥さんの辞職願を持ってこられました。特に予約はなかったものですから私がそのとき対応させていただいて、御主人からその旨の話を聞いて、さらに具体的な話もちょうと教えてくださいとお伺いはしました。それを町長と共有させていただいたということでございます。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 ですから、町長もそれを知ったことになったわけですが、それ以降はどういう対応をされたのですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） それ以降というのは14日の教育委員会で議決された後だという意味だと思うのですが、ですから同じことの繰り返しになりますけれど、弁護士同士が対応されているので……

（「弁護士同士は関係あらへんやん」「話を聞いとんかいな」「町長はどうしたんやと聞いとるだけやないか」の声あり）

そのときに御主人が、奥様が病院にも行って体調が悪いので来れないという、病院にも行ってるから来れないということを副町長に申しました。ですから、前から答えていますけれども、そういう状態の場合に会っていいのかなのか分からないので会わずにきているという状況です。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 7月14日の段階ではもう弁護士は関係ないと思うのですが、ですからそこまでは弁護士同士がやり取りしているからという理由でそうされていた。7月14日以降は、その相手の方の体調のことを配慮して会わなかった、そういうことですか。じゃあ、それでも少しは何かやろうとしなかったのですか。そういった状況になった時点で、もうそれは仕方がないと思って何もしなかったということですね。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 私どももより具体的な話なんかちょっとずつ情報も入ってくる——非公式な話なのでですけど、そういう話なんかもお伺いしながら、ある意味正直やはり委員御本人にお話も聞かなければ分からない部分もあるというところもお話としてはしてたというのも事実、これは事実でございます。ただ、会えてないというのも事実なのでですけども、会おうとして会えるのだろうかということで議論はちょっとしていたというところはあります。

（「うそつくなよ」の声あり）

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 議論はされてたということですが、じゃあせめてパートナー（御主人）とかには相談されなかったのですか。どういう状態ですか、会えますか、会ってよろしいですかと聞かなかったのですか。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 御主人にはコンタクトは取っていなかったというところです。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 そういうことなのですよ。それで、もう精いっぱいやりましたと言われても、それは私はそうは思わないです。やはりもうちょっとそこはやれることはあったと思う。とにかく7月14日までの間でしたら、もっといろいろとやることがあって、多くの人が傷つかずに済んだ可能性もあります。その後も、実際そのように被害を受けて、特に体を壊してるとかがあるなら、なおさらそこはちゃんとしたケアをするべきじゃなかったかと、ケアをするのが普通ではないかなと私は思いますけれど、いかがですか、特に町長どうですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 先ほどから副町長がお答えしているとおりなのですが、また町の弁護士と相談しながら、どのように対応すべきか協議しながら進めてきているところです。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 弁護士に相談するのも大事ですけども、もっといろんな人に相談することもできるはずですよ。相談すべき相手はほかにもいると思います。それをやっぱりやってなかったとしか判断できません。

それから、④の今後の具体的な進捗、確かにお二人の強い勧めもあったのかもしれないし、楢野氏が御自身で辞職を決断されたことは厳粛に受け止めたと思います。ただ、特に町民に対してまだ一度もその説明をされてないですよ。これはどうされる形なのか、いつ頃どういう形で正式に説明されるのか、それはまだやられてないですよ、7月14日以降、それはどうされますか。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） まず、これは前の教育委員に直接お会いする中で御本人の思いであるとか、いろんなこともこちらも受け止めて、そのことに対してどう向き合うかということも含めて、その進捗状況を図りながら経緯、経過等も含めて公表していきたいなというふうな思いでは

あります。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 早急にといいますか、先ほどの話で今からでも教育委員御本人にも会いたいと副町長もおっしゃられてたかと思えます。今からでも遅くないとは思いますが、そういう努力をやはりちゃんとやっていただきたい。

今日議会2日目ですけれども、最終日まであと一カ月ぐらいございます。先ほど話で、その教育委員の人事案件をどうするかもでございます。この9月、議会最終日までの1カ月弱、やはり必死で取り組んでいただきたい、そう思います。いかがですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 精いっぱい取り組みますが、教育委員の人事案件は不同意になったわけでございますが、どのように見つけられるかもあると思えます、また教育長についてもですけれども。もちろん、精いっぱい取り組みます。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 分かる形で精いっぱい取り組んでいただきたいと思えます。先ほどの答弁で精いっぱいやっていますというのは、それはやってないと私は捉えますので、今後この1カ月どのようにされるか、それはしっかりと考えてやっていただきたい、そのように思います。

それでは、(2)の現状認識は以上にしまして、現在どのような弊害が生じていると認識しているか、今後のことで聞いているのですけれど、先ほどの答弁ではいろんな会議とかに出席を断られたりとか、それは非常に大事なとか大きな問題で、先ほども教育次長から非常に苦しい答弁があったかと思えます。それは非常に大事なことで、今後の信頼回復をしないといけないと思えます。

ただ1点、これは言っておきたいと思うのは、まず私の話からしますと、私もこの7月中旬以降、非常に悶々として過ごしておりました。私は太子町をちょっとでもよい町にしたい、そういうふうにして議員に立候補いたしましたけれども、この3年半、自分は一体何をしてたのだろう、そのように思います。何か悪くなる一方じゃないかと思ひまして。しかし、常任委員会の仕事もでございます、特別委員会の仕事もでございます、今回は決算委員会もでございます、そういったことに粛々と向き合わないといけない。これは非常に重たいつらいことです。ですが、今の私のことですが、この思いこそ現在の教育委員会の職員の皆さんの思いではないですか。教育委員会だけじゃないです。町職員として働いている皆さんそうではないですか。今日も、これ500回記念ということで飾りつけがされてます。昨日の初日の前、準備されてました、一生懸命。非常に涙が出ますね。職員だけじゃないです、現場の教職員の皆さんもそうです。PTAとか、あるいは自治会の役員の方とか、ボランティアでやってくれる方もたくさんおられるわけです。そんな人たちがみんなもやもやした気持ちを抱えながら目の前のこと、やるべきことを粛々とやっていると、そういう状態、これが太子町にとってどれだけマイナスか、そのことはお考えになりませんか。先ほど現在の弊害がどういう弊害かと聞いたときに、いろんな役職がそういうことになっているという以外には話されませんでしたけれど、こういった例えば職員のモチベーション、そういったことを考えないですか、いかがですか。町長に聞いています。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 御答弁をどう言っているのか、いろいろとそういった中で仕事をしてきていて、不十分な点も私もあるかと思ひますが、そういう点におきましては職員に非常に――私は個々にこの件について聞いてはいませんので表現が難しいのですが、御迷惑をおかけしているのではないかと心配するところでございます。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 私が今あえてその話をしたのは、現在どのような弊害が生じていると認識しているかと問われて、この現在の職員あるいは太子町のいろんな教育に携わってる方々、その人たちへの思いがなかったからちょっと残念だなと思って話したのです。私はそういうところをまず認識して、それだけの問題だと認識して、ちゃんと向き合って取り組んでいただきたい、そういうふうにも思ってるから言ってるのです、いかがですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 議員がおっしゃるのは、そのとおりではないかと思えます。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 肝に銘じて今後の1カ月、しっかりとやっていただきたい、そのように思います。先ほどの話にもありましたけれど、教育委員が結局2人決まらないということ自体も、これは非常にゆゆしい問題です。でも、最終日まで約1カ月弱あります。そこで何ができるかをやはり考えないといけないんじゃないかと、そのように私は思います。今後どう対処していくのかに対して、先ほども実際具体的にどうしたらいいのかというような話もありましたけれども、私が強く思うのは、この間も、その前からもそうですけれど、人とちゃんとコミュニケーションを取るといふか、いろんな人の話を聞くといふか、そういうのが不足してるんじゃないかと、そのように思います。

振り返りますと、昨年9月議会、この場では、このときも人事案件でいろいろございました。榑野教育長の前任の沖汐教育長が任期が切れるのが9月末で、その9月議会の最終日に議案を出してこられました。それはその半年前の3月議会で予算案をめぐって町長と元教育長、教育委員会の間で対立とか混乱が起きました。議会からは和解と関係改善を求めて5月には意見書を出し、常任委員会でも調査をして、それでも改善が認められないからと8月に再度要望書を出してます。しかし、結局和解することなく時間が引き延ばされて、時間切れの形で沖汐教育長が辞任されて榑野氏が選ばれた、そういうことだったのですよね。その後、町長は今年3月になって、昨年の議会からの要望書に応える形で議会に文書を出してこられました。今は円滑なコミュニケーションが図られるといったことが書かれておりましたけれど、議会が求めたのは元教育長との関係改善を求めたのであって、今さらという話なのですけれど、それはさておきまして、こういった文書を出してくること自体が、コミュニケーションがうまくいってないときにそれに誠実に向き合って解決するのではなくて、結局人を代えて解決する、そういうような姿勢に私には見えます。ですけれども、こういったことを繰り返しても問題の解決になりません。むしろ、討論でも言いましたが、改善の機会を失いますから、結局同じ混乱をまた引き起こすこととなります。意思疎通が図れない相手としっかりと向き合って議論してこそ問題の解決ではないかと思えます。これはこの問題に限らず、ずっと続いているように私には思えます。その点をまず改める、それが大事じゃないかと思えますけれども、いかがですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 沖汐元教育長とは最後のまとめの文書について調整をしていて、一旦了解をあのときにされましたけれども、やはりこれではということで、あのときは時間切れになりました。ですので調整といふか、話をしてきていました。結果として、文面自体に了解が得られないということでございました。あのときも、そちらからいふとコミュニケーションを取っていないから私が悪いということなのかもしれませんが、こちらとしましてはあのときも精いっぱいさせていただきました。双方向のコミュニケーションをこれからも図れればと思っております。教育委員会とかだけでなく、ほかのことも含めてです。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 そもそもコミュニケーションというのは双方向のものですから、僕もどちらか一方が悪いと言ってるのじゃないのです。結果として、ちゃんとした和解に至らずに、でも結局ずるずる流れて行って人事案件が出てきた、そういう印象しか私は受けておりません。その結果が今回です。それはコミュニケーションを図っていれば、いろいろ対立する意見とか意見のそごは必ずあると思いますけれど、そういうところにしっかり向き合っかんかんがくがくの議論をして、それで合意して解決を見いだしていかなければ強い組織にならないと思います。そこをやめてしまうと、非常に脆弱な組織になると思います。どちらかという、これは一般的に独裁につながる考えですよ。そういう組織だと、悪いと言って改善してくれる人がいないわけですから。だから、これからはそういったところにもっと留意してやっていかないと、それがこの3年半——私が最初に申し上げましたけれども——よくなってるように思えないのです、これを繰り返しているように思うわけです。だから、そういうところから改められたらどうですかということ。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） ですから、私自身も双方向のコミュニケーションを図りたいと思っておりますので、いきなり文章を出してこうしてくださいとか、いきなり議決でこうしてくださいとか、いきなりこうしてでなくて、前もって話し合いといいますか、こういうふうに進めてるのだということを私もぜひお願いしたいところです。何も私自身けんかをしたいなんて全く最初から思っておりませんので、互いに双方向のコミュニケーションを図っていきたいと思っておりますのでどうぞよろしく申し上げます。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 いや、双方向のコミュニケーションは本当に大事だと私は心から思っています。議会から要求書を出したということそのように捉えたのか知らないですけども、それに対してどう向き合うかが大事なんじゃないですか。それは、どんな立場の人でもそういうことはあるんじゃないですか。そういったことに対して向き合うところがやはり足りてなかったのじゃないかと思うのですけれど、そういう認識はないですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） ですから、要求書を出して1週間とか10日以内に何とかしろとか、そういうふうにも言われても現実の中で私たちは生きてるので、そう簡単に物事を進めることは非常に難しゅうございますので、じゃあ今どうなってるのかとか、どういう感じ、お互いに……。そしてそれはすぐにどこかに、今日もマスコミが傍聴席におられますけれども、すぐにどうこうでなくて、何とか解決に向けて、よりよい方向に町全体としていくようにお互いに努力をしていただければありがたいと思っておりますので、よろしく御協力を賜りたいと思います。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 我々議会も——私も議会運営委員会のメンバーですけど——あの新聞報道が出てから、そのくだんの方が辞められるのが7月末だから、それに間に合うように努力したのです。だから、それはいろんな立場がございまして、それは何もかも自分の思うとおりにいかないと思います。だけれど、それに向き合っやっていかなければ、それで一番いい解決策を見つければ、それはいい解決にならないと思いますけれど。議会も別にコミュニケーションを否定していることは、少なくとも私はそんなことはないのですけれども、水かけ論になってますからもうやめますけれど。とにかく今後1カ月、しっかりそういった必要な対応をされて、最終日までしっかりと対応をしていただきたいと思います、そのように思います。

最後に、この機会にハラスメントに関して町としてはどのように取り組んでいるか確認したいと思えます。ハラスメントに対して、今現在どのような体制でやっておられますか。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 町としましては、ハラスメントの把握及び解決を目的としたセクシュアルハラスメント等の苦情処理委員会を設置しております。担当窓口としましては、総務課係長、管理課の係長、それと職員組合の女性職員を窓口としております。また、ハラスメントの防止研修を定期的を実施して、職員には意識を持つようにと指導をしております。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 確認ですけれど、その対象というのは町職員であって、特別職は対象外なのですね。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 特別職につきましては、行政が町民の厳粛な信託によるものでありますので、住民からそのような責任を持つという立場にございますので、太子町の町長等の倫理条例に基づいて対応を考えていただくということになります。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 ハラスメントというのも割合新しい概念で、しかも新しくどんどん付加的な概念も付け加わってます。国でも法律化されて、企業にも義務化されている状況でございますので、この際町としてもしっかりそういったことに取り組んでいく。職員についてはそういった窓口がちゃんとあるということですから、それはぜひ活用しやすい形で、ハラスメントを許さないという、撲滅するという、そういった姿勢を示していただきたいと思えます。研修については、これはどなたが参加されておりますか、ハラスメントに関する研修をやられてるのですね。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） ハラスメントの防止研修につきましては、次年度の新規採用職員を対象に入庁前の説明会において、また例年でしたら入庁5年目までの職員に対して研修等を行っております。ただ、昨年度につきましてはハラスメント研修につきましては全職員、出られる者全てについて研修を実施しておるところでございます。

○議長（中島貞次） 出原賢治議員。

○出原賢治議員 では、部長とか課長も参加されているということですね。パワーハラスメントの観点からいけば、優越的な関係から、それを背景とした言動ですから、部下を持っておられる方たちがやはりそういった研修にも参加して、概念もどんどん新しいものも加わってきますから、この程度でハラスメントになるとは思わなかったといったようなことにならないように十分やっていただきたいと、そのように思えます。

町としては今後信頼を回復していくためにも、この機会にハラスメントにしっかり向き合っ、例えば町としてハラスメント撲滅宣言を出すとか——これは先ほど宣言だけ出しては仕方がないといったような議論もございましたけれど——やはり実態を伴ったそういった取り組みをやっていたいただきたいと思えます。

最後に重ねてですけれども、議会の最終日までまだ1カ月弱ございます。その間に十分な対応を取っていただいて、今後の教育行政、混乱を少しでも早く解決するように努力していただくことをお願い申し上げまして、私の質問を終わります。

○議長（中島貞次） 以上で出原賢治議員の一般質問は終わりました。

次、井村淳子議員。

○井村淳子議員 12番公明党井村淳子でございます。通告に従いまして一般質問をさせていただ

きます。今回も住民の小さな声を届けてまいりますので、前向きな答弁をいただけたら幸いです。

1番、低出生体重児のための母子健康手帳の導入をでございます。

母子健康手帳、いわゆる母子手帳は妊娠初期から子供が小学校に入学するまでの母と子の一貫した健康管理を記録するもので、医師の記録とともに妊産婦自らが我が子の成長を記入する大切な手帳でございます。赤ちゃんは平均3,000グラム前後で生まれてきますが、中には体重が2,500グラムに満たない状態で生まれてくる低出生体重児、そして1,500グラム未満の極低出生体重児もおります。太子町の母子手帳は、乳児身体発育曲線においては体重の記録が最低2キログラムから、身長は40センチから始まって書き込めるようになっておりますが、成長の目安として平均の発育曲線がこの低出生体重児の方には当てはまらないということもでございます。また、「寝返りしますか」などの保護者の記録欄にも「いいえ」が続き、月齢ごとの成長や発達過程が小さく生まれた赤ちゃんには当てはまらないものとなっております。

そういうことを受けまして、静岡県では小さく生まれた赤ちゃんのための母子手帳、しずおかリトルベビーハンドブックを2018年3月に作成し、一般的な母子手帳には書く場所のない新生児期や乳幼児期の医療情報の書き込み、産後ケアや保健師の家庭訪問、乳児健診等にも活用できる手帳を作成し情報を公開していることから活用している自治体が増え、その取り組みは広がっております。低出生体重児を持つ保護者の心に寄り添ったリトルベビーハンドブックを太子町も導入できませんか、見解をお伺いいたします。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） まず、太子町における低出生体重児でございます。これは太子町の衛生統計の3ページに掲載させていただいておりますけれども、平成29年度におきましては240人の出生数に対しまして21人、8.75%、それから30年度につきましては248人中19人、7.66%、令和元年度は237人中24人、10.12%、2年度は227人中23人で10.13%、昨年の3年度は227人の出生に対しまして25人の11.01%と推移しております。令和に入りましてからは10%を超える割合となっております。さらに、令和3年度25人の詳細分類を申し上げます。2,000グラム以上2,499グラム以下のお子さんが16人、1,500グラム以上1,999グラム以下のお子さんが4人、1,000グラム以上1,499グラム以下のお子さんが4人、それから1,000グラム未満のお子さんがお一人となっております。

そういった状況下で、太子町におきますリトルベビーハンドブックの対象とされます1,500グラム未満の極低出生体重児は多くが姫路赤十字病院あるいは県立こども病院、そちらの病院での出産または入院となり、そのようなお子さんは個人差が大きいと、病院から成長に関する説明や指導、フォローがなされている状況でございます。そのような点を踏まえまして、他の自治体で既に導入済みのリトルベビーハンドブックは都道府県単位で作成し、病院に設置されているものであると認識しております。つきましては、本町におきましてもリトルベビーハンドブックは太子町単独ではなく県とか医療機関、それから市町が連携して検討の上、導入することが望ましいと考えております。当該関係機関で構成する周産期連絡会というものがございます。こちらで検討事項として提案を行っていきたいと考えておるところでございます。町の低出生体重児への対応といたしましては、病院から退院時の情報提供書を基に町の保健師が全対象者を訪問いたしまして、訪問結果をまた病院へ報告すると、そういった連携を図りつつ相談支援体制を確保して経過観察を行っているところでございます。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 厚生労働省の人口動態統計によりまして、やはり生まれたときの体重が2,500グラム未満の赤ちゃんが全出生数に占める割合が1985年では5.5%でしたけれども、2019年には9.4%と増加しているという統計が出ております。太子町におきまして、先ほど生活福祉部長がこの衛生統計から言われた割合からいいますと、やはり年々増えていってるのかなというのは数字から見ても分かるところであります。そして、小さく生まれるものですから、すぐに保育器の中に入れて育ちを待つわけですが、当然病院でしばらくの入院があって、それからまた退院をしてきて、やっと家でお母さんがずっと見ていくわけですが、そういうときにあってももちろん赤十字病院とかこども病院でも、そういう赤ちゃんが保育器の中に入っている記録からずっとつけられているデータももちろんありますけれども、このリトルベビーハンドブックというのはそういう記録、お母さんが書くところもあるし病院の方が書くところもある。そして、同じような体験、小さな赤ちゃんを生んだその母親の体験談も載りながら励ましを得られるというか、自分一人じゃないのだと、自分を責めなくてもいいのだと。赤ちゃんが生まれたときに小さく生んだ母親は、赤ちゃんに一番最初にかける言葉が「ごめんなさい」と、そういう言葉だそうです。ですから、そういう赤ちゃんに対して申し訳ないという気持ちの中で、今の母子手帳を渡されてるわけです。それプラス、そういう記録をつける紙は病院でもいただくものかもしれませんが、その発達の段階が、先ほども言いました、「お座りができますか」、「両手を目の前で合わせるができますか」と、そういうふうな月齢ごとの成長、それについてもやっぱり育ち方が違うので、リトルベビーハンドブックはそういうことも網羅されてお母さんの励ましにもなるし、体重も身長もゼロからつけることができる。そういう小さな赤ちゃんを生んだお母さん方が基になってこの手帳を病院の先生方とともに作られて形になったものがリトルベビーハンドブックと聞いております。

都道府県でももちろん一律のものを使うことにはなっておりますけれども、その中でも兵庫県尼崎市ではリトルベビーハンドブックをもう既に取り入れてるということもあります。もう調べられたかもしれませんが、リトルベビーハンドブック、静岡県で2018年に作成されて、2022年8月現在で8県6市が導入していると。そして2022年度中の作成を24道府県が目指していると、そういうふうな動きも確実にあるということは御存じでしたか。

○議長（中島貞次） 生活福祉部長。

○生活福祉部長（嶋津一弥） これにつきましては兵庫県議会でもちょっと話が出ているという情報をいただきましたので、兵庫県へ早速問合せをさせていただきました。そうしましたら、兵庫県でもまだまさに調査中のございまして、各都道府県へ調査票を配布して調査中のございすけれども、まだ回答を得られていない県が3件ございます。そういった中で、数字を報告させていただきます。また、回答には「検討中」とする都道府県も多く、方針決定がなされていないところも多いという前提で数字を申し上げたいと思います。既に運用中と回答しました都道府県が10団体ございました。さらに、令和4年度、今年度中に作成すると回答している都道府県が21団体、令和5年度作成としている県が1団体で、逆に明確に作成予定はないとする都道府県もございます。同時に、「兵庫県はどんな課題がありますか」という質問もされております。目についたところを申し上げます。課題としましては、「母子保健事業は市町村が実施主体で都道府県レベルではなかなか支援ニーズの把握が難しい」、また「副読本の作成に限定したのではなく低出生体重児への支援全体を考えていくべきであろう」という声が目立っております。そういったことで、かなり多くの都道府県レベルでの実施方向というところを確認させていただきました。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 リトルベビーハンドブックの導入状況、今だんだんと広がってきております。先ほども部長から言っていただきましたが、兵庫県議会の6月議会で公明党の小泉県議会議員がこのことを質問し、そして齋藤知事から早産により1,500グラム未満で生まれた極低出生体重児の成長を記録できるリトルベビーハンドブックを独自に作成したいという方針を示されました。そして、今後専門医や保護者らの意見も聞いて準備を進めるということですので、これもお知りおきいただきまして、今年度中にこのハンドブックが兵庫県版としてできる可能性もあるわけですので県の動向にも注視していただきまして、この兵庫版のリトルベビーハンドブックが作成されたときには、妊娠が分かった時点で通常の母子手帳はいただくわけですが、その母子手帳では間に合わない。小さく生まれた赤ちゃんのお母さんにとっては次のリトルベビーハンドブックがサブブックになって、そこにまた記入しながら、いろいろな事柄に対して頑張って育てていこうという思いにもなってきますので、ぜひとも兵庫県のこの動向も見えていただきながら、それが導入されるというときには太子町もぜひ取り入れていただいて、病院はもちろんですが、やっぱり皆さんにも知っていただく。今からつけられる人はいいですが、まだここ二、三年前の方でしたら引き続き書けるところもありますので、そういうふうな広報もしていただきたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

本当に小さく生まれた赤ちゃんは時々テレビで見たり、産婦人科に行ってその小さな赤ちゃんがいっぱい管につながれている、そういう姿を見ると本当にもう痛ましい、でもすごい生命力で元気に育っていかれる、そういうことにも勇気をいただくわけですが、そういうお母さん方の、つらい思いをしたりしている親の思いをこの太子町という自治体が受け止めて、またそういった手帳を通して支援する、誰一人残さない切れ目のない支援を実現していただきたいと申し上げまして、次の質問に入らせていただきます。

次に、2、男性用トイレへのサンタリーボックス、ごみ箱、いわゆる汚物入れですが、その設置をとということで質問させていただきます。

国立がん研究センターの2018年の統計によると、前立腺がんと診断された男性は9万2,000人、膀胱がんの男性は1万8,000人に上っております。病気や加齢によって排尿のコントロールが難しくなり、尿漏れパッドやおむつを使わざるを得ない人が一定数おられます。しかし、公共施設や商業施設において、男性用トイレの個室にはサンタリーボックスが設置されているケースはほとんどなく、その処理に困ってトイレに流して詰まらせたり、やむを得ず持ち帰っている男性も少なくないとの現状を新聞報道等で知りました。このサンタリーボックスの設置は昨年からは埼玉県などの市で導入が進んで、現在全国的に広がっております。兵庫県内でも三木市、芦屋市、三田市、播磨町、稲美町、高砂市等々、一部の公共施設に設置されるなど次第に広がっているこのサンタリーボックスでございます。太子町でも公共施設の男性用トイレに設置すべきと考えますが、見解をお伺いいたします。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 公共施設の男性用トイレにサンタリーボックスの設置をとということで、病気や加齢によって排尿コントロールが難しくなり、尿漏れパッドを使用されておられる方がいらっしゃることは承知しております。これまで男性用トイレのサンタリーボックスの設置の要望は寄せられたことがなく、現時点では男性用トイレには設置しておりません。しかし、本庁舎、福祉会館、あすかホールの多目的トイレには設置している状況でございます。なお、今後既に設置している多目的トイレのサンタリーボックスの利用状況等を調査するとともに、他市町の事例等も参考にしながら多くの方が利用しやすい施設になるよう検討を進めてまいりたいと考え

ております。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 なかなか苦情というのは入ってこないと思います。男性の方ですし、ましてやそういう尿漏れしたりしてパッドをつけているというのは知られたくないことですから、もしなかって自分で持って帰るしかないですよ。私もこういう話を聞きまして、実際に前立腺がんになられた——もう三、四年前になるのですけれど、その方に失礼を承知の上で聞いてみました。そしたら、その方はこういうことを人にも話したことはない、でも大変な思いはたくさんしてきたと。その手術のこともそうですし、あとおむつをつけたり尿のパッドをつけてる、それも割かししょっちゅう替えないと駄目なそうなのです、コントロールがきかないから自然のうちにそこに尿がたまっていって、それでも人に分からないようにかばんの中に入れて持って帰ってくる、そういうふうな生活を長いことしてて、今手術から四、五年たって大分1日に使う量は減ってきたけれども、いまだにやっぱりパッドを使っていると。奥さんに女性用の生理用品を買ってきてもらって、それを挟んで、もう小さくしてポケットに入れて帰ってから捨てるのだと。そういうふうな新聞記事に載ってるようなことがあるということは、私もその方の話を聞いて、なるほどな、だからこういう問題が取り上げられて記事にもなっているのだなど実感いたしました。それで、町の多目的トイレを確認するとサニタリーボックスは確かにありました。しかし、あれは分かりにくいと思いませんか、まずそれを1点。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 私も見させていただいたのですが、ちょっと分かりにくいかもしれないので、明記はさせていただくようなことが必要かなとは考えております。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 私は全然置いてないわと最初思いましたけれど、壁という壁を触って、そうしたらちょうど何か入り口がある、これやと思いましたが、こんな分かりにくいサニタリーボックス、みんな知らんからいつもきれいでした、何も捨ててない状態。やっぱり知らせていくということが大事だと思います。例えばこのサニタリーボックス、一気に広げていくのは難しくても、多目的トイレでそういうサニタリーボックスの使用状況を調査すると今おっしゃいましたので、これはそこがサニタリーボックス、ごみ箱と表示しておかないと壁に見えますので、これはぜひ改善していただいて、表のほうにもここにはそういうパッドとかが捨てられる入れ物がありますよと。ただし、あのサニタリーボックス、めっちゃめっちゃ小さいと思います。おむつとか、そういうのになると、あの入り口から入れるんですか。開けて入れるんですか。中の箱もこれぐらいでしたから。だから、そういうことも含めたらしばらくは調査をされても、本格的設置に向けて知恵を出して頑張ってもらいたいと思います。

これは高砂市の例なのですけれども、高砂市では8月9日の神戸新聞に「男性用トイレも専用ごみ箱の設置を」ということで、このように載っておりました。ここは都倉市長と言われる方がそういう報道を知った上で6月から検討し、そしてすぐに全部の男性用トイレに置くと決めて、ステンレス製で容量は6リットル、大きさは幅20センチ、奥行き26センチ、高さ29センチ。この写真を見てもかなり大きいものですが、これぐらいのものも高砂市では市内55か所にまず置くと。その後も学校にも置いていく、そういうふうな計画もあるのだと新聞に載っておりました。なかなか言えない状況がありますので、最初から全部のトイレには無理であっても、ここのトイレにはそういう方のごみ箱、サニタリーボックスを置きますよとアピールしていただきたいと思います。この高砂市のサニタリーボックスにはちゃんと入れ物の上に、「これはサニタリーボックスです」と。「尿漏れパッドやおむつを捨ててください。ただしほかのごみや缶

やペットボトルは入れないようにしてください」と、そういうことも書かれていますので、なかなか今まで言えなかった部分について置くわけですから、そういうふうな分かりやすい表示も考えていただきたいと思いますし、果たしてその大きさでいいのかどうかも併せて検討をしていただきたいと思います。

女性用トイレの生理用品のごみ箱も、ここは極端に小さいです。私、こんな小さいのかと、1人か2人捨てたら終わりやんかと思いました。何かそんなぐらいのごみ箱で、なかなかこの庁舎が建ったときに実用性が考えられていないというのがいまだに思うところなのですが、そういうこともなかなか女性も声に上げては言い出しにくいことですので、いろいろ今全国に広がってきておりますし、こういうホームページやこういう記事も出ておりますので、しっかりと調査研究をしていただいて、早いことこの男性用トイレにも専用ごみ箱の設置がなされるようにお願いしたいと思います。

最後に、パッドなどが必要な男性はまだまだ少数派かもしれませんが、恥ずかしくて我慢する男性が多く、当事者の男性が言い出せないから広がってなかったと考えられます。多様性を尊重する社会の実現に向けて男性トイレのサンタリーボックスの設置を考えていただきたいと申し上げまして、次の質問に行きます。

最後になりますけれども、3番、小・中学校のトイレ環境の現状と計画はということで質問をさせていただきます。

学校トイレの洋式化改修が進められております。児童・生徒の健康面や衛生面での環境改善、集中力向上などの効果とともにコロナ禍における感染症対策としても注目されております。2020年9月、文部科学省は「公立学校施設のトイレの状況について」を発表しました。2020年9月1日現在でございますが、公立小・中学校の全便器数は約136万個、そのうち洋式便器数は77万個で、国の洋式化率は57%、兵庫県は61%、太子町は66%でございました。今後、学校施設のバリアフリー化の加速に向けて2025年、令和7年度までに学校トイレの洋式化率を文部科学省は95%を目指すと言われております。それらを踏まえ、今後の計画をお伺いいたします。

(1)令和3年6月現在の小学校の洋式化率は、高い順に太田小学校95%、龍田小学校88%、斑鳩小学校69%、石海小学校66%です。今後、洋式化していく具体的な場所と改修計画をお示しく下さい。

(2)中学校の洋式化率の高い順に、太子東中学校88%、太子西中学校、何と低いこと25%です。今後、洋式化への具体的な場所と改修計画を示していただきたいと思います。なお、今回3番で掲載しております洋式化率は小数点以下は四捨五入しておりますので、それだけお伝えさせていただきます。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） まず、(1)の小学校トイレの洋式化について御答弁申し上げます。

現在、小学校の洋式トイレ率は80%となっておりますが、90%以上を目指してさらに改修を図っていく方針です。今後は老朽化の激しい石海小学校の屋外運動場のトイレ、それから運動会等の行事で多くの方が使い、また災害時に避難所にもなる斑鳩小学校の屋外トイレの洋式化工事について令和5年度には設計費用を予算計上したいと考えております。この改修工事の完了により、小学校全体の洋式化率は85%になります。

(2)の中学校のトイレの洋式化についてでございますが、令和元年度及び2年度に施工した太子東中学校校舎大規模改造工事により太子東中学校校舎のトイレ環境は劇的に改善されました。校舎内部のトイレは100%洋式となっておりますが、太子東中学校全体で88%となっておりますのは、屋外運動場のトイレが全て和式になっているためでございます。こちらも衛生面を考慮し、

令和5年度に設計費用の予算化を目指します。最後に太子西中学校ですが、当校舎は2001年に建築したものでして、町内では新しい校舎の1つになりますが、各トイレごとに洋式トイレが1か所しかなく、太子東中学校のトイレ環境が整った今となつては洋式化率の低さが際立っております。太子西中学校の校舎トイレが全て洋式化されれば、太子町の小・中学校全体の洋式化率が80%を大きく超えることとなるため、太子西中学校のトイレ環境の改善が今後最も重要になると考えております。第6次総合計画における実施計画では令和6年度に実施設計に着手すると定めておりますが、財政部局と調整し、可能な限り早急に開始したいと考えております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 今、今後の残っているところを具体的にということでお聞きしました。大体屋外トイレが残っている、運動場の関係とか。令和5年度、来年度に予算化ということは、もう工事ができる予算化ですか、そんな実施設計するほど大きな場所と違いますから。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） 工事に入るにはやはり実施設計が必要になりますので、初年度は設計から始めるということになります。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 そしたら、それだけのために初年度を使って、次の年が工事でしょうか。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） 屋外トイレにつきましては緊急防災・減災事業債、いわゆる起債事業により行いますので着手が比較的容易になろうかと思いますが、校舎内のトイレにつきましては交付金事業になります。学校施設環境改善交付金というメニューを利用しますので、初年度にエントリーしなければなりません。この計画でまいりますと、令和5年度にエントリーし、同時に設計を行う。エントリー後、1年後に補助決定が降りて、そこから工事に着手する。このような順序になっていこうかと考えます。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 そしたら、太子西中学校以外はほぼほぼ洋式化率は高くなってきております。太子西中学校については、本当にフロアごとに女子トイレのところ、男子トイレもそうですけれども洋式トイレが1個ずつで、教職員の方のトイレもそうでした。洋式トイレは1個だけで、あとは和式。いや、これは来賓の方が来られても大変だろうなという思いでこの間太子西中学校のトイレを見てきましたけれども、今聞き間違いやったらごめんなさい、太子西中学校のトイレの洋式化に向けての計画ですけれども、先ほど令和6年実施設計と言われましたか。聞き間違いではないですか。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） 年次計画を決めてございまして、第6次総合計画において令和6年度実施設計、7年度、8年度の2か年かけて南校舎、北校舎を改良するという予定ではございましたが、できるだけ前倒しをして早期に子供たちの環境を整えたいと考えてございます。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 そしたら、実施設計を見ますと令和6年度でしたけれども、それを前倒していつから実施設計を始められて、工事はどれぐらいの予定になりますか。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） 全て限られた予算内で行う工事でございますので、財政部局と調整してできるだけ早期に着手できればと考えてございます。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 8月22日に中学生議会がございました。私に与えられた質問内容は、太子西中学校の女子トイレは8基便器があって、そのうちの1基だけが洋式なのですと、このままでいいのですかと、何とかしてくださいという質問でございました。私は太子町全て、太田小学校とか太子東中学校も大規模改造で工事してましたのでできてるものやと思って、本当に現場を見に行ったら中学生に申し訳ない思いでいっぱいでした。比較的やっぱり新しい、2001年に建てられてまだ20年ほどしかたってない校舎なので、もう当然洋式だと思って見に行ったら、本当に中学生のその議員が言われるように各フロアに1個しかない。それも休み時間ごとに行列ができてるのですと、我慢している子もたくさんいるのじゃないかなと、現場で先生方とか生徒会の生徒とかにも話をさせてもらって、これはもう早急に進めないといけない。特にコロナ下、この和式トイレはやっぱり菌がいっぱい出るわけです、飛び跳ねて。洋式トイレは新型コロナのこういう感染対策にもなってくるということで、国は随分早くいろんな交付金を出して進めてきております。その中でも太子西中学校のトイレがこんな状況やったのかということで、その生徒、また先生方に申し訳ないなという思いで見させていただきました。

そして、私はその中学生に行く答弁の中で、今回教育委員会にも聞いてきました。本来の町の計画からいうと令和6年度に実施設計で7年度から工事に入るということでしたけれども、1年前倒しでどうもしてくれるみたいですよ。ちょうど質問を投げかけてくれた今の3年生にとっては間に合わないかもしれないけれども、しっかりと次に入学してくる子供たちのために、2年後には少しずつ改善がされていきますよと答弁をさせていただきました。もちろん予算があることですから、これは教育次長また管理課長にも間違っていないですねと聞かせていただいて、今回この令和5年度の予算を取るためにしっかりと頑張りたいと思いますとおっしゃっていただきましたので、私が中学生と約束したことは、この太子西中学校のトイレの現状を町長にちゃんとお伝えしてきますと。必ず町長にも分かっていたら少しでも早い早期の実現に向けて頑張ってお押しをしてきますので、この質問の原稿の内容は締めくくらせていただきました。

そこで、町長、中学生議会のことは御存じでしたか、まずそれ。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 中学生議会があったことは知っておりました。私も12時半に写真を撮られると言われてたから。ちょっと間に合わなかったので聞けなかったのですが、あったことは知ってますけれど、ほかのことで行ってました。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 その時間には出られなくても、中学生から一般質問の通告書が出てましたので、それは中学生の視点から出るそういう質問、これはやっぱり意識を持って、将来を担うこの太子町の中学生がどういうことを質問するのかなということぐらいは後からでも知ってほしかったと考えます。今後は、ちょっと注意して意識をしていただきたいと思います。

今私は、太子西中学校のトイレを見て本当に現状を訴えさせていただいたわけですが、もう一回言いますけれど、8月22日に太子町議会の第500回記念の中学生議会が成功裏のうちに終わりました。私への質問は先ほど言いました太子西中学校のトイレは、和式がメインで洋式トイレが非常に少ないということでした。太子西中学校の実態からその中学生議員は小学校から上がってくる子供たちが、中学校に来て本当にびっくりするだろうなとすごく気にされておりました。そういうことから、一日も早くこのトイレの環境を改善してほしいという中で、先ほどおっしゃいましたけれども、町長に必ず伝えて必ず実現ができるように言ってきますと約束しましたので、今回こういう質問になっておりますので、その点について答弁をお願いします。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） まず、中学生議会の通告内容を見るようにということでしたが、こちらがどのように——ですからそれはぜひ議会からも出していただきたいと思います。

それと、あと何年度にトイレをということにつきましては、私らも内部で打合せをしておりますが、財政のこともあるので具体的に何年と言わないと。言ってしまうとなかなかあれなので、いろんところの（聴取不能）とかありますので、補助がどこまでつくのか、そういったことも詰めなければいけませんのでこれからのことになると御理解いただきたいと思います。もちろんやりたくないと言っているのではございません。また以前と同じようにこれでまたトラブルでも困りますので、最初からそういう話でしておりますのでよろしく御理解お願いしたいと思います。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 その気持ちもよく分かりますけれども、やっぱり町長ですから、私が中学生と約束をして町長には必ずお伝えしますと言ってきたことも含めて、「努力をします。これからその予算取りに頑張っていきたいと思います。」そういう返事がいただきました。いろいろな優先順位があるかもしれませんが、この太子西中学校のトイレの洋式化、94個の便器がある中で23個しか、多目的トイレを含め、あの中学校で合わせて23個しか洋式トイレがない、そういうことを考えると一刻も早くしなければならないという思いになっていただけるのかなと思っておりましたが、再度お聞きします、町長。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 誤解なきようにお願いしたいのですが、決してやらないと今申しているのではなく、予算のこともありますし、議員がその答弁をされて中学生におっしゃったと言われてるのですが、どのように御答弁になるか私存じておりませんでしたので。

（「さっき言うたやないか」の声あり）

いえいえ、今答えたのはお聞きしてますけれど、事前に。今聞きましたけれども、そのように言ったからこうしてくださいと言われても、私は事前にそういう町の方針としていいですかと言われておりませんので、それはまた今後のことになると思います。

それから、先ほど来繰り返しておりますけれども、この御答弁につきましても何年度にとか、1年先に上げてということは決してそういうことでは、言わないという内部調整をしておりましたので、これからまた調整になると思います。ですから、誤解なきようにお願いしたいと思いますが、決してやらないと言ってるのではありませんが、議員が答えたからこうしてくださいと言われても、今絶対しますとは言えません。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 私は町長にも現状を訴え、早期の実現に向けて後押しをしていきますという答弁をしたのです。ですから、それをお伝えさせていただいたと。今回いろいろな予算がまた上がってくるでしょう。その中で頭のどこかに、この中学生が太子西中学校のトイレについて本当に危惧されて洋式化を望んでいるということだけは頭に置いていただきたいと思います。執行権は町長にあるわけでしょ。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） おっしゃることは理解いたします。コミュニケーションを取りながら進めていきたいと思いますので、どうぞ、こういうふうにかどうか、またぜひとも中学生にお答えになる以前に御相談、コミュニケーションをお願いしたかったところでございます。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 私は教育委員会とコミュニケーションを取って、そういうふうには1年前倒しでできるのですね、伝えてもいいですねということで今回答弁書をつくらせていただきました。そのことについて、今どう思われますか。私が暴露してしまったということになるのね。内部では言わないようにと言ったのに、私が令和5年度に実施設計、令和6年度に工事がされる予定ですよと中学生の方にも話して、歓声が上がりましたよ、わあと、本当にと。そういう現場の気持ちをお伝えするのが私たちの使命だと思っていますので、今日はそういう質問をさせていただきましたけれども、教育委員会としてはどうですか。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） 子供たちの願いは私たちの願いです。子供たちに学校でよりよい環境で授業をさせてやりたい、学ばせてやりたい、遊ばせてやりたい、この思いは誰しもが熱い思いで業務に携わっております。財政部局に対して、第一要望として来年度頑張らせていただきたいと考えています。

○議長（中島貞次） 井村淳子議員。

○井村淳子議員 もう、その気持ちだけで私は報われます。また、中学生議員にも、もしもできなかったとしても、ここまで頑張ってくれてるよとお伝えすることができます。そういう答弁をトップとしていただきましたかということがあります。

最後になりますけれども、文部科学省は2021年度の予算688億円をこの公立学校施設の整備に充てました。その中には、新しい時代の学びを支える安全・安心な教育環境の実現をうたっておられます。学校施設の安全性、機能性を確保し、感染症対策と学びを両立するものとして衛生環境のためのトイレの洋式化、乾式化、そしてバリアフリー化、特別支援学校の整備等々、令和の時代の学校施設のスタンダードであるということも今回文部科学省から示されております。ともかく、2025年までに整備するのだという、この強い決意が文部科学省のホームページを開いたらありましたので、ぜひともこの理念に沿って太子町もしっかりと、子供たちがおしっこを我慢する、排便を我慢する、そういうことのないような環境整備に向けて頑張っていたいただきたいと申し上げまして、私からの一般質問を終了させていただきます。

○議長（中島貞次） 以上で井村淳子議員の一般質問は終わりました。

ここで暫時休憩いたします。

（休憩 午後4時40分）

（再開 午後4時42分）

○議長（中島貞次） 再開します。

一般質問を続行します。

次、上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 7番上山隆弘、通告に従いまして一般質問を行います。

たくさんありますので早速入っていきたく思います。

まず、1番、住民からの要望等の対応について問います。

町に対し、各種団体や住民から要望等が寄せられることもあろうかと思えます。それらについての対応や状況についてを問います。

(1)各課ごとの対応について。

①今年度、何件要望等が寄せられているか。また、重要と捉えた案件があれば簡単に説明を求めます。

②対応について、どのような方針で取り組んでいるのか。

③内容によっては時間がかかるものもあるだろうが、年間の対応達成率はどの程度と捉えてい

るか。

(2)町全体として、要望等の扱いについてルールはあるか。

①内部でのルールはどのようなものか。

②要望者に対するマニュアルのようなものはあるのか。

(3)時代の流れによって要望等の内容も変わってきていると予想する。それらについてどう考え、どう捉えて、どう対応しているのか。

①地域コミュニティの形の変化をどう感じているか。

②これからの行政に求められる事柄について、どのように解釈しているか。

③各種団体との関係において、見いだしている課題は何か。

以上です。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） (1)の①今年度において何件の陳情や要望が寄せられたか、また重要と捉えた案件があれば簡単に説明をということで、今年度には現在まで自治会より寄せられている要望につきましては8件となり、所属別の件数でいきますと、まちづくり課3件、産業経済課3件、生活環境課1件、企画政策課1件となり、その内訳としましては道路の補修やカーブミラーの設置、道路の白線の新設などが上げられ、いずれも自治会より地域の危険箇所や課題について提案いただいた重要な案件であると考えております。

次に、②対応についてどのような方針で取り組んでいるかですが、地域の組織や住民からの要望につきましては地域と行政の関係における課題の把握や情報の共有化、コミュニケーションにおいて大切なものと認識しております。所管する業務における要望について、各課におきましても予算や行政として対応できる枠組みの中で可能な限り要望等には真摯に対応しております。

次に、③年間の対応達成率はどの程度か。令和4年度につきましては、8件の要望に対して4件が対応済み、2件が年度内の対応予定、1件が来年度対応予定、残り1件がほかの交付税等の活用を御案内したところであり、対応予定を含めると対応達成率は87.5%となります。令和3年度につきましては、36件の要望に対して31件の対応となり、対応達成率は88.5%となります。未実施のものについても、実施できない理由や対応策などを自治会へ丁寧に説明するよう努めております。

次に、(2)の①内部でのルールはどのようなものかにつきまして、カーブミラーの設置など地域の要望につきましては地域の実情を最も知っておられる自治会を通して行っていただくことを基本としており、毎年度各所属の補助制度等を企画政策課にて取りまとめ、自治会長の皆様へ補助対象事業一覧や行事予定等をお届けしております。

次に、②陳情者、要望者に対するマニュアルのようなものはあるかについてですが、自治会からの要望につきましては企画政策課より各所属に対する通知で運用しております。内容につきましては、各所属が受領した要望書につきましては受付の後、処理方針を整理、明記の上、連合自治会を所管する企画政策課に配布し、要望事項処理完了後、企画政策課へ報告することとしております。また、要望の処理方針につきましては、行政が対応することの検討、行政の対応範囲であれば、その緊急性、必要性、事業化の可能性と実施時期の検討などをその都度検討しております。

次に、(3)の①地域コミュニティの形の変化をどう感じているかにつきましてですが、人口の減少や新型コロナウイルス感染症による人と人とのつながりの減少、また地縁団体等の担い手の高齢化、固定化を課題として認識しております。先月、3年ぶりに開催された龍田地区サマーフェスティバルにおいて地域のつながりを強く感じるとともに、太子夏会式においても商工会青

年部の皆様の新たな事業——ミニ四駆、昆虫館などがございます——が実施され、太子高校の浴衣の着つけ体験などを通じて地域の結束を改めて実感したところでございます。また、団塊の世代の多数が後期高齢者となっておられる中、自治会や老人会の地域組織やシルバー人材センターなどでも健康に活動しておられますが、その方々にお任せするだけでなく、次の世代を担う若者の中から地域コミュニティーを支える人材が活躍されることが大切であると考えております。

次に、②これからの行政に求められる事柄についてどのように解釈しているか。

コロナ禍で大勢が集うことが難しい中でも感染防止対策を取りながらのコミュニケーションは可能であり、つながりや信頼関係はこうしたコミュニケーションの積み重ねで育まれるものであると考えております。「広報たいし」9月号において、いきいき百歳体操や太子日本語教室、認知症カフェなどを住民の皆様に紹介いたしました。こうした活動に参加されている皆様や公民館で活動されているサークルやボランティアグループの皆様と町が協働していくことが大切であると考えております。また、そうした皆様の活動や情報をInstagramやフェイスブック、LINEなどのSNSも活用の上、積極的に情報提供し、多くの皆様が自らの地域に愛着を持っていただき、参画と協働につなげていくことも必要であると考えております。

次に、③各種団体との関係において見いだした課題につきまして答弁させていただきます。

新型コロナウイルス感染症により、地域活動については交流機会の制限やイベント等の中止、延期などにより人と人との関係性が希薄化し、各種団体においては担い手不足と高齢化の要因もあり、組織力の低下が課題と捉えております。そのような中の各種団体と行政との課題といたしましては、各種団体からの相談支援機能の強化が必要であると考えております。太子町連合自治会事務局として地域団体の相談支援の取り組みを中心として各種団体と行政のつながりを深め、参画と協働を推進しながら活動、運営の課題と事例を共有することなどにより支援につなげてまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（中島貞次） 間もなく定刻の5時が来ますが、会議規則第9条第2項の規定によって、会議時間を延長します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 達成率から見ると80%を超えていると。主に自治会からなどの要望に対する対応の部分ではまずまず取り組まれているのかなと解釈いたします。ただ、そういった自治会が対応する場合というのは、自治会自体もしっかりまとまっている自治会というのはそういう対応が可能でしょうが、やはり自治会によってはおっしゃるような担い手が不足しており、組織としての体をなさなくなっているものも増えてきていると思います。そういった中でコロナ禍を受け、今地域コミュニティーというのは相当接点が薄くなっているのは間違いないところだと思います。今それをも気づかれているということですが、じゃあそういう自治会に対して何か対応をしていく考えというのはありますか、ないですか。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 自治会は現在も地域コミュニティーにおいて中心的な役割を果たしていると町としても考えているところで、近年の加入率の低下とか担い手不足等によって活動の持続可能性が低下している状況も把握しております。ただ、町としましては現在もお願いしておりますように防災や高齢者、子供の見守り、居場所づくりなど、変化する地域社会のニーズに対して自治会というところにはかなりの負担をかけてるところがございます。そういう中で、極力自治会の負担を減らす、また新たな担い手の育成等について、いろいろと町も相談に乗りながら活動の支援をしていきたいと考えております。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 一般中学生議会で私が答えた質問に、中学生から今一番大事に取り組むことは何ですかというような質問がありました。「私は環境問題に興味があります」と、「ごみを町で見かけるからです」と言われました。そのときに答えたのは、「ごみを見つけたらあなたはどうされますか。ごみを拾わないのですか、それを拾いますか、拾いませんか。そういった勇気と、そういった拾える行動というのを気づいた人が動くということが大事ですね。」というような話をしたところです。役場の職員も太子町にたくさんの方が住まれているわけで、問題であったり課題であったりする分というのは日頃から気づくところがたくさんあると思いますし、昔からその地域の中で課題、問題として残っていることというのは結構多いのではないかなと思うのですが、そのあたりはどうですか。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 役場職員も、地域の中でいろいろと活動に参加させていただいている状況もございます。そういう中で、ほかの自治会の状況も役場職員では把握できるところもございますので、役場職員みんながどここの自治会ではこういう活動をしているというような知識を十分持った上で自治会活動に参加していただくということは重要なことかなと考えております。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 そういった組織力が弱っている自治会等からは、個人から我々にも陳情が入ってくる場合があります。自治会の組織として自治会の会長に言っても、なかなか対応ができないからとか、あるいはうちの組織に言っても町に言ってくれるかどうか分からないからと。昔だったら、そういった陳情も結構自分の名前を名乗ってされる方が多かったですけれども、最近は地域の中でもめたくないから私の名前は内緒にしておいてくださいといったような陳情もちょいちょいあります。つまりは、自分たちが住む近い人たちにはお互いの中で嫌われたくないし、そういった物を言っているときには自分が先頭に立ってはしたくないのやけれど困ってるのですと。そういったような陳情が昔より多くなってるように私は感じておりますが、行政としてはどうですか。特に町長なんかだったら、住民と直接話す機会もあろうかと思いますが。私は町長が議員のとき同期でしたから、長く太子町の政治に関わっておられる町長は、住民からの声というのは——住民目線の町長ですから——どのようにお感じですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 自分の名前を言わずにという、そういう方もいらっしゃると思いますし、お手紙が家に届くこともありますし、役場へ電話してこられる方もあると思います。従来に比べて今議員がおっしゃるように私の名前を言わないでくださいというのがはっきりと多くなったか同じかというのは、今お答えすることはできません。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 いずれにしても、部長がお答えになられたように地域のコミュニティーというのは昔から大分変わってきている部分があるでしょうし、地域によっての差が大きくなってきているのではないかと私自身が分析いたします。また、人と人との関係においても、親子でも、近所に住んでもコミュニケーションが取れないような方もあるかもしれません。今総務部長がコミュニケーションの積み重ねとおっしゃっておられましたけれども、今後そういったような自治会が多くなっていくことも予想されるわけですが、今後行政に求められる部分はということだと分析をされておられるでしょうか。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 自治会の活動につきましては、町がこうしてくださいと言っても全てが受け入れられるわけではないというふうな認識は持っておりますが、近年の状況からいいますと、携帯電話の普及等によりまして住民間の情報共有なんかをやっていただくような考え方を持つのもすごく重要なと思いますし、自治会の活動を持続的に可能な限り続けていただくためには担い手の確保とか役員の方の負担等の軽減とか、そういうことをきっちりと町からも、こういうやり方をほかの自治会はされてますよとお知らせしながら、皆さんがそんなに負担に、苦にならないような形で運営できるような自治会活動ができればいいなと考えております。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 住む自治会によって状況が違うということもあるかもしれませんが、直接的に行政と接点を持つということもこれからは増える部分もあるでしょうし、それを自治会にお願いするというのに限界があるような状況は出てきつつあるのではないかなと陳情対応をしておっても思うところであります。各種団体においても、例えば観光協会であったり、商工会であったり、いろんな団体がありますが、そういった団体との関係というのは、どうも太子町は薄いような感覚がありますが、町全体としてそういった関わり合いについてはどのような解釈を得ておられますか。

○議長（中島貞次） 総務部長。

○総務部長（森田好紀） 各種団体との連携というのは、すごく重要なことだと考えています。自治会とかNPO、各種団体、また専門的な知識を持った方との関わりというのがすごく重要になり、その中で自治会等の連携の強化というものが図られるところもございますので、そういう中で活動していただけたらと考えております。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 そういった意味では、聖徳太子没後1400年プロジェクトの取り組みも何かばらばらのような感じがあるのです。太子町がしっかりそういった団体等と自分たちが進めていく町の方向性とか、もう少しすり合わせをしながらまちづくりがなされれば、もう少しいい町になるのかなと。太子町は非常に恵まれた町であります。ですので、町の方針としても、もう少し住民との関係を見直しながら、町長は今議場を出られてしまいましたけれど、町長に聞いたかったですけれども、住民目線という部分での発言が多い中で、いま一度町全体の政策を見直すところが指摘としてあるのではないかと思います、町長がいないので副町長どうですか。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 住民との関わりというところで、先ほど聖徳太子没後1400年プロジェクトも例に出されましたが、いろんな対話をしながら、これからいろいろ変化もあるということもございまして対応したいと思っております。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 住民と行政との距離という意味において確認させていただきました。

続いて、2番の質問に移らせていただきます。

太子建設組合から提出された要望について問う。

6月末に太子建設組合から町へ要望書の提出があったと聞くが、対応について問う。

(1)議会への対応と組合への対応について問う。

①なぜそんなに時間を要するのか。

②対応相手に、はっきりとした姿勢をなぜ示せないのか。

③矛盾する内容が発生するのはなぜか。説明に説得力がないのはなぜか。

(2)経過報告について問う。

① 5月27日に落札業者に取消し通知を行ったにもかかわらず、6月3日には入札結果及び契約を有効と扱う旨連絡しているが、通知とはそれほど軽いものなのか。また、簡単に覆ってよいのか。

② 組合への最終報告が入札から3カ月に及んだのはなぜか。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） それでは、まず(1)議会への対応と組合への対応について問うという中のまず①なぜそんなに時間を要するのかというところなのですが、町の方針は関係者との協議の後、6月6日に議会と組合に報告をさせていただきました。組合から方針の再考の申出がございましたので、6月8日に再度面談した後、外部に公表したというところでございます。

次に、②対応相手にはっきりとした姿勢をなぜ示せないのかでございますが、町の事務の誤りが原因であるため、契約相手とは慎重に協議したというところで、この慎重に行ったというところがはっきりしない姿勢という格好になったのかもしれませんが、そういうものでございます。

③矛盾する内容が発生するのはなぜか、説明に説得力がないのはなぜかでございますが、事業への影響などを勘案して最終的に契約を有効としたことに対するものと考えておるというところで、まさにその考えを行ったのですが、そこで説得力がないと言われたのかもしれませんが、町の最終方針としては契約有効としたというところでございます。

次に、(2)経過報告についてでございますが、①5月27日に落札業者に取消しを通知し、6月3日には業者に対して報告をしているが、通知とはそれほど軽いものなのか、また簡単に覆ってよいものなのかについてですが、契約の取消しと権利の保護について他の行政庁で契約後に誤りが発覚した場合の契約状況などを参考にいたしました。また、県事業への影響などを総合的に勘案して慎重に協議、議論した結果、契約することを町の方針として最終決定したものでございます。決して軽いものではなく、重く受け止めておるというところでございます。

それから、②組合への最終報告が入札から3カ月に及んだのはなぜかでございますが、建設組合の要望内容には町の方針のほか事務の見直しに関して、設計に係る情報の公開やシステムの導入など、直ちに実現できないものもございました。その結果、内部協議を相当させていただきました調整、検討を進めることとしまして、建設組合への文書回答は、前にも御報告したと思うのですが当初は予定しておりませんでした。8月9日に面談を行い、8月23日に最終報告させてもらったというものでございます。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 その取消し通知ですけれども、通知を出した後でそうやって答えが変わるということ自体、これはよくある話ですか。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） これは一方的な契約解除、損害賠償責任、それから事業への影響や関係者という中に顧問弁護士にも相談した上で総合的にというところがございまして、そう簡単なものではないのですが、そこら辺を総合的に最終的に考えさせていただいたというところでございます。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 ということは、副町長の答弁からいうと、この通知も出してしまったのは過ちだったということですね。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） この5月27日に取消し通知を行ったというのも、これは当初決定事項で

ございますので、これは間違いではございません。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 「その後、6月3日に他への影響等を総合的に勘案し」と言われましたが、影響等を総合的に勘案した中身について説明してください。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 当然契約というのは相手方との契約でございますので、そうした中、先ほど申し上げました一方的な契約解除を行うということは損害賠償責任等もあります。そういうことも判断した上で、なおかつ事業が遅れていくと県の事業にも影響を与えることがあるところら辺も考慮したところを「総合的」と説明させていただきます。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 6月15日に町長は訓示を行っていますが、どのようなことを訓示されましたか。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） これは管理職を急遽集めまして、これは事務処理の誤りがというところが今回ございましたので、事務処理の誤りがないよう再度ダブルチェックも含めて事務を執行する上で再確認を行うということを示されたというものでございます。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 では、副町長の講話はどのような内容だったのですか。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 私の講話というのは係長級を集めまして、その中でこれまで私が経験した事務の中での誤りであるとか、自分の経験に基づいたものを事例として申し上げ、また私自身もその中で気づきといいますか、こういうことをやっておけばそういうことがなかったであろうと思われるようなことも事例として係長級に講話をしたというものであります。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 そもそも始まりから、議会に報告があったときからもその答えというのはあやふやな答えでした。副町長の答弁も一転二転するような、報告だと言いながら報告ではないような形で私は印象として持っております。また、建設組合からの反応も確認すると、言った言わない、ここに書いてる責任を取ると、入札参加業者におわびするとともに再発防止の徹底と住民の信頼回復に努めるなど、責任を持って対応する意図を表現したものと書いていますが、違いますよね、実際は。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 今の内容というのは……。ちょっと休憩を。

○議長（中島貞次） 暫時休憩します。

（休憩 午後5時09分）

（再開 午後5時10分）

○議長（中島貞次） 再開します。

副町長。

○副町長（杉原勝由） 今おっしゃっておられるのは町長が責任を取るとの発言についてということでの回答の内容ということになるかと思うのですが、これは先ほども言われましたとおり今回の事案で賠償責任を伴った場合を想定した発言で、入札参加業者を個々に訪問、謝罪することへの言及もされました。その上で責任を持って対応するという意図を表現されたというものでございます。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 いずれにしても慎重に対応したと説明がありましたけれど、全然慎重じゃないじゃないですか、雑な対応だと私は思います。議会に対しても、建設組合に対しても、建設組合も当初は大変お怒りでした。議会に報告している内容と我々に、つまりは建設組合の方々が受けた報告が違うかったのです、どうなってるのですか。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 太子建設組合の幹部の方々と、その後も面談をさせていただく中でその旨をおっしゃいました。その中でこちら、いや、もしかしたらそごというか、というものもあるかもしれないので、そのことについて慎重に説明をさせていただいたというところであります。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 対応も説明も信じられないのです、毎回。なめてるのですか、議会を。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） そのようなことは決してございません。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 幸い、この間建設組合に対応されたことで請願書は取り下げられましたが、面談にお呼びされたときの対応があまりにもひどいから議会に請願書が出てきたわけです。町長や副町長は、1番の質問にも関係があるのですけれども、各種団体というところにも関係してきますが、そこで答弁でコミュニケーションを積み重ねとまで言ってますが、意外と粗末にしてるんじゃないのですか、どうですか。

○議長（中島貞次） 上山議員に申し上げます。発言には注意してください、言葉遣いは丁寧をお願いします。

暫時休憩します。

(休憩 午後5時13分)

(再開 午後5時13分)

○議長（中島貞次） 再開します。

副町長。

○副町長（杉原勝由） 各種団体は各担当課でそれぞれやり取りをしているのですが、特に太子建設組合に関しては私が窓口となって対応させていただいています。率直な話は対面でもさせていただいていますし、また電話等でもいろいろさせていただいています。当然建設組合からも疑問や思いなんかも結構ぶつけられるので、こちらにもそれに応じたできること、できないことも含めて、詳しい内容は言えませんが、結構やり取りをさせていただいている状況です。ただ、それが足りないと思う方向が思われているということだとしたら、もっともっとしなきゃいけないかもしれません、ということです。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 今回対応いただいて返事をするまでには至ったのだと思いますが、当初この内容が流れている途中で私がお尋ねしてお話を聞いたときには、いろんなことも頼んだり話をしたりするのやけれど返事が返ってきたことが一回もないというような回答でした。それは、今後対応として考えていただきたいなと思います。取りあえずこの建設組合から出された結果の要望の流れについても、議会の対応にも、もう少し慎重に対応していただきたいかったです。

続いて、3番の質問に移りたいと思います。

入札について問います。

入札についての考え方を確認したいと思います。

(1)最低制限価格を設ける入札案件とそうでない入札案件の基準は何か。

(2)沖代線舗装修繕工事の入札については7月28日に執行されているが、制限付一般競争入札で15社が参加し、1社が最低制限失格、12社が最低制限価格と同額応札で、くじで決定した。この分析はしたのか。また、どう考えるか。

以上。

○議長（中島貞次） 財政課長。

○財政課長（佐々木信人） 御存じのとおり、競争入札では予定価格の範囲内で最低の価格で入札した者と契約することが原則でございますが、最低制限価格は工事などの品質や施工体制の確保等を目的としまして事業の担当課の提案もしくは設計の内容、また内容としましては材料費の割合や市場価格の動向など、そういったものを考えながら案件ごとに入札の公告や指名業者の選定委員会などにおいて設定するか否かを決定しているものでございます。明確な基準というものがございませんが、資材価格や労務単価などが上昇している現状におきましても契約の内容に適合した履行の水準を確保するため、地方自治法の施行令や財務規則の規定に基づいて、必要がある場合に設けている状況でございます。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 沖代線舗装修繕工事の入札結果について、これの分析はしたのかでございますが、入札結果を分析させていただいた結果、12社が同額応札であったこと、またそのほかの3社の応札額との差は僅かであったこと、この結果を踏まえますと設計書の条件明示等は適切であり、工事算定の基本となります兵庫県土木部の積算基準が公表されていることもあり、太子町の設計の考え方と応札業者の設計の考え方に相違はなかったものと考えております。また、最近入札のありました西播磨県民局龍野土木事務所発注の舗装修繕工事、傷んだ道路のアスファルトを剥がして新たなアスファルト舗装に修繕するというものでございますが、この工事におきましても応札した40者のうち37者は最低制限価格の算定に用いるランダム係数の範囲内の応札となっている事例もございます。今回の当町の沖代線舗装修繕工事と同様の傾向があったと確認できます。引き続き、適正な設計に努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 最低制限価格設定が疑問というか、なぜかなと思ったのは、例えば6月27日執行の太田・原地内マンホールポンプ更新工事、5月26日執行の道路植栽管理業務委託、都市公園樹木剪定・防除外委託、道路清掃委託、これらの案件はどういう意味で最低制限価格の設定が必要だったのかなとは考えますし、逆に4月26日執行の文化会館外緑地管理業務委託、これはなかったのですが、その設定の基準がよく分からないので、どういう解釈なのかを確認したいのですが、もう少し説明いただけますか。

○議長（中島貞次） 財政課長。

○財政課長（佐々木信人） 設計の内容という部分につきまして、見積りの価格の割合が高いものの、そういったものがございましたら指名委員会の中で設計の内容の説明を受けながら、その分については設定をするしないで、明らかに工種によって基準を決めているという状況ではございません。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 これがどういう解釈で通常は行政体が対応していくのかというのも、いろいろ

と法律も変わっていているようですけれども、基本的には最低制限価格というのはやはり必要なのかなという解釈が今は強いのかなとは思っておりますので、入札する側も分かりやすい説明ができるようなものの状況には整えていただきたいなとも思いますし。沖代線の舗装修繕工事はそれだけ簡単な工事であったと、計算がしやすい工事だったと思うのです。だから、県なんかの工事の入札を見ておると値段が一緒になるということが、そういう状況というのは増えてきてるなと私も解釈はしております。ただ、太子町のような今までのやり方から少し中身を変えたのかなとか、違う見方をするのだったら、値段が漏れてるのじゃないやろなと見る方もあるかもしれません。ただ、そういった意味では本来こういう値段が近くなっていくという競争というのが今なっている方向なのかもしれないなど。建設組合とかが言っている内容も、開示をすればするほど、そういう近くなっての競争になってくるわけでしょうけれども、そのあたりの今後の入札に対する対応の仕方というのは、その事件後、何か対応については話合いを持たれましたか。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） こちらでも検討させていただき、また建設組合から御意見もいただき、また最近の全国的な状況であるとか県の状況であるとかいろいろ検討させていただいて、先ほど議員がおっしゃったように今までばらつきが大きかったものがどンドン精度がアップしてきて狭い範囲での応札額が多くなってきている、そういう状況にある。そうすると、当然ながらくじ引になることも多くある。でも、建設組合としてもそうなって自分たちも研究して積算して、それがより太子町の考え方と合致してきているということを確認したいという意見もありまして、そうやってきたときに最終的にくじ引になっても、それは歓迎するというふうなことをおっしゃっていたというところで、それらを踏まえて今検討をさせていただいているというところ

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 入札については過去もいろいろ、どこの自治体もあります。ただ、その中でもお互いに間違いがないようにということでコンプライアンスを強化しながら今の体制に至ってきているものだと思うのですが、先般も業者を訴えるというような状況もありました。またこういう入札の間違いが起こるといような状況というのは、やはりこれは異常であると感じますが、そういったことも含めて何が原因だと町長は思われていますか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） その間違いのことにつきましては十分に注意ができていなかったということとございまして、既に注意をするように申して言っております。

（上山隆弘議員「最後が聞き取りにくかった」の声あり）

注意をしております。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 注意というより、町長も自分自身が取り組むことの大事なこととして捉えていただきたいと思います。やはり最終責任は町長であると思っておりますので、こういう入札のこと、今もう1つ原因があるのはやはり職員が辞めていかれた状況の中で対応している職員の数も少ないのじゃないかなと思っておりますが、そのあたりはどうですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 財政課の職員が減ってるということはなく、本年度においては1人増えています。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 財政課の職員じゃなくて、土木に関わるまちづくり課の職員であったり、そういった工事等の内容を知ってるような職員の手が足りてないのじゃないかなとも思ったりしますが、どうですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 土木の職員につきましては、私が町長になったときからその担当部署からは増やしてほしいという要望がございました。ですので、私自身もそれはそうだと思いますので少しずつ増やしていく努力をしています。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 部長はどう思われますか、県にもいらっしゃった経験から、正直に太子町の状態を見て感じておられる部分があれば、逆に指導してやっていただきたいなとも思いますし、どう捉えておられますか。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 基礎自治体として社会インフラを守っておる自治体、課としてたくさん業務がございます。その中で限られた技術職員の中で設計業務を行い、また現場監理も行うということをしてございます。絶対的に業務量が多く、各職員が抱えている業務量が多くなってございます。その中でなかなか手が回らない、もっと研究すべき時間が取れなかったというようなところも実際あるように感じております。そのあたり、必要な業務の取捨選択、また各職員の技術力の向上のためにいろいろ内部で、どのようにしたらいいのかというところを担当と話をしているところでございます。そのあたりを反映させまして、今後の入札の体制とか設計をやっていく体制とかというところは改善を試みるようにしていきたいと考えております。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 建設組合の要望に対しては来年4月をめどに目標として入札の方法を変えていくと伝えておられるそうですけれども、今ある問題、課題あるいは手が足りていないことがある部分、問題、課題も見いだして、県に帰られる前に指導をしてやっていただきながら導いていただきたいと思っております。

3番については、これで終わらせていただきます。

4番の質問に移ります。

橋梁の長寿命化施策の進捗状況について。

太子町橋梁個別施設計画が令和元年に策定された。施設の中でもJRをまたぐ跨線橋は大変利用価値の高い重要な橋梁であるとともに、適切な維持管理が求められる。既に太子陸橋の修繕が完了し、続いて中道跨線橋の修繕が進行中である。

そこで、本計画の進捗状況について次のとおり問う。

(1)本計画では、特に修繕を急ぐ必要がある橋梁はあるのか。また、その橋梁は現在どのような状況か。

(2)本計画に遅延はないか。特に、中道跨線橋修繕事業は令和3年度から令和4年度へ繰り越されたが、中道跨線橋全体の修繕計画に変更はないのか。

(3)太子陸橋の修繕が完了したが、設計、工事委託、工事等、それぞれ当初財政計画と最終決算でどの程度の差が出たのか。増減が生じた原因はどこにあると分析しているのか。また、工程上で計画との差が生じたのか、その原因は何であると分析しているのか。

(4)太子陸橋の修繕経験を中道跨線橋の修繕にこれまでどのように生かし、またこれから生かそうと考えているのか。

以上です。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） まず、(1)特に修繕を急ぐ必要がある橋梁はあるのか、またその橋梁は現在どのような状況かでございますが、道路におけます橋梁は定期点検を5年に一度実施し、道路橋ごとに健全性の診断を行う必要があります。定期点検対象の橋梁は太子町に176橋あり、173橋については平成28年度に、J R山陽本線上空の跨線橋3橋、長金陸橋、太子陸橋、中道跨線橋につきましては平成29、30年度にJ R西日本に委託発注し、全ての橋梁の定期点検を実施しております。この点検結果を基本として橋梁長寿命化修繕計画を策定し、計画に基づき修繕を実施しております。健全性の区分については1から4まであり、4が一番ひどく緊急措置が必要な状況となりますが、当町では4の判定はなく、早期に措置を講ずべき状態である3の判定が8橋あり、太子陸橋を含む8橋が修繕が必要な橋となっております。現時点におきましては、中道跨線橋以外は修繕工事が完了しております。中道跨線橋につきましては修繕設計が完了し、J R西日本と令和5年度からの工事着手に向けてどのような修繕が必要か協議を進めております。

続きまして、(2)全体計画に遅延はないのか、中道跨線橋の修繕事業が令和3年度から4年度へ繰り越されたが、中道跨線橋全体の修繕計画に変更はないのかでございますが、橋梁長寿命化修繕計画におきましては定期点検の結果が2判定の——2判定といいますのは構造物の機能に支障は生じていないが、予防保全の観点から措置を講ずることが望ましい状態。この2の判定の橋についても予防保全の観点から修繕を計画しております。ただ、太子陸橋の修繕、また来年度予定しております中道跨線橋の修繕に多額の費用が必要なため、着手できていない状況であります。2の判定の橋につきましては、今すぐ何か安全上の問題が生じているものではありませんので、優先順位、財政状況を考慮しながら修繕を行ってまいります。

中道跨線橋修繕事業につきましては、修繕設計を令和3年度に着手し、令和4年度へ繰越してさせていただいております。修繕設計業務は完了しており、修繕内容は確定しております。長寿命化修繕計画では令和5年度から令和7年度で中道跨線橋の修繕工事を計画しており、現在令和5年度工事着手に向けて費用、施工範囲、スケジュール等を調整させていただいております。社会資本の重要な施設でございますので、速やかな事業着手に向け取り組んでいきたいと考えております。

続きまして、(3)太子陸橋の修繕工事が完了したが、当初の計画と最終の決算でどの程度の差が出たのか、増減が出た場合はその原因はどこにあるのかでございますが、平成28年度に太子陸橋修繕設計業務を実施し、その修繕工事内容でJ R西日本と協議を行い、平成29年度に修繕工事の委託をしております。平成29年度に協定を締結した時点と完了時点におきましては修繕工事内容や委託期間に変更はなく、工事費が約7,200万円の減額となりました。金額の増減が生じた原因としましては、J R山陽本線上での1回当たりの作業時間が短く、延長することができないので、作業1回当たりに作業可能な箇所を増やしていただくよう強く依頼し続けたことにより、作業日数が少なくなったことによるものが減額の大きな理由だと考えております。

続きまして、(4)太子陸橋の修繕経験を中道跨線橋の修繕にこれまでどのように生かし、これからどのように生かそうと考えているのかでございますが、山陽本線上空部はJ R西日本へ工事を委託する関係で施工協議に非常に時間を要するため、町の施工区域とJ R西日本への工事委託区域を明確にし、スケジュール調整を綿密に早い段階から実施し、修繕工事を円滑に推進していきたいと考えております。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 太子町は恵まれておるのか、JRの線路あるいは電車基地がある影響でそういう橋梁が多いわけですが、あれを維持管理していくためには大きなお金も必要になってこようかと思えます。そのあたりについての考え方は、どのような解釈ですか。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） JRをまたぐ跨線橋、特に太子町にはJRの車両基地がございます。その関係で、橋梁の長さがすごく長くなっている状況があります。これは全国ほかの自治体と比べても特異的なものでございます。そのJR山陽本線が通っておる関係で、作業時間が夜中の中で1時間から2時間というすごく短い時間でしか工事ができない状況がございます。その関係で、修繕費用が高額になっておるということでございます。このあたり、橋の必要性等を考えて、また予防的に修繕できるようなことを考え、長寿命化を図っていき、全体のコストの削減というところに努めてまいりたいと考えてございます。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 ここにその長寿化の概要があるのですけれども、これはホームページから出してきたものでも、どんな橋梁の状態なのかなと思まして見たところ、「橋梁定期点検結果の概要は別途公開しています」と、これに書いてあるのですけれども、どこを探してもないので、これに対する対応はどうですか。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 町のホームページの中で町の長寿命化修繕計画の概要で上げさせていただいておりますが、この中で定期点検の結果の概要、これにつきましては「別途公開しています」と表記がございます。これにつきまして少し分かりにくいことになってしまっているのですが、国土交通省の「道路」のところから入っていただきますと、「維持管理」、「道路の老朽化対策」、「道路メンテナンス年報」という中で、兵庫県における橋梁の老朽化対策の状況というものがございます。その中で兵庫県下各市町におけます点検結果の一覧が掲載されてございます。分かりにくいホームページ上での表現になってございますので、これは早急に改善を試みたいと思っております。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 別に大きなJRの橋梁だけではなくて、もっともっというんな分を点検した概要が太子町独自であるのかなと思って、おっしゃったそのページも確かに見たのですけれども、それしかないのかなと。日頃から今後対応が必要なものというのが分かってるのと分かってないのでまた全然違うとは思いますが、その辺は対応いただきたいなと思えます。

それから、JRへの委託工事として対応してたわけですが、事前から少し過去にも言ったことがあるのですが、7,000万円ほど差が出てるという話で間違いはないですか。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 当初の協定総額から最終的には約7,200万円の減額において工事が完了しておるということでございます。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 平成29年度の一般会計予算では、当初債務負担行為として跨線橋定期点検委託事業として1億5,000万円、それから太子陸橋修繕工事委託事業として6億2,000万円、債務負担行為を行っております。平成29年10月臨時会で太子陸橋修繕工事委託に関する協定の締結について、議決協定額は6億4,984万4,000円、支払い額は決算書から平成29年度に850万7,685円、平成30年度に1億200万円、令和元年度に1億2,227万1,945円、令和2年度に3億1,306万7,809円、計5億4,638万7,439円かと思えますが、合ってますか。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 最終計、工事の部分が5億4,638万7,439円となっております。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 令和3年の3月定例会で令和2年度一般会計補正予算（第8号）の詳細説明で、「節15工事請負費、太子陸橋修繕工事費につきましては、橋梁上面の修繕工事を町で施工する費用でございます。本来であれば太子陸橋修繕工事委託料の精算による残額を同時に減額するところでございますが、JR西日本との協議等の時間を要し、委託料の精算に至らないことから減額できない状況でございます。なおこの工事費は次年度へ繰り越す予定としております。」ということですが、補正で工事請負費を追加して翌年へ繰り越すという説明をする中で、工事委託料のことに言及していると。令和3年2月末頃まではまだ精算ができていないが、繰越明許費の設定はしていない、またその後令和3年6月議会に提出された事故繰越計算書、9月議会に提出された令和2年度一般会計決算書によると事故繰越の手続も取っていないように見受けたのです。令和2年度の一般会計補正予算（第8号）の質疑答弁では、「太子陸橋修繕事業でございますが、今現在、令和2年度末でJRに委託してます陸橋の下のほうにつきましては委託事業は終了します。今度はその上面といいますか、舗装面といいますか、舗装面以外の……

○議長（中島貞次） 途中で申し訳ないです、上山議員、もう少しゆっくりお願いします。

○上山隆弘議員 もございますけれども、それらを続いてやりたいと考えております。その追加でそれを来年度に行うために1億円を繰越ししております。」と。だから、繰越明許費の内容説明を求める質疑に対する答弁の中で、令和2年度末で委託事業が終了すると明言してるのです。つまり、繰越しをしないで年度内に精算による支払いをしているということになるのです。だから、太子陸橋の修繕工事の委託料の平成29年度から令和2年度までの支払い合計は5億4,638万7,439円、当初協定額は6億4,984万4,000円、そうですね。だから、つまり減額協定を令和3年3月に締結しているはずなのですけれども、当然変更協定締結前に議会の議決が必要であると私は解釈するのですが、いかがですか。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 太子陸橋のJRに委託して行っておりました修繕工事につきましては、令和2年度で完了しておるということでございます。JRとの基本協定書の中におきまして、工事内容の変更というところがございます。その中におきましては、工事实施の結果、工事の計画の予算に関して金額が減額変更する場合におきましては工事費の確認時に提出する書類をもって協定変更したものとすると。なお、工事費の総額が増額になるような工事内容の変更が生じた場合は除くということで、増額になる場合は新たな協定を結び直すというような基本協定書になってございます。このとおりにさせていただいておるということでございます。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 変更協定がその中身でなされる範囲であったということの説明なのかなとは思いますが、お金の大きさに関わる部分でいうと、地方自治法第96条では議決事件が上げられてますけれども、その種類及び金額については政令で定める基準に従い条例で定める契約を締結することと。お金の流れの視点からいうと、議会の議決に付すべき契約じゃないのかなと解釈をするわけですが、6,000万円以上の工事または製造の請負とするというような内容もそこには書いてあるわけですが、もし平成29年10月臨時会で議決されて締結された太子陸橋修繕工事委託に関する協定の変更協定が議会の議決を経ずに締結されて、よって変更協定の締結は無効になるのかなと考える部分もありましたし、それに基づき行われた支払いという部分は違法にならないのか。もう終わっているのです、これは仕方がないので別にこれは何も責め上げるような意味で質

問をしているわけではないのですけれども、それに対してどうお考えですか。

○議長（中島貞次） 経済建設部長。

○経済建設部長（松谷真利） 御指摘がありましたので少し調査をさせていただきたいと思っております。その中で必要な手続がございましたら、どのように対処するか、対応をさせていただきたいと今考えてございます。少し調査をさせていただきたいと思っております。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 変更議決が必要ないのであれば、工事請負と同様に当初協定の……。明らかに地方自治法第96条の議決事件で私はあると考えてますので変更議決が必要なことなのかなとは思っています。また、変更協定の提出を誤ってたということであれば、これも議決を経ずにしたのは僕は間違ってるのじゃないのかなと思うので、当時の処理結果についてはまた委員会なり何かしらの形で報告をいただければと思います。

こういった事案も過去にあったということで、組織力が非常に太子町は低下していつているのじゃないかなと危惧しておる具体例を挙げさせていただきました。今後そういう部分も、結果をお待ちしながら4番の質問は終わりたいと思います。

5番、教育長のセクハラ疑惑を受け対応を問う。

5月29日から今日までの対応等から町長に聞きたいと思います。

(1)議会の要求書の対応について、町長に問う。

①口頭での回答は考えられない。理由の説明を求める。

②「三役等で話し合いをしたが、教育長が事実を否定されている状況であり、また双方の認識に違いがあることから町顧問弁護士との相談も踏まえ、現状では双方の弁護士や司法の状況を見守っているところである。議員の皆様におかれては、プライバシーに関わる問題であり事実関係が調査中の状況でもあるので種々御配慮を賜ればと思う。教育長や相手側から何も聞いておらず事実確認ができないため対応できない。議会から何の相談もなく急にこのような要求書を出されても対応できない。7月末と期限を決められ、もし対応できなかつたら私の町長としての責任を問うのではと。議会も一緒にこの問題を早期に解決したいと言われたが違うでしょうと。もし今教育長に辞められたら後任が決まらず困ると先の心配がある。」と正副議長に対して説明があったようだが、間違いないか。

(2)福祉文教常任委員会の質疑より、副町長及び管理課に問う。

①発言について間違いがないか、確認説明を求める。

②委員会後の現状の対応について説明を求める。

(3)教育委員会部局と町長部局の向き合い方について問う。

①教育委員の選定について、教育委員会の動議をどう捉えたのか。

②教育委員会に対して町長の向き合う姿勢については誠意ある対応なのか。

以上。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） まず、議会の要求書の対応についての部分ですけれど、もとより回答の期限についてはその場で副議長が口頭で申し添えられたものでございました。また、要求書については当局でこれを受け、どのように進めるかを検討していくものであり、法的に回答を担保されているものではございませんが、議長より頂戴しました文書の意味や内容を十分に勘案した上で回答することが最善として、特に教育委員に対し事実が不明確な状態での情報の取扱いにより御迷惑がかからないようにという思いが伝わるよう口頭でお答えしたものでございますので、御理解を賜ればと存じます。

続きまして、三役等で話し合いをしたが云々の部分ですけれども、前段は議長より頂戴しました要求書に対し私が7月29日に回答した内容でありおおむね相違ありませんが、後段については先ほどの回答の流れで発言しておりませんし、別の日においても公式に申し上げていないと承知しております。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） (2)の福祉文教常任委員会の質疑についてというところでございますが、その中の①の発言について間違いがないかでありまして、これは去る8月10日に開催の福祉文教常任委員会において管理課に対し、今回の件で教育委員会事務局に支障は出ていないかとの御質問があり、本来榑野教育長が出席すべき会議において主催者等から出席を辞退されたいとの申出があったこと、あるいは教育長が出席したものの参加された方から会議終了後、教育委員会事務局に対しお叱りの声があったこと等を御説明申し上げたということでございます。それは間違いはないかにつきましては、私の発言も含めて間違いはございません。ただ、榑野教育長のそのときの発言については、今おられないので確認ができないというところでございます。

それから、福祉文教常任委員会後の現状の対応についてでございますが、8月22日付で榑野教育長は8月26日をもって辞職したい旨の辞職願を町長及び教育委員会に対しそれぞれ出しており、教育委員会は23日に臨時教育委員会を開催し、辞職について同意しているというところであります。

以上でございます。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） (3)の①でございますが、教育委員会の動議をどう捉えたのかの部分ですが、8月3日付の動議による要望書について、8月9日に教育委員会より頂戴しました。一方、今年5月上旬に教育長から福田委員の御意向として9月末の任期満了で退くため、後任の選定をと依頼を受けており、教育委員という重要な立場について既に人選を進めており、既にお声がけをした相手がおられることでしたので御理解をいただければと思います。

それから、②教育委員会に対して町長の向き合う姿勢についてという部分ですけれども、今回の御質問の関連で申しますと、教育委員の選定については福田委員の御意向を伺い、人選を進めたものであります。また、最終的に候補者が決定した後には、さきの動議による要望書を頂戴した経緯等を踏まえ、手続を進める前に当該要望書を直接提出にいらっしゃった教育委員には、既に人選を進めており御意向に沿えなかったことを御説明するとともに、候補者について御報告を申し上げた上で議会へ上程させていただいたものでございます。お立場やお気持ちを尊重し、誠意ある対応に努めてまいりますので御理解をいただければと存じます。また、従来どおり各校区の連合自治会の会長様にも御了解を得ております。

以上です。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 町長は議会の議長、副議長がみんなの声をまとめて持ってきたときに、それは公式でない発言とは。公式である発言の中で本音の話じゃないのですか、これは。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 先ほどほかの議員のときにも少しお答えしていると思うのですけれども、まず要求書をいただきまして、その要求書の内容自体も私は急に出されたものですから、そしてそれをいただいてから残り10日ぐらいだったのか、2週間ぐらいだったのか、それぐらいしか月末まで残っておりませんでした。その段階で持ってこられました。いただいた後、いろいろ話している中で、このやり取りの中で気持ちとして、文脈や前後関係も含め言った言っていないの話

になってしまう気もいたしますけれども、要求書の提出や口頭で申し添えられた期限——終わりの頃にさっと言われたただけだったと思うので——期限までの短さや、議会も一緒になってこの問題を解決していただきたいという思いは、そのとおりであったと思います。いずれにしても、町教育行政を停滞させませんよう職員一丸となって取り組んでまいりますので、皆様にも御理解、御協力を賜ればと存じます。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 教育長は、なぜ辞められたのですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 教育長は、実際には定例記者会見も——実際教育長もいろいろ病院にも行っておられますし体調が思わしくないということも実際にあるのですけれども——このような文面を用意されていました。「皆様、このたびはお騒がせ、御迷惑をおかけして申し訳ありません。私自身、多方面からの御意見を真摯に受け止め、太子町のためにどうしたらいいのかを進退を含め熟考してまいりました。いかなる事情があったとしても、教育委員と2人で酒席に行ったことはいかたがうかつで軽はずみでした。そして、何よりも教育長として求められている人格高潔さに欠けていたと猛省しております。しかし、お互い1対1前提の酒席であったことはスマホ履歴からも明白で、報道にあったような手を触るというセクハラ行為は一切ございません。今は事実関係を司直の手に委ねており、今後調停や裁判の場で全てを明らかにして必ずや身の潔白を証明するつもりでございます。ただ、今の状況で私が職にとどまることは太子町のためになるものではないと判断し、職を辞す決断をいたしました。皆様には大変お世話になりました。皆様の御健康とますますの御活躍、そして太子町の発展を祈念申し上げます。太子町教育長榎野正樹」ということで御本人が用意されていたのはこういうことでございます。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 文書を見て、町長はどう思ってるのですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） どう思ってるのですかと言われても、御本人がなぜ辞められたのかに対する問いでございましたので、御本人はこういうつもりでおやめになったと思っております。また、これも繰り返しになるのですけれども、私自身は双方を任命した立場でございますので、その2人で行かれた倫理観につきましては、先ほど来副町長が申しているとおりでございますし、また疑惑を招いたことで公務に支障が出たことで辞職を促したことも事実でございますけれども、今これから調停や裁判の場のことになりますので、私自身が今絶対こうであると、そういう発言は控えさせていただいて、裁判所の事実認定という部分があるのではないかと考えています。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 いや、そういうことをお聞きしたいのではなくて、当初セクハラがないと言われながら何日も何日も主張をされて、公の場に尽くそうと務められたわけですがけれども、それがそんな体調の不良とかでぱっと辞められて、教育委員会にも顔は出されていない、議会にも何の挨拶もない、そういう辞め方というのはどうなのですか。逆に、それを認めたとして見られても仕方ないですよ。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） その辺のことは、私からはその認めたか認めてないかという最後のフレーズに対しまして、同じことの繰り返しになって恐縮でございますけれども、裁判で決着をつけることですので発言は私は慎重であるべきだと思っております控えさせていただきたいと思

います。

○議長（中島貞次） 暫時休憩します。

（休憩 午後 6 時00分）

（再開 午後 6 時01分）

○議長（中島貞次） 再開します。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 町長はタクシーの中で手を握った握ってないということがセクハラであって、それだけが事実なのですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） そのこのところの細かなやり取りが、弁護士同士がどのようにやり取りをされていたのかが今後の調停ですとか裁判のことに関わってくると思いますので、その細かなことについて弁護士同士が話し合っ、そこそこの結果がこちらに来るというのではないのかなと想像もしておりましたので、細かなところは把握していません。そして、これからもそういうこと、またタクシーの中で手を触った触らなかったという部分は、楢野氏側から聞いているのによると、その部分がセクハラのことになってるというように聞いていて、ただ私自身がその弁護士同士の話がどうなっているのか分かりませんので、今この場におきまして議員が幾らそう言われても、どのことについてどうだと私が断言することは控えさせていただきたいと思います。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 5月29日にそういった事件があつてから、6月8日に知つたとさっきの答弁で言つてました。7月8日あたりには、もう示談の交渉は決裂してるのですね。ですから、今まで答弁で司直とか弁護士とか言ってるのも虚偽答弁になりますよ。実際委員会の後、辞職された教育委員と私はお会いさせていただきました。町長さっき言いましたよね、教育長も教育委員も町長が、私が指名すると。嫌なことがあつてSOSを出して困つてるときになぜ話を聞いてあげたり、対応してあげるようなことができなかったのですか。教育長はまだ公人の立場で、うそか本当か分からないですけども公人の立場で、「誘つたのは向こうです」とか言つてしまつてるじゃないですか、委員会でも。どうですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 今上山議員から7月8日に示談が決裂したと言われていのですが、私自身はそういうことを正確にそういうふうに理解していません。また、こちらは虚偽の答弁をしているつもりはございません。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 2人とも町長が選んできた方ですよ。そこが気にならないのですか、その人間たちの事情が。2人だけに任せておいて、ほかにどれだけのことに迷惑がかかつて、どれだけの時間を要して、どれだけの人間が迷惑したのですか、その責任は誰が取りますか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） ですから、先ほど来何度も何度も同じことを申し上げておりますが、町の顧問弁護士にも相談しながら、私たちとしては法的なことも考えながら、どのように対応するかを考えてきてきているというところでございます。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 もちろん町の顧問弁護士に相談はされたらいいと思います。どうしようとしているかが大事なのではないですか、そこをお答えいただきたい。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 顧問弁護士に相談して……。時系列でいろんなことがあるので全部正確に——虚偽答弁するつもりと違います——正確にどの順番かはあれですけども、例えば弁護士が会って両方に公平に事情を聞くのがいいのかとか、職員であればこういうときに担当の組織があるというのは本日も御説明してきていますとおりでですけども、誰がどういうふうがいいのか、どういう（聴取不能）いろいろ考えました、実際。ですけども、そういったことも含めながら弁護士と相談した上、このようにすると。それが、じゃあ何が一番……。結果論の部分もありますので、延びてきていたのも私も見てて事実だと思いますけれども、その時々にも弁護士にも複数回相談していますし、内部でも協議して、このような対応になってるということです。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 自分のことばかり言うのは、もういいです。辞職された教育委員は、何て言ってると思いますか。「短期間で辞めてしまって本当に申し訳ない」と、「町長、副町長には不信感がいっぱいです」と、今も待ってるのです、連絡を。教育長は内容として事実と違うことを公人の立場でいろんな場面で少ししゃべってしまっていることにも大変お怒りです。相手のほうが悪いというような言い方をしてしまってる部分です。町長に辞職届を持っていったときの対応も、来客があるから面会できなかったと。連絡したが連絡が取れなかったというような言い訳をされてるようですね、町長自身が。家にも携帯電話にも電話は1回もかかっていないと言われてます。町長が任命するわけですから、やっぱり面会ぐらいはしてほしいという思いでいらっやいます。最後の最後まで残念だったと。最後に、町長に面接はできないかと今でもおっしゃってました。どういつもりなのか説明だけでも欲しいと、町長の姿勢に対して。どうしても会えないなら副町長でもいいと、気持ちを伝えたいですと。今でも待ってますと。それでもできないのだったら情報をメディアに出したり被害届を出しますとまで言われています。どうですか、町長。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 今言われた中で、私が理解したのでは、私が連絡を取ったかと言ったと言われてるのですか。そういう発言は私はしてないですけど。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 したかしてないかはいいいです、どっちでも。御本人がおっしゃって、連絡をしたら取れなかったというようなことを誰かから聞いたのでしょうか。そういう発言を誰かにしたのでしょうか、町長が。

（町長服部千秋「いや、してません」の声あり）

だけれど、連絡がないと、本当に残念ですと、ずっとまだ待ってるのですとまで言っていました。そこまで言わせて、何も思わないのですか、町長。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） その件につきましては、昨日の議会の後も、また今朝も教育次長に連絡を取ってもらって、そういう方向にしようと、昨日あの後からも話しているところでございます。

（上山隆弘議員「議長、ちょっとよく分からないのでもう一回」の声あり）

（「ほんまに意味分からん」「会うの、会って話をするの」の声あり）

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） ごめんなさい、補足説明させていただきます。

従前から辞職された教育委員とお会いするということは方針としては決まっておったのですが、実際になかなか連絡が取れていなかったということも踏まえて、昨日再度協議して、やはりしっかりと辞職された教育委員に寄り添うということをしていただこうと、今日の朝、教育

委員会を通して連絡していただくということを今言われたということでございます。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） それから、先ほど「言った言わないはどっちでもいいですよ」と言われましたけれど、私が言っていないことを言ったとここで言われても困るので、その件はさっき不規則発言といいますか、申し訳ありませんが座って言ってしまいましたけれども、言っていない部分を言ったと言われると困るので申し上げました。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 それはもういいです。委員会の後、やっぱり当該教育委員にお会いして、委員会ではこういうようなことを言っていましたよと、教育長はお互いに楽しい時間を過ごしたというような解釈でおっしゃってましたけれども、確かに行って食事をしてるときはそれはそうだったのでしょう。でも、バーに行ってから姿勢というのは、やっぱり少し疑問になるような態度になっていったのでしょうかね。私も見てないから、それがセクハラとか、あったかなかったか分かりません。いつもそれを聞いているのじゃないです。だけれど、女性はすごい大きなショックを受けて、これはつらかったらうなと受け取りますよね。しかも、5月29日、「日はお相手が指定され、2人前提で酒席に行った」と。これは教育長の立場でうそについては駄目です。当該教育委員は、その辺は残念がっていました。話を聞かせてもらう中でLINEのやり取りを見させていただきましたけれど、場所を指定されているのは教育長です。しかも、その後、その他の違う場所も3か所ぐらい約束をしてるのは間違いなかったです、それは。こうやって会って話を聞けば、双方の言い分も確認できて対応できることもあったのじゃないですか、町長。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 5月29日、その日も教育長が指定したと今発言されたと思うのですが、私たちが聞いているのとちょっと違いますので、私自身がそういうことに関しまして……。ですからそうなるとどちらの言っていることが正しい正しくないとかになり非常に判断が難しいという状況になります。ですから、お答えになるかどうか分かりませんが、私たち2人が楢野氏から聞いてるのは、今の分は違ふと私は認識しています。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 正直、私はいろんな疑問があったので教育長を問い詰めてしまったというところもあるのですが、それで今楢野教育長が研修会の反省会をしようというようなことでの誘いがあったと私は認識しています。それは、決してその委員のほうからお誘いされたというふうな認識はないので、だから先ほどの発言があったということは、それはちょっと違和感を覚えるというところがあります。また、個々の詳細の情報についてはいろんなところがいろんな情報が入るというところもあるので、そこら辺はある程度のことは共通で「合ってるな」、「これはちょっと違うな」というのは、実はある程度は把握はできているのですが、そういう中でも、先ほど申し上げましたように教育長たる者、やっぱり倫理観というものが非常に高くないといけない、それがないと教育長は務まらないという考え方がありましたので、もしかしたら暴走してたかもしれませんけれど、強く辞職を求めたというところはあるということでございます。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 またうそをつきましたね、またうそを。双方から聞いてないと町長は言ってきたのに、聞いてるのじゃないですか、楢野氏から情報を。さっきまで議会の答弁では、双方から話を聞いてないからと……。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） いや、うそをついたのではなくて、その部分のことは話の中にあっただから、その部分は……。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 三役会議だけで話をするのではなく、私は数回教育長室に行って、そこでもいろんな話をさせていただき、問い詰めたりいろんなことをさせていただいたので、ごめんなさい、そこだけそこがあるのは仕方がないところは本当にあるのです。私だけがちょっと把握したのもありましたので、申し訳ない、そこはそういうことになります。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 お二人がどういう関係であれなのか分からないですけども、三役会議とか言っても、ほんなら全然がたがたじゃないですか。うまくいってないですよ、これ。これはうまくいってますか、副町長。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） うまくいっていないとか、そういう決めつけはやめていただきたいと思います。しています。調整していますが、このことにつきまして弁護士が入っているので細かなことについて、突き詰めていないという表現がいいかどうか分かりませんが、しかし話をしているのですから幾らかは聞いている部分がありますから、何も私たちはうそを申し上げているのではございませんので、そういううそをついてるというような言い方は非常に心外でございます。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 そしたら、取りあえず今回の会議録が出たら、また見てみてください、自分で何を言っているか、読み直して確認したらいいのです、それは。ユーチューブでも見てください。出原議員も言ってましたけれど、事が起こってからの間までに、その事が起こったことに対する重要性が全然分かってないじゃないですか、動きにしても。教育委員会に対応するにしても、どうしたらいいか分からないみたいなことを言ってました、吉田議員の質問のときに。どうしたらいいか分からないと。どうしたらいいか具体的に言ってもらわないと分からないと言ってましたよね。分からないのですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） それを言ったときに、「ほんなら辞めてしまえ」とやじも飛んでましたが、私は私自身の性格として謎かけみたいな言い方でなくて、ああ言ってもこう言ってもいろいろ言われるわけですから、どこまでの対応、どこまでをすればいいのかを教えていただいたら分かりやすいという意味で発言していて、私自身が何も考えてないということではないのです。しかし、これから仮に何々しようとしても、それがそのとおりに実現するかとか、いろんなことがございますので、常に発言につきましては慎重にさせていただいてるということも御理解いただきたいと思います。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 では、教育委員の対応はどうされるか。

それから、この問題について解決を1カ月以内ということをお二人の議員も言ってましたけれど、1カ月が意味していることは何ですか、それを答えとしてしっかり約束してください。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） それも謎かけのように聞こえるのですが、それじゃ1カ月でできなかつたらこうするというような感じに、上山氏の今までのやり取りからだと受け取るコミュニケーションのやり取りに受け取ってしまうのです。議員様も自分らの受け取り方がこうで、こちらにも受

け取り方があるわけでごさいます、私自身は精いっぱい……。教育委員の同意案件は不同意になりましたので、これをどうするのか。いろんな方法論はあるかもしれませんが。別の方をまた探すのかとか、あるいは再議という方法が可能なのかどうなのかも検討の可能性はあると思います。それから、教育長につきましても既に……。ですからそれをこの場で言うといういろいろあれですけれども、いろいろとどうしたものか、でも具体的にじゃあどうなのだというようなことがなかなか人事のことはしゃべることができないので。しかしそのことについても本当に努力をしている実態がございます。しかし、この瞬間にこうだとは言うことはできません。

それから、人事につきましては御存じだと思いますけれども、これはこちらがやることでごさいます、例えば何々という組織がこの人を上げてくださいますとか、あるいは仮に議員がこの人を上げてくださいますと言われると、議会側にも太子町議会議員政治倫理条例というものがありまして、公正な人事を図るため町職員（非常勤職員等を含む）の採用、昇格、異動に関して推薦または紹介しないことという部分もありますし。ですから、何かを議決してこうしてほしいとかそうでなくて、コミュニケーションを取ると、腹を割って本当の解決に向けていくということでありますならば、私としましては町長室でざっくばらんに意見交換をすとか、そういったことをしていただきたいと、一方的に何かを文書で出していくとか、そういうようなやり方でなくお願いしたいと強く思っているところでございます。

○議長（中島貞次） 答弁は短くお願いします、簡潔に、明瞭に。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 今の状況が分かっておられないのですか。なぜ不同意になってしまったとか、そういうことも昨日の話です。教育委員まで意見も言われてる中で、どういうことが問題になってそういうことになってると、今まで質疑を受けたのが分かってないのですか、今の答弁は。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） そのように言われますが、ですから昨日のこの本会議の後でも、私は副町長と、副町長以外も加わって話をしておりますけれども話を、どのようにすべきかなどを話し合いながら進めているところでございます。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 白黒とかどうこう、弁護士とかと言ってますけれども、じゃあもし今後白黒がはっきりして、楢野氏が何らかの罪に問われたことがあった場合、あなたたちはどう責任を取りますか。また、そのいらっしゃった期間の責任については、どのような対応を取るのですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 今は仮定の話を言われておりますので、仮定の話について今この場でお答えすることは差し控えさせていただきます。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 仮定ではないのです。人間辞めてるじゃないですか、セクハラが問題でしたと言って。その時点でセクハラというものはあったものとして対応しなくちゃいけないのじゃないですか、まして教育委員です、職員同士の対応じゃないです。また、教育長です。教育長の動き方にしても、非常に問題がある。町長はそういった自分が任命した人間を、そうやって私が任命した人間ですと言うのだったら、ちゃんと最後までしっかり対応してください。何でそんな無責任なのですか。全てに対して無責任です。毎回もめるじゃないですか、人事案件。人は悪くないのに。そこの反省点を踏まえて、どう思ってるか教えてください。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 私自身の不徳の致すところは反省させていただいてきたし、いただい

ますが、そのように言われましてもなかなかどう答えていいのか非常に難しいのです。それはいろんなこと、全てのこと、このこと、またほかのこと、それはトータルで、それは私が責任者ですから私の責任でございますが、なかなか議員様が100%御納得いくようなことには、私自身の力が足りないということもあると思いますが、なかなか100%御希望に添えないかとは思いますが、

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 毎回言う、その不徳の致すところ。そうやってよく聞かせてもらってますけれど、反省をして何かしら生かさないのですか。姿勢として、これ駄目やなど自分で自分を見詰めないのですか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 子供に言うような言い方はやめていただきたいと思います。もちろん私自身も全く完全な人間ではございませんが、そういう言い方で相手を責めるだけに思ってるのか、自分たちも一緒に解決していこうと思ってるのか私は分かりませんが、相手だけを責めるという姿勢でなく、お互いにどうすればよりよい着地点に行くのか、そして服部千秋が足りないところについては、「おまえここがおかしいのと違うか」という御指摘は直にいただいたらいいですけども、「おまえが悪い、おまえが悪い。おまえが直せ、おまえが直せ。」ということだけでは……。私自身が自分を振り返りながら、自分で言うとき変な言い方ですけど、自分のいいところ、自分の弱いところ、そういったところは常に自分自身でリフレクション、自分でそれを見ながらいろいろしております。

○議長（中島貞次） 答弁は短く簡潔にお願いします。先ほどより長くなっておりますので、よろしくをお願いします。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 いやいや、悪くするようになんか思っていないです、僕。別に町長のことは嫌いじゃないし、ちゃんとやってくれたらいいのです、町長としての責任を。教育委員の福本委員、杉本委員も怒っていましたが、対応について。僕は直接電話で確認しました、町からどのような対応がありましたかと。一応教育委員たちもいいようにと思って努めていらっしゃるのに、大事にされていないのです、町長が。福田委員に対してもそうじゃないですか。辞職された教育委員に対しても、そうじゃないですか。謝るべきだと思います、ここで。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 人事案件につきまして、議事録にはああいうふうに書かれていますが、こちらはそのとき職員もそばにおりましたけれども御説明もさせていただいて、「分かりました」とおっしゃいました。上山議員はそのように言われるし、一方の言い分を聞いて私が悪いと、そういう言い方なのです。常にそうなのです。そういうことでなくて、私は精いっぱい事前に——それは時間が短かったかもしれませんが、しかし説明もして、これでよろしいですかとか、そういう言い方をして分かりましたと言われているので、粗末に扱うことは全くしておりませんので、その点は誤解のなきようお願いいたします。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 そのしゃべり方とか態度のことを言っているのじゃないです、内容のことなのです。なぜそういう動議が上がるのですか、普通だったら上がらなかったです。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） なぜ動議が上がったのかについては、このままでは教育委員が2人になりかねないと非常に御心配になられていました。私自身は、そういった動議を教育委員会で——人

事のことですから——そういう場で動機で議決されるのではなく、私自身に——表現がいいかどうか分かりませんが、表に出ないところでこういうことでこうなのですよという御相談、コミュニケーションを取っていたと思います。

(吉田正之議員「(聴取不能) ということや」の声あり)

それで、吉田議員、私もできる限り冷静に話そうとしてますのでそうやってやじらないでいただきたいと思うのですが。ですから、そうやじられると私もちょっと動揺してしまうので。

ですから、動議はその職務代理にならなければならないことについて、覚悟はしてるけれども、そういうふうになるかもしれないからと言われました。でも、私はそういうことは議決にされないほうがいいと思ったので……。なぜかという、それはそういったことは表に出ないほうがいいと、それは私のためじゃないです。そういうことはされないほうがいいと思いましたので申し上げましたが、そういう思いが強く、いや、町長はもう……。いや、僕は決めてますよと言いました。でも、上げさせてくれと言われたので……

○議長(中島貞次) 途中で申し訳ないですが、答弁は簡潔明瞭によろしくお願いします。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 そういう意味では福田教育長職務代理者は、もう辞めると決めてたものまで他の教育委員と相談されて、町のために、教育のために尽くそうと腹を決められたわけですよ。今の町長の答弁を聞いて、どう思いますか。

○議長(中島貞次) 教育長職務代理者。

○教育長職務代理者(福田秀樹) 私のことはさておいて、まず最初にやはり辞められた当該教育委員の名誉のためにお話ししますが、今日の討議の中にもありましたように、いわゆる弁護士同士の示談の話合いになったのは6月頭から7月頭だけです。だからそれがうまくいかなかったから町長のところへ7月12日に辞職願を連れ合いの方が持っていかれて、お会いしたいと言ったけれどもいらっしゃらないということで副町長に会われて、副町長はそのときに当然聞かれますよね、その内容は。ということは、その時点では、もう示談がうまくいってないということも御存じですよ。いわゆるそこへ辞職願を出されたわけですから。何が言いたいのかというたら、ずっとこの間、何か理由を「弁護士が立っているから」という理由で会わなかったというようなことを言われてますが、正直言って私らが会わないのと、町長が会わないのとでは物すごい差があると思うのです。何でといたら、任命権者ですから。幾ら弁護士が間に入って弁護士同士が示談の打合せをしても、6月の1カ月間、任命権者としてなぜ当該教育委員に寄り添えなかったのか。4月に教育委員になられて、最初の仕事が多分入学式の挨拶だったと思います。すごく張り切ってというのですか、責任が重いということで一生懸命やらなければいけないと、本当に責任を持ってやられる方なので本当に頑張っておられました。5月の全県の研修会があって、その後の反省会をしますということだから当然自分も行かなあかんやろうと思っていたら自分一人だけで、私たち残りの教育委員には一切声はかかっていません。私らも後で聞いてびっくりしました。そんな反省会なんかあったのという感じです。でも、当該教育委員も当然みんな来られるだろうと思ったら自分一人だったわけです。だから、私はこれはもうその時点で特別職としての倫理観——今日ずっと副町長が言われてますけれど倫理観から言えばアウトでしょ、完全に。それをアウトと見れない町長は、もっとアウトでしょう。

それでもっと言ったら、なぜ示談にしようとしたか。女性が何とか示談で終わらせたいというのは、これはねやっぱり隠しておきたいからです。公にされたくないからです。だから、これはセクハラ問題で被害者——まだ疑いがかかっている段階なので被害者と断定できないとは思いますが——被害を訴えられた相談された方にしたら内々で終わらせたいという思いは絶対あるわ

けです。それでも、何とか示談といたら、そこだけでも町長だったら、そこまで苦しんだらよかったです、よし、わしが話を聞くでと、6月頭にすぐに行って、どうやったんやと聞いたつらよかったですのや。私たちは示談中は、示談の経緯がどうなるか分からへんから見守ってたけれども、当該教育委員への寄り添いはやめてませんから。何でも相談してよと、ずっと相談してよといつも言っていて、そして思い余って示談がうまくいかなかったから、もうこれは公にせざるを得ないと。自分が辞めると公開になるので、何で辞めたのやとなりますやん。これは公開せなあかんでしょう。そこまで腹をくくって辞職願を持っていかれたのにお会いにならなかった。理由があって会えなかったら、その後、わざわざ来てくれてありがとうございます、ぜひお話を聞かせてくださいとなぜ言えなかったのか。

ましてや、その当該教育委員はスポーツ推進委員か何かやられていて、それも責任を持ってやっておられたのだけれどおやめになられたのです。迷惑がかかるけれど筋を通してきちっとをおやめになられたのです。何でかという、それを続けると、またいろんなところで、会場で前教育長に会ったり、いろんなことをする可能性もあるから、とてもそのスポーツ推進委員の仕事もできないということで、それもおやめになられた。そこまで追い込まれている当該教育委員に寄り添えなかった。そして、8月23日に今度は教育長が辞職願を出された。その間でも十分思いを聞く期間はあったわけです、もう弁護士は入ってないのやし。だから、弁護士が入ってたか入ってないか、全然理由になりませんよ。副町長にお聞きしたいのですけれど、これは町長が決めた倫理条例でしょう。

○議長（中島貞次） 教育長職務代理者に申し上げます……

○教育長職務代理者（福田秀樹） ごめんなさい、もうやめときます。僕が聞いたらあかんのやね。すみません、もう思いが辛過ぎて。こんなふう、この間ずっと被害を申し出られた方が、女性のほうに隙があるのと違うのかとか、いろんな誹謗中傷も受けてるわけです。それを皆さんでケアして何とか何とか今まで守ってきたわけです。そういう人のことを、今日の1日の中でどれだけその人の身になった発言が町長にあったかなと思ったときに、本当にこの人は町民を守れるのかと。辞められた教育委員も町民の一人です。それもボランティアでいろんな町の活動をやられてる方です。そんな人の心を踏みにじったのですよ。僕は今辞められた教育長より、今町長の倫理観についてどうなのかなと私は思います。

以上です。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 それは教育長職務代理者のお気持ちというのは、そのとおりだと思います、本当に。それに気づけないというのであれば、もう本当に町長、自分自身の進退を考えたほうがいいんじゃないですか。あなたが選んだ大事な教育委員1名があなたに助けられることなく、教育長の過ちで辞めることになったわけです。何で守ってあげなかったのですか。話では、弁護士が入っていなかったと言ってるじゃないですか、教育長職務代理者が今、7月で終わって、その間、弁護士がついてない時期、示談が失敗してそうなったのでしょうか、どうなのですか、町長。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 教育長職務代理者がそのように言われておりますが、今一方的にそういうことを言われているので私自身も述べさせていただきますけれども、こういうことをここでなくて……

（上山隆弘議員「僕の質問に教えてください」の声あり）

○議長（中島貞次） ちょっと待ってください。

上山議員が質問されましたので。

(町長服部千秋「休憩をお願いします」の声あり)

暫時休憩します。

(休憩 午後6時39分)

(再開 午後6時40分)

○議長(中島貞次) 再開します。

町長。

○町長(服部千秋) 言い訳ばかりしているのではございません。

(吉田正之議員「言い訳ばかりや」の声あり)

吉田議員、そういうことを言わないでくださいよ。何日に決裂したとかしてないとか、福田委員は詳しく御存じかもしれません。なぜなら、私たちが知るより前に知っておられたらしいですから。私はあるところから聞いたのです。だから、初期の段階からされてるのです。そして、そのことをこちらにもそういうことはお話もございませんでした。そして、町長室に来られたときには議決したから、はい、これこれこれとノートに書いたことを言われたら……

○議長(中島貞次) 町長に申し上げます。

(町長服部千秋「私も先ほど福田委員がそういうことを言われているので言っておかないと、公の席で」の声あり)

今は上山隆弘議員から、弁護士がついていたのだけれども、それ以外の間でも十分対応できたのではないかという質問があったので、まずそれに対して答えてください。

○町長(服部千秋) ですから、弁護士がされていたと思いますので、そしてその後、法廷の話になると、司直という表現が使われていたと思いますが、そういう流れで進んでいたのもそのように理解したということでございます。私自身もそれがいつかいつかと、本当にそれでしたら早くしてもらったら、私も司直というから、いつそうなるかはっきり分からない、いつされた、そういうようなことは聞いたことがあります。ですから、そういう流れで進んでいる状況で、結果論としてこの日からこうだったでしょう、あなたはこうだったでしょと言われると、結果論はそうなのですけれど、なかなか、それによってというのは答えるのが難しいと思います。

それから、質問でないことを今福田教育長職務代理者が長くしゃべられましたので私もちょっとしゃべらせていただきたいと思っておりますけれども。

○議長(中島貞次) いや、質問に対して答えてくれたら、それでオーケーです。

(上山隆弘議員「今の答えですか」の声あり)

一問一答方式ですから。

上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 今のが答えなのですね、町長。

○議長(中島貞次) 町長。

○町長(服部千秋) 先ほどからお答えしておりでございます。結果論で、何日からどうであったらと言われても、流れの中で進んでおりますので、その点を……。御理解していただけないかと思いますが御理解いただきたいと思っております。

○議長(中島貞次) 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 教育委員も不在では困るのもよく分かっていることですし、誰も悪い人ではなかったもので、組織的に問題を解決するためには教育長がああの時期になぜ辞めたのかも、今では不明のままです。結局耐えられなくなって辞めたのでしょう、いろんなことに対して。じゃあ、その間、なぜそこまでいようという考えでいらっしまったのか。

それに教育委員たちだってそういう問題、人権に携わる部分であるし、教育に関わる分野です

から、やっぱりそこら辺はしっかりしたいです。なおかつ、時間をかけていく中で話がおかしいじゃないですか。その間に町長がやってなかったこと、これは本当に不信任に値するぐらいまずいことをしていますよ、ほったらかしにしたというのは。任命権者として任命の責任をどうこうよりも、ほったらかしにしたということが大問題です。なおかつ、教育長職務代理をされている教育委員にあのような答弁をもらうというのは前代未聞だと思います。御自身で進退をしっかりと考えていただきたいと思います。セクハラ疑惑があったかなかったかを聞いているのじゃない。町長が町長としての責任を果たしたかどうかなのです、大事なことは。このセクハラ問題についても、解決なんていうのはあなたの姿勢次第ですから。教育長を辞めさせて終わりじゃないのです。辞めさせたみたい言い方も途中するときもありましたけれど、違います。もう少しよく考えていただきたいと思います。

6番の質問に入ります。

町長としての姿勢を問う。

私が町議会議員に当選後、町長の判断や対応が問題の根拠となっている事案はこれまでも質疑、指摘を行ってきた。太子町に対し、心配の声も受ける。町長の考えを確認する。

(1)町長という立場は大きな権限を持つ立場であり、選挙で選ばれる立場でもあり、尊重し我々も向き合っているが、議会を軽視した姿勢が見受けられる。議会に対してどのような考え方で向き合っているのか。

(2)問題が発生したときこそ、その対応でリーダーとしての姿勢が問われることも多い。行政として問題が発生したとき、自ら判断し、または関係者と協議し、最終的には町長が方向性を確認するはずだが、その責任について町長はどのように考えるか。

(3)これまでの答弁においても謝罪や参考にするなど、改善に関わる発言も頂戴しているが、御自身の思いから、町として、あるいは組織的によくなったことはどのようなことがあるか、町長になられてから自己評価する実績は何か。

(4)住民が服部町長に対して期待していることはどのようなことであると認識していますか。

以上。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） まず、1点目ですけれど、上山議員は議会を軽視していると言われますが、私自身は全くそのようにはしておりません。以前に町政混乱解消に係る要望書への回答などでもお伝えいたしました。町当局と議会が町政進展の両輪となり、聖徳太子没後1400年を迎えた“和のまち太子”の一層の発展に向け、住民の皆様とともにポストコロナ、ウイズコロナ社会の中での新しいまちづくりを実践できますよう生産的で発展的な関係を持って協力していきたいと考えております。

質問(2)ですけれども、議員のおっしゃるとおり、対話を重ねた上で最終的に私の責任の範疇にある事項については私の責任で決定するものと承知しております。

質問(3)に対する答弁ですけれども、政策面で申しますとさきの6月議会において、まだ任期半ばであり途中経過といった形ではございましたが、公約である「20のお約束」の状況について御報告させていただきました。また、組織としては特に昨年の杉原副町長の就任以降、職員との距離が近く親身になって相談に乗っていただき、私の思いや職員の思いを融合させながら、ともに町政を運営できていると、それを実感しております。内部では職場環境への意見交換も活発に行われており、今年度は職員募集の効果的なPRなどにより昨年度を大幅に上回る応募に至ったところであります。これらも職員皆様のおかげと感謝しております。町政への評価は住民の皆様がなされるものであり私自身が点数をつけることは控えさせていただきますが、さきの答弁で

も申しましたとおり、町当局と議会が町政進展の両輪となり緊密に連携しながら、住んでよかつたと思えるまちづくりに向け、一丸となって歩みを進めていきたいと考えております。

質問(4)に対してですが、様々な御要望がある中で財政状況も考慮しながら、政策的にはどうしても最大公約数として落とし込んでいくことが多くなってしまいますが、私は丁寧に住民の皆様声を聞き、当たり前のことではあります、できることは手間を惜しまず誠実に実行する。公平性や平等性を欠くことは行わないとの信念の下、公務に当たっておりますので、住民感覚を持って取り組む現在の姿勢の継続を期待していただいているものと認識しております。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 議会軽視というのは、こちらが軽視されてるかどうか感じるかという部分ですけれども、内容的にであったり、建設組合に対してもそうですし、教育委員会に対してもそうですけれども、自分以外に対峙するものに対してあまりにも失礼な態度が多いと私は感じていますし、そう言わざるを得ないと思っています。みんなが町のために尽くそうとしている、そういう方々に対して被害妄想が大き過ぎる。町長として、いろんな意見があるわけですから、それを共有させてあなたが示していく、そういった姿勢が求められるのだと私は思っていますが、いろんなところを怒らせる。言った言わないの話が多い。全然直らないじゃないですか。

もっとよく考えていただきたいと思えますし、今日の質問の流れの中でも住民はこれからは行政というものが自治会だけではなくて直接的に対面していかなくてはいけなくて課題も多い、県のせいにする、国のせいにするのじゃなくて、太子町としての行政能力を高めていかなくてはいけないのです。太子町では権限としてできないというような事情でない。建設組合から出されたこと、入札について精度を高めていくこと、住民が求めているのは太子町の行政能力のアップです。そのためには職員が足りてないのじゃないか、職員が足りてないものは埋めていく、コンプライアンスを高めながら自立した行政体に変えていかなくてはいけないときなのです。教育にしてもそうです。でも、ずっと何かしら、人事の関係にしても問題が起こる。原因は何かと分析しないといけないと私は思いますが、町長はそのあたりはどう思いますか。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） この場で言えることと言えないことがあります。先ほど来出ている——ちょっと遡って恐縮ですが、教育委員会の云々も本来であればいろいろとこういうところでなく腹を割って話し合えれば私はありがたいと思っていますが。

先ほどの職員の人数ですとか、仕事の進め方、今能力という言葉が使われましたけれども、そういったことについても、人数もめちゃくちゃ増やすことは、一方でまた財政的なこともございますが、そういったことも含めたり、また能力というか職務の遂行に当たってのことも私自身は内部で言ってきました。議員の皆様から見られると足りてないじゃないか、まだ研修が足りてないのじゃないかとか、いろいろ御意見はあるものと思います。片や、人数を増やす一方で、また人数を幾らでも増やしたらいいのかという御意見も出るかと思いますが、いろんなことを考えながら進めさせていただいておりますので温かく見ていただければありがたいと思います。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 住民が期待していることは、今日のような流れを見ておると、はっきり言って——確かに町長に期待をしている町民もあるでしょうが、自分が指名した人間も守れない、その責任の取り方についても言い訳ばかりのような答弁にしか聞こえないようなことを繰り返すというような状況では、もう住民があなたに期待するのは辞職です。もう本当に辞めていただきたいです。もう太子町は壊れます。組織としての対応についても考えてないという答弁を過去にもされてます、「組織のことまで考えてなかった」と。考えないなら、何も問題に対して向き合えな

いなら、あなたは辞職すべきです。

○議長（中島貞次） 町長。

○町長（服部千秋） 今の言葉の「組織のことを考えていなかった」ということについては、上山議員が議会だよりに載せられたときに、私自身に対しても町民からあったので、町長こんなことを言ってるじゃないかといって確かめましたところ、それは私が議員のときにはそこまで考えられていなかったとしゃべっていて、その一部分をカットして上山議員が載せられました。そのことについて議会事務局にこちらが申し入れて直された——直された実物は私は確認していませんが——直すということでされました。ですので、そういうことを言われるから、そもそも上山議員は、そのときにそのことを議会事務局から言われてるはずですから、知ってるはずじゃないですか。ですから、組織のことを考えていなかったというのは、議員のときに組織全体のことまで——皆様は見えているかもしれませんが、私の場合そこまで十分に見えていなかったとこの議場で申していますが、そこだけを切り取って議会だよりに載せるということはやめていただきたい。また、それをあたかも、訂正をお願いしたにもかかわらず、再度同じことを言う失礼はやめていただきたいと思います。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 その発言について、議会だよりの記事については私が悪いこともありましたので、それは謝罪させていただきます。ただ、通して行政能力を高めていこうとするときに自分のビジョンも語れない、人権問題に関わる問題のけつも拭けない、太子町としての姿が見せられない、こんな状況が当たり前になればなるほど、みんなもう——出原議員が言ったのはそのとおりですよ——本当憂鬱です、何をするにしても。あなたの存在が非常にみんなにとって——期待をしますけれども、そんな状況では全然駄目です。まずは被害に遭われた方に早急に対応していただきたいですし、これからその後、自分の進退についてはいま一度しっかり考えていただきたいし、周りの部長もしっかり言ってやってほしいのです。副町長、自分がちゃんと助けていきます、しっかりしてやっていきますと副町長になったのでじゃないのですか。

○議長（中島貞次） 副町長。

○副町長（杉原勝由） 私自身もいろいろ反省しております。いろんな御進言をさせていただいて、そこでもやはり葛藤もあります。そうした中で、やはり自分の力が足りないというのも実感しております。大いに反省しています。すみません。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 副町長も一人になる必要ないです。総務部長、生活福祉部長、経済建設部長は県から来られていますけれども、みんなで駄目なことは駄目だよと言って、おかしいことをしたらこれは違うのじゃないかと、しっかりしないと、みんな不安じゃないですか。教育次長はどうですか、教育委員会の問題があって、本当に間に挟まれて大変な立場じゃないかと思えますけれど。

○議長（中島貞次） 教育次長。

○教育次長（栗岡正則） 今回の件につきましては、教育委員会が非常に反省すべき点が多々あったと思います。一番に考えなければならないのは、やはり辞められた教育委員のことでもあり、また保護者、先生方、子供たち、それぞれの場で不安に思っていること、心配に思っていること、このようなことを招いてしまったことは私どもの責任と深く反省しております。

○議長（中島貞次） 上山隆弘議員。

○上山隆弘議員 議員の皆さんも今日の服部町長の姿勢を見られて思うところはあろうかと思えます。この1カ月の間に対応に対する責任を確認できないときは、やはり決断することは決断し

ないといけないと私は思います。太子町が信頼ある町にまた戻っていけるよう……。大変つらいのも分かりますし、副町長の答弁も分かります。分かります。分かるけれど、あなたは副町長なのです。皆さんは部長なのです。どうか問題が解消されて、聖徳太子没後1400年を迎えている状況がよくなって、太子町に信頼を取り返せるように努めていただきたいと思います。

これで一般質問を終わらせていただきます。ありがとうございました。

○議長（中島貞次） 以上で上山隆弘議員の一般質問は終わりました。

~~~~~

日程第2 請願第7号 大津茂川左岸堤防線外除草工事（その2）の積算間違いを指摘した後の太子町の対応と考え方の公表を求め、問題点を確認し改善を求めるための請願

○議長（中島貞次） 日程第2、請願第7号大津茂川左岸堤防線外除草工事（その2）の積算間違いを指摘した後の太子町の対応と考え方の公表を求め、問題点を確認し改善を求めるための請願を議題とします。

ただいま上程中の請願第7号は、会議規則第92条第1項の規定により、お手元に配付いたしました請願付託表のとおり総務経済建設常任委員会に審査を付託します。

以上で本日の日程は全部終了しました。

次の本会議は9月2日午前10時から再開します。

本日はこれで散会します。

御苦労さまでした。

（散会 午後6時59分）